平 成 15 年 第 2 回

高森町議会６月定例会会議録

平成 15 年 6 月 27 日 開会
平成 15 年 7 月 4 日 閉会

高　森　町　議　会

６ 月 ２ ７ 日（金）

（第１日）

平成１５年第２回高森町議会定例会（第１号）

平成１５年６月２７日
午前１０時００分開会
於　　議　　場

１．議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第　１　会議録署名議員の指名について

５番　甲斐　直三君

６番　野中　謙三君

日程第　２　会期の決定について

（１）会　期（８日間）

自　　平成１５年６月２７日

至　　平成１５年７月　４日

（２）会期及び審議の予定

月　　日	会議の種類	備　　考
６月２７日（金）	本会議	提案・説明
６月２８日（土）	休　会	
６月２９日（日）	〃	
６月３０日（月）	本会議	質疑・付託
７月　１日（火）	本会議	一般質問
７月　２日（水）	休　会	常任委員会
７月　３日（木）	〃	常任委員会
７月　４日（金）	〃	委員長報告・討論・採決

日程第　３　同意第　５号　高森町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

日程第　４　議案第２７号　平成１５年度高森町一般会計補正予算について

日程第　５　議案第２８号　平成１５年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第　６　議案第２９号　平成１５年度高森町老人保健特別会計補正予算について
日程第　７　議案第３０号　平成１５年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第　８　議案第３１号　高森町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第　９　議案第３２号　高森湧水トンネル公園設置条例の一部を改正する条例について
日程第１０　議案第３３号　高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条約について
日程第１１　議案第３４号　高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１２　議案第３５号　辺地に係る公共的施設の整備計画について

２．出席議員は次のとおりである。（１３名）

１番	宇藤　敬君	２番	白石博昭君
３番	山室克尋君	４番	山村將護君
５番	甲斐直三君	６番	野中謙三君
７番	本田生一君	８番	甲斐廣國君
９番	後藤和昭君	１０番	甲斐正一君
１１番	相馬俊行君	１２番	三森義高君
１４番	後藤英範君		

３．欠席議員は次のとおりである。（１名）

１３番　佐伯金也君

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（２２名）

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	佐藤昭也君
総務課長	渡辺哲郎君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	佐伯実範君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	岩下光廣君	税務課長	後藤秀希君
農林振興課長	廣木冨八君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	桐原一紀君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	二子石　衛君	野尻出張所長	岩下健治君

収入役室長	岩　下　昭　久　君	教育委員会事務局長	岩　下　生　人　君
監査事務局長	佐　伯　秀　和　君	農業委員会事務局長	村　嶋　兵志郎　君
総務課長補佐	古　澤　建　生　君	企画財政課長補佐	甲　斐　敏　文　君

５．本会議に職務のため出席した者の職氏名（２名）

議会事務局長	長　尾　和　博　君	議会事務局係長	佐　藤　幸　一　君

開会　午前１０時００分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（相馬俊行君）　おはようございます。

まず、新人職員の自己紹介をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○職員（植田雄亮君）　始めまして。今期からこの高森町役場で働かせていただくことになりました植田雄亮と申します。よろしくお願いします。議員さんと町民の方々と力を合わせて、町を少しでもよくしていくために尽力を尽くしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○職員（本川　宰君）　こんにちは。本川　宰です。今年から採用になって、まだわからないことがいっぱいありますが、がんばりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君）　ありがとうございました。続きまして、新人管理職の自己紹介をお願いいたします。

○商工観光課長（佐伯実範君）　このたび、商工観光課長をやらせていただくことになりました佐伯実範でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民生活課長（瀬井公吉郎君）　おはようございます。住民生活課長に任命されました瀬井公吉郎です。今後とも、ご指導よろしくお願いします。

○高森中央出張所長（田上真一君）　おはようございます。高森中央出張所長を命ぜられました田上真一でございます。住民福祉のために精いっぱいがんばりたいと思います。よろしくお願いします。

○草部出張所長（二子石　衛君）　草部出張所勤務を命ぜられました二子石です。地域の住民の方々、戸数４００、人口約１，２２０名の方々と共に楽しい明るい地域づくりにまい進してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○総務課長補佐（古澤建生君）　おはようございます。総務課長補佐兼務で政策係長、行政係長の任命を受けました。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　ありがとうございました。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　おはようございます。

大変梅雨空の下、今日は、第２回定例会が開かれるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。各議員の皆様におかれましては、公私何かとご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

まずもって、町村合併の動きについて、ご報告を申し上げます。

去る６月の２３日、阿蘇郡蘇陽町を合併対象とする合併協議会設置請求が提出されました。町は、これを受け、直ちに請求代表者への受理の通知、また、町民への皆様への周知するため、告示を行ったところでございます。そして、蘇陽町に対し、協議会の設置について、議会に付議するか否かの意見照会を行う必要があり、蘇陽町との日程がやっとつきました。本日、蘇陽町に出向き、意見を求めることといたしております。

合併問題につきましては、議会に特別委員会が設置してありますが、今後の合併を十二分に論議する必要がありますので、執行部局におきましても、これまで内部検討会を開催してまいりましたが、さらに、合併問題に伴う事務検討委員会を近々立ち上げてまいることといたしております。今後とも合併問題に関しましても、議会との意見調整が最重要であろうかと考えますので、何とぞご配意いただきますよう、よろしくお願いをするものでございます。

さて、町政運営に対する私の所信の一端と、主な政策課題についての基本的な考え方を申し述べ、各位のご了解をいただきたいと存じます。

新世紀を迎え、先の見えない不況や国際関係の危機など、さまざまな問題が山積みされ、正直に申しまして、情報化、国際化と呼ばれる一方で、毎日の暮らしや未来の社会に不安を抱かれる方も多いのではないかと思います。

今後、本格的な少子化、高齢化社会の到来、国際的構造の変革など、次々に訪れる状況を踏まえ、将来の高森町はどうあるべきか、将来のために、何をすべきかという町民の視点に立った町民のための町政、ここに民間の発想と手法を取り入れた行財政改革、情報公開、住民参画を基本として変革への挑戦と、開かれた町政を実行してまいりたいと思います。

そこで、町政１つ１つに着実に取り組み、確実に実行していくこと、これが大きな柱ではあります。

さらに、高森町７，７００人の暮らしを安定させるための町政とするために、町民一人一人としっかりと向き合い、じっくりとその声に耳を傾ける、これが私のすべき最大、最優先の課題と踏まえているところでもございます。

もっとわかりやすくお伝えするために、３つの視点と８つの行動としてお話を申し上げたいと思います。

まず、７，７００人の町民、そして、阿蘇の大自然、新世紀を迎えた新たなる町政、この３本の柱の一本化を体現化したやさしいまちづくりを目指してまいります。具体的には、高森町を支える人、自然、行政、この３本の柱を機軸とし、共存

させることが大きな課題でもあります。このどれ１つをとりましても、高森町ならではの誇りある宝物であり、欠かすことのできない未来永劫の財産であります。何よりも町づくりの基本としてのこの３本の一本化が高森町の繁栄を力強くバックアップするものと考えております。

２番目に、次世代につなげる明るい未来ある高森町にするということでございます。今、地方分権時代にあって、これからの地方の知恵と工夫による地域の特色を出すことが求められております。このことは、地域の実情や地域の声に基づく地域独自の政策が行われるような行政のシステムをつくっていくことであります。子供から老人、老若男女の町民すべての意見を取り入れた町づくりの集大成といたします。例えて言いますならば、町民一人一人が町の株主となる株式会社高森町の構築であります。

３つ目が生活環境、地域産業を充実させる安心で豊かなまちづくりであります。町の豊かな水と緑、そこに育まれる美しい自然を守りつつ、安全で豊かな生活環境をつくり、農林業、商工業の振興を図るなど、統括的に地域産業の活性化を促進いたします。

また、若者の雇用確保、町民一人一人の人権が尊重される夢と希望の持てる町土の均衡ある発展に努め、さらに、地域の特性を活かしながら、職住遊学の生活機能を総合的に整備し、心豊かなふるさと高森をつくりあげてまいりたいと思います。

以上、３項目はまず、町民の皆様の視点で、そして、私が構築してまいります新高森構想であります。

次に、８つの行動計画について申し上げます。

まず、第１に、農業問題であります。

全世帯数２，６００強の世帯のうち、およそ６１０世帯が農業・林業、同じく２１０世帯が畜産業であります。まさに、農業生産を中心とした町であります。特に、農業は、地域振興、あるいは、地域経済の活性化にも大きな影響を及ぼす重要な産業であります。農業振興は、地域の社会経済とも深く関わっており、農業振興なくして、町の振興は図れないと言えると思います。

このように、地域経済の中で、大きな役割を果たし、町土保全など、公益的な機能を有する農業を今後とも綿々と維持し、自然と共存する大地づくりを目指してまいります。

また、町の７６％が山野部という本町におきましても、森林の果たす役割は非常に大きく、木材など、林産物の供給はもちろん、水源の涵養や山地災害時の防止機

能としての住民の生活とも深い関わりを持っております。このように、環境資源としての豊かな自然を守るため、森林所有者が意欲を持って、林業経営に取り組める未来型森林構造を充実強化し、また、森林の放置状態を解消していくことが、基本でもあります。

あわせて町土の保全や林業生産活動、間伐をはじめとする森林整備の促進を進め、若者の就労の場としての恒常的な雇用の確保も図ります。さらに、流域単位の森林管理を基本とし、上流の住民と下流の受益者との連帯を強化し、森林整備にかかります費用は、下流に住むものも応分の負担すべきとし、水源税や森林交付税といった特定財源の創設を積極的に進めてまいります。

第２に、女性の社会進出についてであります。

男女均等法、また、最近言われております男女平等参画社会、少子化高齢化社会といった社会構造の変化を反映し、女性の社会進出や若者の雇用促進を支援してまいります。

現在、我が高森町には、約４，０００人の女性が居住しております。こうして、数字だけで見ますと、やはり男性を上回る数字となり、こうした状況を踏まえましても、女性問題は非常に重要な課題であることが伺えます。

こうした中、現在、本町では、女性、若者雇用型の企業を誘致する必要がございますが、社会情勢が厳しい中、進出企業が望めないため、例えば、湧水館の利活用や収益といった地域産業の見直しができるようではないかと考えております。

もちろん、積極的に社会進出を具体的に支援するためには、安心して子どもを産み、育てられる環境の整備が同時に必要不可欠であるとも考えております。

具体的な対策の１つといたしまして、出産者支援制度を取り入れることも計画することとしております。また、保育園のあり方を見直し、時間外保育、休日保育を実施してまいります。そうして、財政事情が許せば、中学までの児童生徒の医療費免除等の措置も考えることとしております。何よりも地域性を考慮いたしまして、こうした女性の社会進出、若者の雇用におきましても、垣根を取り払った地域ぐるみの理解と助成、そして、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

第３に、少子化対策であります。

我が高森町は、町民７，７００人、６５歳以上の方々が２，２７０人となっております。これは、１０年前に振り返ってみますと、町民の約６％減少したのに比べましても、６５歳の比率は２８．３％と逆に増加の傾向にあります。このような少子高齢化といった問題は、我が国の深刻な課題の１つでもありますが、介護現場の抱

える山積み状態の問題をはじめ、過疎化、核家族化、少子化といった社会環境の変化、個人の価値観の多様化など、私達を取り巻く生活環境は、不安材料が存在しております。

そこで、この少子化高齢化に伴う生活環境保全対策としては、事前に環境を十分調査した上での子育て支援や教育援助、生涯教育に対応する新たな試みの実現が必要と考えております。

まず、高齢者の方々が第２の現役世代で、あるいは、生涯現役世代としてより自由な立場を活かして働き、楽しみ、地域社会に貢献するなど、安心して老後が過ごせるような施設整備等の着実な施策を講じてまいりたいと思います。

次に、少子化対策でございますが、現在、１５歳以下の子供さん方は、我が国では２，０００万人を下回るという数字が出ております。少子化の原因の１つは、仕事と育児の両方が困難な社会や職場環境にあるということだと思います。２つ目には、育児に伴う経済負担感が大きいということ、第３には、晩婚化、未婚化にその原因があると思われます。

このようなことから、乳幼児医療制度の充実や出産祝い金など、出産者支援制度を取り入れるなど、子供の健やかな成長を助ける子育て支援社会の構築に取り組みます。

第４に、福祉についてであります。

２１世紀に問いかける課題の１つが福祉問題であります。現在、６５歳以上が本町では２，２７０人、これが１０年後の２，０１３年にはおよそ２，５００人になると思われます。つまり、高齢化をはじめとする子供や女性、そして、障害者といった弱者に対する心のこもった福祉社会づくりが最優先で、課題でもあります。

核家族化や過疎化といった山村部の抱える問題は、本町では例外なく、地域性に配慮した福祉行政で、子供やお年寄り、障害者にやさしい環境づくりを整えてまいります。

現在、市街地の歩道整備は行われておりますが、例えば、歩道と店の玄関先の段差解消が必要ではないかと考えております。このために、必要と思われる地域、要望の高い周辺においては、改修費用の一部を補助するなど、具体的な措置を講じることが考えられます。

その一方で、いわゆる福祉行政の基本は、先にも申しましたが、子供やお年寄り、障害を持った方々や病気の方、あるいは、家族を守る役目を担いながら、社会に進出して働こうしている女性の方々など、いろいろな不都合を少しでも取り除く

ことが必要かと存じております。

第５に、観光振興についてであります。

観光という分野は、本町において、今後の基幹的な事業として、大変重要なテーマの１つと考えます。世界に名だたる火の国阿蘇を仰ぎ、緑豊かな自然と文化、そして歴史的な資源を温存しているこの根子岳、この類に稀な恵まれた環境こそ本町の最大の観光財産であります。私は、環境の保全と観光整備という両面から、これまでほとんど手つかずで残されている貴重な地域の観光開発に思い切った発想で、整備し、魅力発見に努めることが重要な課題であろうと考えております。

２１世紀の観光事業は、見る観光から体験学習する観光へと大きなニーズの変化に対応することが課題となってきます。

そこで、町政におきましても、湧水公園をはじめ、千本桜、高森温泉館、朋遊館、奥阿蘇物産館といった数々の既存の施設を機軸に、俵山グリーンロードなど、広域観光ルート開通による効果的な観光誘致を関係機関と十分連帯を深めながら、積極的に観光整備にすることにしております。

また、今日、ものの豊かさにより、心の豊かさが志向され、ますます文化的な欲望が高まりつつあります。なかんずく、地域文化の創造という面におきましても、第１に、世代を担う子供達に対しましても、独自に支援することが求められております。

まず、自分の周りにある生活文化や伝統文化を理解させ、そして、自分達の力で、新しい時代をつくる独創性を養わせ、さらに、個性ある郷土芸能の若い担い手として、育成していく必要があると思います。

もう１つが、町民一人一人が改めて豊かさを実現し、充実した生活を送るために行政のあらゆる分野に文化的要素を取り入れ観光その他の関連産業の振興にも力を注いでいくということであります。今後は地域性をより全面的に押し出した個性豊かな地域文化の創造と発信を図るため、文化活動の環境整備を行い、また、地域住民が身近に文化スポーツ活動に参加できる機会や施設を拡充する、そうした、芸術文化の振興を図ることが、本町の未来あるまちづくりになろうかと思います。

第６に、商店街の活性化並びに社会資本の整備についてであります。

奥阿蘇に伝わる伝統芸能の承継と町民の声を反映した商店街づくりで、町の活性化を図り、新世紀の経済基盤構想による発展と繁栄を実現してまいります。

これまでの町の商店は、地域への社会貢献、さらには、文化保存を推進する機軸としての役目を担ってまいりました。この結果、大規模商店ではできない消費者と

密接なつながりをアピールしながらも、創意工夫を凝らし、個人経営ならではの良さや魅力を持ったまちづくりが実践されてきました。今後も商店街の振興という点におきましても、このまちづくり理念を基本に、地域の特性を活かした取り組みが最優先であると考えております。

農林業を基幹産業とする我が町では、地酒や高菜漬け、ハムなど、特産品や加工品など、高森ならではの豊かな物産も生産しております。町の経済的な活性を実現させることはもとよりのこと、私達が精魂込めてつくった生産品をより多く商品として流通させることが高森町本来のあり方であり、つまり、地産地消の場として、商店街を積極的に利用することが連鎖的にも町の活性化につなげるものと考えております。

そこで、これを機会に、賑わいのあるまちづくり事業を創設し、積極的に市街地活性化を進めてまいります。

また、町土の均衡ある発展を図り、基幹道路の整備や災害に強い町土づくりを目指したいと思います。

河川の改修など、産業や生活を支える町民の視点から、町の発展に努めてまいります。

特に、土木行政推進に当たっても、基本姿勢は町政の基本方向の１つであり、高齢者や障害者など、社会的に弱い立場の人々に配慮したやさしい道づくりを実現してまいります。そのためには、交通網や生活環境、産業基盤等の社会資本の整備を着実に推進していくことが重要だと考えております。

７番目に、開かれた町政についてであります。

一段と自立した町政が望まれる状況にある中にあって、何よりも優先すべきは、町民が安心して暮らせる雇用情勢の確保、町村合併など、県政との取り組みももとより、地方分権の時代に向かうことを誇りとする魅力あるまちづくりを目指すことにいたしております。

また、本格的な少子化、高齢社会の到来や、情報化、国際化が求められ、社会構造が日進月歩の勢いで様変りする中にあり、町政におきましても、このような変化に対応し、新たな社会システムをどのように構築していくか、大きな課題でもございます。このことを踏まえ、将来のために何をすべきかという観点から、町民による町民のための町政を進めていくことが最重要、必要だと思っております。

つまり、地方行政における町政の位置づけを町民にご理解いただくよう、開かれた町政をスローガンに、情報公開を積極的に推進し、町民の視点と地域密着性を最

優先にした施策に取り組んでまいります。

さらに、町民一人一人の人権が尊重され、夢と希望の持てる町土の均衡ある発展を目指し、南阿蘇の雄都として、文化の息吹く、風格あるまちづくりを進めてまいります。

また、地方分権によって、これからは地方の知恵と工夫による地域の特色を出すことが求められております。私も町民一人一人の知恵と力を集め、町の活性化を図ります。これこそまさに、町政一つ一つであり、町民一人一人という私の理念の集大成でもございます。

８番目に、国際化、情報化についてでございます。

グローバル化の求められる時代を迎え、我が町も例外ではなく、国際情報化に対応した情報通信や交通体系の整備を推進していくと同時に、安心・安全・快適な地域づくりを確立することが、これが最大の願いでございます。

今後、町政を進めるに当たって、情報通信を効果的かつ有効的に活用することは、大きな意義があると認識し、総合的な取り組みも必要であると考えております。

最近では、社会保障ニーズの増大、生活基盤の地域間格差の拡大といった地域的な課題の解決手段の一つとして、この情報通信が注目されているところでもございます。

ご存じのように、あの阪神淡路大震災を契機に、一気にその重要性が認められ、整備された面もありますが、災害発生時の対応、そして、情報収集、伝達体制の整備を図り、国立公園に位置する山間部特有の気象情報や災害状況を一元的に情報収集し、災害発生時の機動的な体制と総合的な対応の整備、そして、常に安全を重視したまちづくりに努めてまいります。

一方、国際化という面におきましては、外国の人々との相互理解を深めるためのコミュニケーション能力の育成が極めて大切な課題であります。

この国際理解を深めるための教育という点では、これまでどおり、アメリカのモンタナ州への派遣を引き続き行うことにし、両方の文化交流を通じて、国際色豊かな町としての文化保存に努めてまいります。

このように、国際化と情報化を確実に体系化させることが何よりもインターネット関連をはじめとする最近の情報通信の動向に適切にスピーディーに対応し、町独自の的確なビジョンを持ち、地域情報化推進を図る、これこそ町民の暮らしのネットを豊かにする町政の中核であり、高森ニューウエーブのテーマでもあります。

以上が、これからの町政の所信であります。これから、諸計画はいずれ早期解決を迫られている問題ばかりでございます。幸いにして、清新はつらつなる議員各位をお迎えできたことは、各般の事業遂行上、非常な力強さを覚えております。また、感謝にたえない次第でもございます。

なお、今定例会におきましては、人事案が１件、予算案が４件、条例案が４件、辺地計画案が１件、合わせまして１０件のご審議をお願い申し上げるところでございます。

何とぞよろしくご審議いただきまして、また、同意を賜りますようお願いをいたしまして、ごあいさつといたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（相馬俊行君）　どうもありがとうございました。

ただいまから、平成１５年第２回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

１３番　佐伯金也君からの欠席届が出ていますので報告をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、５番　甲斐直三君、６番　野中謙三君を指名いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　会期の決定

○議長（相馬俊行君）　日程第２　会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長　本田生一君。

○議会運営委員長（本田生一君）　７番　本田生一でございます。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成１５年第２回高森町議会定例会の会期につきましては、本日６月２７日から７月４日までの８日間と決定しております。以上、報告いたします。

○議長（相馬俊行君）　議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。よって、会期は、本日６月２７日から７月４日までの８日間と決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３　同意第５号　高森町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（相馬俊行君）　日程第３　同意第５号、高森町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　同意第５号、高森町固定資産評価員の選任についての提案理由を説明いたします。

本町の固定資産評価員、岩下光廣君を平成１５年６月１日の人事異動により、その職を解き、そして、その後任に阿蘇郡高森町大字高森１６６７番地　後藤秀希、生年月日、昭和２５年７月２日、税務課長を充てることといたしておるところでございます。

以上、提案理由といたします。

○議長（相馬俊行君）　提案理由に説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　討論なしと認めます。

これから同意第５号、高森町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本件に付いて、同意することにご異議ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第５号、高森町固定資産評価員の選任については、これに同意することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（相馬俊行君）　お諮りいたします。

本日、提案されております議案第２７号から議案第３５号までは、本日は提案の

みといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。よって、議案第２７号から議案第３５号までについては、本日は提案のみとすることに決定をいたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第４　議案第２７号　平成１５年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君）　日程第４　議案第２７号、平成１５年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　議案第２７号で提案申し上げました高森町一般会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、先にご承認いただいておりますいわゆる骨格予算に政策的経費を盛り込んだ肉付け的予算となるものでございまして、既定の歳入歳出予算それぞれ５億３，０７２万７，０００円を追加し、総額を４４億５，３７２万７，０００円とするものでございます。

現在、本町が置かれております状況は、皆様もご案内のとおり、非常に厳しい状況にありまして、今回もそのような状況を踏まえ、住民福祉の向上に密接に関係するところと、先に制作されました平成２４年度までの財政見通しをベースとして、将来にわたる財政基盤の安定に重きを置いた編成としております。

それでは、説明をしてまいります。

８ページ、債務負担行為につきましては、高森東小学校コピー機リースに係るもので、期間を平成１６年から平成２０年まで、限度額を４３万６，８００円とするものでございます。

９ページ、地方債の補正につきましては、今回、補正計上しております事業実績に係る財源としての補正であるもので、補正後の借入限度額は６億７，６５０万円となります。

それぞれ歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

１２ページの地方交付税につきましては、現状で把握できる範囲内７，８５０万円を追加計上しております。

次に、分担金につきましては、野尻地区移動通信施設整備に係る事業者からの分担金を計上しております。事業者はＮＴＴドコモ・ＫＤＤＩの２社でございます。

次に、使用料につきましては、今回、条例改正をご提案申し上げましたが、湧水

トンネル公園の入場料を大人１００円から３００円に引き上げることとする増収分を計上いたしております。

このことにつきましては、駐車場をはじめとして、今後の施設維持及び整備に要する費用も増大する傾向にありますことから、財政確保のためにご提案を申し上げたところでございます。

１４ページに、総務費国庫補助金は、移動通信施設整備費につきましての国庫補助金５，２１１万１，０００円計上し、教育費国庫補助金は社会教育のための学習拠点施設整備のための補助金を計上しております。

１７ページ、繰入金は、財政調整基金から１億円の繰入を行います。このことにより、今年度は２億５，０００万円の繰入となります。

１８ページ、町債は、道路整備、移動通信整備等に要する経費の財源として計上しております。なお、借入に際しましては、事業実施後、その元利変換償還金が後年度７０％から８０％、地方交付税に算入される辺地対策費、過疎対策費を選定しております。

次に、歳出の主なものをご説明を申し上げます。

１９ページ、議会費は、町村合併検討に伴う陳情、研修費を計上しております。

２０ページ、財産管理費は、建築後２０年を経過した庁舎の高圧受電設備の改修をはじめとした経費を計上しております。

また、林業総合センター管理費につきましても、同様な予算を計上しております。

２２ページ、企画費につきましては、野尻地区の住民の方及び駐在嘱託員から要望がありました携帯電話鉄塔施設の整備をする予算を計上しております。当地区は、役場出張所や保育園、小中学校及び商店街等があり、人の行き来も多い地域であります。このような状態から通常はもとよりのこと、非常時における携帯電話による通信の確保はますます重要なものとなっておりますし、情報通信の過疎地域をつくらないためにも、整備を必要とするものでございます。事業費は１億４００万円を見込んでおります。これは、国庫補助金が２分の１、５，２１１万円、通信事業者は６分の１、１，７３７万円、町負担が残りの３，４７４万２，０００円となります。なお、町負担のうち２，３６０万円につきましては、元利償還金の８０％が交付税に算入される辺地対策事業債の借入を予定しております。

同じく対策事業費では、中心市街地活性化拠点施設整備に係る設計コンペの委託料を計上しております。このことにつきましては、私が議会総務委員長でありまし

た時に、用地の問題等から予算凍結をした経緯がご案内のとおりでございます。しかしながら、中心市街地及び商店街の活性化は大きな問題でもありますし、住民の方々により練られた活性化の計画でもあり、これからの計画と跡地の整備というのはお互いにすり合わせながら整備を図ってまいりたいと思っております。

今回、計上いたしましたのは、コンペ方式による整備を絵に描き、活性化グループ、風と森の会をはじめとして、住民の方々と一緒に整備を進めるための第一歩となるものでございます。

なお、整備につきましては、予定しておりました国の補助金が厳しい状況にありますので、できる限りの他の有利な財源を活用しながら、時間はかかりましても、真に必要なものから効果を見極めながら進めてまいりたいと思っております。

２３ページです。

水資源対策費では、豆塚～豆前線本管布設工事を始め、５地区の簡易水道施設の整備としての財源としまして、簡易水道事業特別会計に繰り出す予算４８９万円を計上しております。

２６ページからは民生費の各種団体補助や単独事業及び新規に開始される事業に係る経費を計上しております。

２８ページ、障害福祉費では、新規事業として、精神障害者居宅生活支援事業をスタートさせます。これは、精神に障害のある方を総合的に支援するための取り組みでありますが、委託看護、短期入所、地域生活援助、３つの事業からなっております。現在、３名の方が該当すると思われております。財源負担は、国の２分の１、県と町がそれぞれ４分の１を負担することとなっております。

同じく、同和対策費では、運動団体への活動補助金を計上しております。今後とも人権教育、人権啓発に関わる施策の推進を図ってまいります。

２９ページ、児童福祉施設費では、施設維持のための経費を計上するほか、現在、協議検討を続けております少子化による保育園の統合を視野に入れた集合保育のための経費として３００万円を計上しております。これは、週２回草部、草部北部、河原の３保育園の園児を野尻保育園で集合保育するための車借り上げ経費ございますが、統合がスムーズにできますよう、試験的に実施するものであります。送迎の方法につきましても、園児の安全性を第１に考え、より良い方法を検討してまいりたいと思っております。

３０ページ、環境衛生費は、緊急地域雇用創出特別基金委託事業を実施していきます。本年度も昨年度に引き続き、不法投棄による環境の整備を行ってまいりま

す。なお、不法投棄監視員によるパトロールや住民に対する広報を行い、不法投棄の防止に努めてまいります。

３２ページから農林水産業費です。農林業の現状は、非常に厳しい状況にあることから、赤牛産地の基盤確立に努めるほか、水田農家の確立のための施策をはじめとした各種の事業を引き続き実施するための予算を計上しております。

一方、農業経営の改善による優秀な経営体の育成を図る必要がありますが、施設型農業については、低コスト、高品質生産と調和を図りながら、機械化、省力化技術の導入、作業環境改善による労働の軽減など、種業環境の改善に努め、経営の合理化を推進することとしております。併せて、集約的な経営展開を図るために、各種団体と連帯を保ちながら、高収入、高付加価値化を推進してまいります。

林業の振興につきましては、木材価格の低迷など、状況はますます厳しさを増しておりますが、森林の整備、保護、育成は欠かせないものから、森林の有する水源涵養機能を強化するために、間伐事業の推進を努めてまいります。

このために、流域公益保全整備事業を活用するとともに、さらなる事業効果を高めるために、阿蘇郡森林組合と連帯を密にしながら、事業を進めてまいります。

３６ページから商工費については、現在、実施しております各種イベントを引き続き実施すると共に、商業の活性化、中心市街地の活性化に大きな役割を果たすことから、その振興に努めてまいります。

３７ページ、観光費では、平成１３年度から整備を進めております観光案内板設置の予算を計上しております。本年度は、国道２６５号線をはじめとして、４箇所に計画をいたしております。

越敷岳遊歩道につきましては、本年度４７メートルを整備することにより、完了をする予定でございます。

同じく、湧水館管理費につきましては、地域から出ておりましたが、停滞解消及び道路交通の安全性を確保するために、新たに公園西側に駐車場として５，９００平方メートルを借用することになりました。それに伴います必要経費と整備に要する経費を計上しております。

なお、本年度は、管理及び維持に要する費用も増加の傾向にあることから、先ほど申しましたように、１００円から３００円に引き上げる条例の改正につきましても、ご提案を申し上げたところでございます。

３９ページ、道路維持につきましては、町道の維持管理に要する経費を計上し、道路新設改良費では、大切畑～下切線、天神～前原線、下町～湧水館線をはじめと

した道路整備を実施してまいります。道路は、住民生活と密接な関係にありますので、今後とも維持整備に努めてまいります。

なお、整備を進めてまいりました社倉～蔵地線、色見環状線につきましては、本年度供用開始の予定であり、生活道路としての活性化及び安全性の確保に大きな役割を果たすものと考えております。

４０ページ、住宅管理費は、町営住宅の維持補修に必要な予算を計上し、入居者の生活環境を向上させるための整備を推進するものとしております。

４１ページ、非常備消防費では、１５年１１月１９、２０日の両日、東京都において開催されます自治体消防５５周年記念大会に要する関係経費を計上しております。

消防施設費では、地域消防施設の充実のために補助金を計上しており、消火栓ボックスが旭通り地区、森地区の２箇所、防火水槽が高尾野１箇所となっております。

続きまして、教育費でありますが、４４ページ、学校施設管理費では、本年度４月に開校いたしました高森中央小学校の安全確保と環境整備のためにバスの乗降口から校舎までの街灯の設置及び通路の舗装工事を計上しております。

４８ページ、社会教育費では、統合に伴う不用となった草部北部、色見、上色見小学校跡地のプールにつきましても、管理及び安全上の問題から、取り崩しをするための経費を計上しております。

４９ページ、備品購入費は、学校及び地域社会での生涯学習活動の一環として、衛星回線利用による情報を収集し、公開講座等に役立てるものであります。なお、購入に当たりましては、２分の１の国庫補助金を財源としております。

地方交付税の減少によりまして、財源不足に対応するために、経常的に支出されております補助金等の見直しにつきましては、平成１６年予算から適用することとし、年内に調整を終了するよう指示しております。このことにつきましても、各種団体の皆様におかれましては、痛みを伴うこととなる場合もございますが、現状を考えますと、遅からず、手をつけなければならないことであり、皆様にご理解とご協力を切にお願いをいたすところでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、今後、予算の執行段階におきましても、事務的経費の節減に努め、効率的な財政運営を目指してまいりたいと考えております。

どうぞよろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、説明といたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第５　議案第２８号　平成１５年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君）　日程第５　議案第２８号、平成１５年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長　後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君）　おはようございます。

議案第２８号、平成１５年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第１号について、説明を申し上げます。

今回の補正で総額に変更はございませんで、既定予算内での補正となります。

その内容は、議案第３３号で提案させていただいております国民健康保険税率の改定に伴います電算システム改正委託料と保健事業で実施しておりますボランティア協会研修のためのバス使用料をそれぞれ予備費から組み替え補正させていただくものです。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第６　議案第２９号　平成１５年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君）　日程第６　議案第２９号、平成１５年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長　後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君）　議案第２９号、平成１５年度高森町老人保健特別会計補正予算第２号について、説明申し上げます。

今回の補正は、平成１４年度の老人保健特別会計の精算金を一般会計に繰り出すものです。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第７　議案第３０号　平成１５年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君）　日程第７　議案第３０号、平成１５年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長　桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君）　おはようございます。

議案第３０号でご提案申し上げました平成１５年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第１号について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出それぞれ２，６２９万円を追加し、予算総額を１億５，００４万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、６ページからご説明申し上げます。

歳入の款４では、先ほどの一般会計からの繰入金４８９万円と、款８の地方債では、過疎債と簡易水道債の合計２，１４０万円を増額補正いたしました。

７ページの歳出では、現在、計画中であります水道本管布設工事等の４件分の工事請負費２，４９９万円と祭場水源地の予備ポンプとして、深井戸用水中ポンプ購入のため、備品購入費１３０万円の補正をいたしました。

以上、提案説明いたしましたが、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますよう説明を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第８　議案第３１号　高森町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君）　日程第８　議案第３１号、高森町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民生活課長　瀬井公吉郎君。

○住民生活課長（瀬井公吉郎君）　おはようございます。

議案第３１号、高森町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。

ご承知のように、住民基本台帳法改正により、住民票の写し転出証明書等の広域交付が受けられるようになったため、一部字句を改めるとともに、本年８月より住基ネット第２次サービスの稼動が開始されますので、各種サービス実施のため、住民本人の希望により、住民基本台帳カードを交付する必要があり、カード交付手数料を追加するための条例改正であります。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げ、提案理由説明といたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第９　議案第３２号　高森湧水トンネル公園設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君）　日程第９　議案第３２号、高森湧水トンネル公園設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。商工観光課長　佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君）　おはようございます。

議案第３２号、高森湧水トンネル公園設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。

本年度は、湧水トンネル公園の駐車場整備工事を計画中でございます。また、今後もトンネル内の付加価値をつけるため、施設整備の準備を進めているところでございます。

こうした湧水トンネル公園の維持管理及び施設整備充実を図るための今回の入園料改正でございます。どうか、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げして、提案理由説明といたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１０　議案第３３号　高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君）　日程第１０　議案第３３号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長　後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君）　議案第３３号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

地方税法の一部改正により、国民健康保険税の所得割額の算定に当たり、給与所得特別控除及び公的年金等特別控除が廃止され、青色専従者控除、長期譲渡所得等特別控除が適用されることになり、税の算定基準額が減額となったため、税率の改定をお願いするものです。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、お願いし、提案説明といたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１１　議案第３４号　高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君）　日程第１１　議案第３４号、高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長　岩下光廣君。

○保健福祉課長（岩下光廣君）　おはようございます。

それでは、議案第３４号、高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、提案理由のとおり、熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱の改正に伴い改正するものです。

内容につきましては、指定訪問看護の費用及び指定老人訪問看護の費用を新たに助成の対象にするとともに、条文の整理を行ったものです。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１２　議案第３５号　辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（相馬俊行君）　日程第１２　議案第３５号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画財政課長　村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君）　おはようございます。

それでは、議案第３５号でご提案申し上げました辺地に係る公共的施設の整備計画について、ご説明いたします。

今回の整備計画は、先の補正予算の提案理由の説明の中で、町長からご説明申し上げましたが、野尻地区移動通信用鉄塔施設整備に係る計画であります。この整備計画は、事業実施に伴い必要となる財源の確保に関するものでありまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律に基づき、ご提案申し上げるところであります。

この法律に基づく事業につきましては、辺地債の借入が可能となりますとともに、元利償還金の８０％が地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなり、町財政にとりましても、有利なものでございます。

また、補正予算額が計画額を約２，０００万円ほど下回っておりますが、これは、熊本県協議の際に用いた事業費でありますので、何とぞご了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、当計画を総務大臣に提出する場合、法第３条の規定によりまして、議会の議決を得ることが要件として規定されております。

以上、ご提案申し上げましたけれども、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げ、説明を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（相馬俊行君）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午前１１時１０分

６ 月 ３ ０ 日（月）

（第２日）

平成１５年第２回高森町議会定例会（第２号）

平成１５年６月３０日
午前１０時００分開議
於　　議　　場

１．議事日程

開議宣告

日程第１　意見案第１号　義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

日程第２　意見案第２号　「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書について

日程第３　議案に対する質疑・付託並びに一部採決

２．出席議員は次のとおりである。（１４名）

１番	宇藤　敬君	２番	白石博昭君
３番	山室克尋君	４番	山村將護君
５番	甲斐直三君	６番	野中謙三君
７番	本田生一君	８番	甲斐廣國君
９番	後藤和昭君	１０番	甲斐正一君
１１番	相馬俊行君	１２番	三森義高君
１３番	佐伯金也君	１４番	後藤英範君

３．欠席議員は次のとおりである。（０名）

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（２２名）

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	佐藤昭也君
総務課長	渡辺哲郎君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	佐伯実範君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	岩下光廣君	税務課長	後藤秀希君
農林振興課長	廣木冨八君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	桐原一紀君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	二子石　衛君	野尻出張所長	岩下健治君

収入役室長	岩下昭久君	教育委員会事務局長	岩下生人君
監査事務局長	阿南哲也君	農業委員会事務局長	村嶋兵志郎君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	甲斐敏文君

５．本会議に職務のため出席した者の職氏名（２名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局係長	佐藤幸一君

開議　午前１０時００分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（相馬俊行君）　おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

町長から発言の訂正の申し出があっておりますので、これを許可します。町長藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　おはようございます。

先に平成１５年度一般会計補正予算の説明の中で、湧水トンネル公園の入場料を１００円から５００円に引き上げると条例改正を申しましたけども、誤りでございまして、１００円から３００円に引き上げる改正でございます。発言を修正いたしますとともに、議事録の修正につきましても、合わせてよろしくお願いを申し上げます。

○議長（相馬俊行君）　お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１　意見案第１号　義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

○議長（相馬俊行君）　日程第１　意見案第１号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者議員を代表いたしまして、６番　野中謙三君。

○６番（野中謙三君）　６番　野中でございます。

提出者を代表いたしまして義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の趣旨説明をいたします。

ご存じのように、義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図り、経済的、地理的な条件や居住地の如何に関わらず、平等な義務教育が受けられるための現行教育制度の根幹をなしてきました。

しかしながら、国においては、財政事情を理由に、義務教育費国庫負担制度の見直しによる一般財源化を進めてきました。このまま財政論のみの議論によって、義

務教育費国庫負担制度を廃止してしまってよいのでしょうか。

仮に、税源移譲がなされても、各自治体の財政基盤には当然、格差が生じます。その結果、地方自治体の財政力の差により、基礎教育水準に格差が生じることになるのではないかと考えます。

このことは、憲法が保障する教育の機会均等に反することになると思います。教育の機会均等を確保し、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度は必要不可欠であると考え、その堅持を関係各機関に強く要望するものであります。

よって、このことを十分ご理解いただきますようお願いいたしまして、趣旨説明といたします。

○議長（相馬俊行君）　趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。

よって、意見案第１号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定をいたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２　意見案第２号　「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書について

○議長（相馬俊行君）　日程第２　意見案第２号、「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者議員を代表いたしまして、８番　甲斐廣國君。

○８番（甲斐廣國君）　８番　甲斐でございます。

提出者を代表いたしまして「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書の趣旨

説明をいたします。

「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書、現下の地方財政は極めて危機的な状況にあり、このような状況に至った背景には、バブル経済崩壊後の景気低迷により、大幅な税収不足が生じたほか、国の景気対策による公共事業の追加や地方税を含めた政策減税の実施等、国の財政運営に伴い、地方財政においても財源不足が拡大したという問題がある。

かかる危機的な財政状況を打開するためには、もとより地方も国とともに徹底した行財政改革を推進すべきであるが、我々は財政構造の改革の真髄は地方税財政制度を地方分権時代に相応しいものに切り替えていくことにあると考える。

現在、三位一体の改革については、「骨太の方針第２弾」に基づき、経済財政諮問会議において、６月末日を目途に改革案を取りまとめるべく、大詰めの検討作業が進められているところであるが、三位一体の改革は、あくまでも地方分権の理念の実現を基本に据えて推進していくべきものと考える。

そのためには、歳出面において、国の関与の廃止・縮減により地方の自由度を高めるとともに、歳入面においても、受益と負担の関係の明確化を図る観点から、地方歳入に占める地方税の割合を高めていくことが重要である。

よって、政府・国会においては、国から地方への税源移譲を基軸に、国庫補助負担金を廃止・縮減し、地方交付税については、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるための財源保障は国の責務であるとの観点から地方交付税制度を〝堅持する立場に立ち、三位一体の改革を早期に実現するよう、また、その際、三位一体は同時併行で一体のものとして相互のバランスを図りながら進めていくよう、強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するものである。

以上、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君）　趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。

よって、意見案第２号、「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定をいたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３　議案に対する質疑・付託並びに一部採決

○議長（相馬俊行君）　日程第３　議案に対する質疑・付託並びに一部採決を議題といたします。

なお、答弁については、自席からの発言を許します。

－－－－－－－○－－－－－－－－

議案第２７号　平成１５年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君）　議案第２７号、平成１５年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。６番　野中謙三君。

○６番（野中謙三君）　６番　野中でございます。

なかなか質問が出なかったんで。いっぱいしようと思ってどこから行こうかと思いましたけども、じゃあ、まず、大きく第１点としまして、地域づくり対策事業費で、これ、２２ページにございますけども、中心市街地化活性化拠点施設の整備調査、こういうのが、項目がございますけども、昨年度、１４年度の予算においては、そういった予算が計上されて、凍結したという経緯がございます。そういった中で、さらなる整備ということで、予算が上がってまいりましたけども、今後、どういった展開をされるかの大まかな計画、そういった計画の指針等を示していただきたい。これが第１点でございます。

第２点、奥阿蘇物産館の今後の展開を行政としてはどういうふうに考えられるのか。昨年度の経緯もございますので、その辺を踏まえて、本年度、どういった取り組みをされていこうという計画があるのかを第２点としてお伺いしたいと思います。

さらに、もう１つは、これ、３８ページにございますけども、湧水公園整備工事の中で、即時対応分、昨年度も即時対応分という予算計上の方法がされましたけど

も、１つは、即時対応分という予算の取り扱いが果たして本当に予算計上上、合法なものか、ほかの課にあっても、しかるべきではないかと、こういった意見も昨年度出しましたけども、その辺については、ちょっと不透明な部分もございました。昨年度の即時対応分の処理の仕方を含めて、即時対応分の予算計上についてのご意見をお伺いしたい、そのように思います。

まず、その３点の方からお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　企画財政課長　村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君）　お尋ねになりました中心市街地活性化拠点施設に関する予算でございますけれども、これは、昨日も町長の方から凍結した経緯があるということでお話ししておりますけれども、今回、町長の方としても、やはり住民の方々と一緒に整備を進めなければならないだろうということで、今後ともやり方はやはり住民の皆さんの意見を聞きながら、今年、５０万円出ておりますのは、コンペ方式を取り入れた中で、そういった拠点施設の整備を進めていこうということで、今回、また予算の方は計上させております。そういうことで、今回、議案、承認いただきましたなら、早速そういった方向で住民の方々と話し合いを持ちながら、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　農林振興課長　廣木冨八君。

○農林振興課長（廣木冨八君）　奥阿蘇物産館の経緯並びに今後の計画というご質問だったと思います。

奥阿蘇物産館につきましては、建設後、地元有志の方、いろいろご苦労を現在までされております。ただ、その中で、昨年１２月末の累積の赤字が平成１４年度で２１０万円、その前の累積を足しますと２７０万円近くの赤字が出ております。これにつきましては、昨年、キャンプ場の収入の落ち込みが第１の原因だろうかと思います。

奥阿蘇物産館につきましては、物産館の運営費をキャンプ場収入で埋め合わせていくというやり方を今までしておりました。ただ、今後、どのキャンプ場もそうなんですが、キャンプ場収入については、今以上の収入について望めない状況となってきております。

そこで、本年始めから物産館管理組合といろいろとご協議を申し上げておりますし、陳情も上がってきております。ただ、行政としましては、今後、基本的に奥阿蘇物産館については、草部の活性化の拠点でもありますし、そこから発信するいろ

いろ計画を今、地元の物産館の組合にご提案申し上げております。具体的に、いろいろと提案しておりますが、要は、地産地消問題もありますし、ダイレクトメールのいろいろ販売方法等も今、検討をされているところでございます。

ただ、今までのやり方では正直申し上げまして、赤字は大きくなるばかりですので、基本的には、キャンプ場の料金の問題、キャンプ場も相当建てて古くなっておりますので、この料金の改正も含めまして、大胆な改革が必要かと思います。それを行政と組合並びに草部地域の方と一緒にやっていきたいと考えております。

○議長（相馬俊行君）　商工観光課長　佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君）　お答えいたします。

湧水公園の即時対応分の整備工事でございますけども、昨年度の整備工事につきましては、詳しい整備内容は調べておりませんけども、公園の設備及びトンネル内の設備がございまして、いろいろ町外からお客さんがたくさん見えるわけでございまして、トンネル内は特に電球が切れたり、それから、駐車場につきましては、いろいろ整備、補修工事とかいろいろ何が出てくるかわからないような設備でございますので、そういうところで予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（相馬俊行君）　６番　野中謙三君。

○６番（野中謙三君）　ありがとうございました。

中心市街地に関しましては、昨年度凍結して、本年度またさらに住民の意見を聞いて、その意見を反映させていくというやり方というふうにお聞きしましたけども、昨年度来もずっとそういったやり方で、風と森の計画ですか、そういった計画書までうたわれております。残念ながら、予算的には凍結されたと、そういった経緯がございますけども、ここで、町長の今のお考えをお聞きしたいと思います。どういったことで中心市街地に関して、進めていこうと思われているのか、それが最後の質問。

それと、物産館に関しましては、物産館自体の処遇がはっきりわからないような気がするわけでございます。委託しておるのか、あるいは、町の施設として利用していくのか、やはり、僕はその辺はっきり方向を示すべきではなかろうかと思っております。山村振興計画に基づいて、立ち上げた事業、これは、あくまでも事業に基づいて立ち上げた以上、高森町が最後まで責任をとるのが僕は筋だと思いますし、運営に関しても、どんどんてこ入れをやっていくのが、町の仕事ではなかろうかと思っておりますけども、委託で契約をして、運営を任せていくというやり方で

果たしていいのかどうか。あるいは、物産の開発等につきましても、なかなか未だにこれといった部分が見出せないという部分、そういったことに関しても、再度、ご意見をお伺いしたいと思います。

それと、即時対応分で、やはり、予備費で工事の即時対応分というあげ方、こういったことがあるとすれば、昨年も申しましたように、ほかの事業課においても、即時対応分というのがあれば、非常に住民サービスはきめ細やかになるような気がいたしますし、果たして、いかがなものかと、再度、お答えを、これは、財政の方からお答えして、企画財政ですかね、どっちになりますかね、の方からお答えしていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　今、市街地の活性化拠点施設の整備についてのご意見だったかと思います。先ほど、財政課長が申しましたように、私も先日、申しましたように、前回、総務委員長の時に、前回凍結をした経緯がございます。凍結をしております。また、その時は、土地の跡地、また中央出張所、いろんな面を考えた全体的な見直しをするべきじゃないかと、また、そこにも個人の土地がございますし、私有地がございますから、その辺のもひっくるめて、再度、全体的な地域を見直したらどうかということで、凍結した経緯がございます。

今回は、今、課長が申しましたように、風と森の会で予め、提言なされておりますし、あとは形としてお示しをするという段階に来ておりますけども、再度、今回はコンペということで５０万円組んでございますけども、それを選んで、一緒に風と森の会にある程度提言してもらっています、皆さん方と再度お話を申し上げて、周知の問題、また、中央出張所の問題を含めた、皆様方とご相談申し上げて、再度するということでございます。

財政面もいろいろございますし、いろんな面で補助とか、いろんなものを使う、極力有利な事業、また有利な財政をするということでございますけども、今のところ、ずっと去年から時間がかかっておりますから、再度、今回、コンペという形で出させていただきました。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　農林振興課長　廣木冨八君。

○農林振興課長（廣木冨八君）　お尋ねにありました物産館の管理運営につきましては、現在まで、基本的には管理運営委託契約という形で管理組合と契約しております。中身については、あくまでも独立採算でお願いしますという内容でございま

す。ただ、お尋ねのありました最後には当然、町の施設ですから町が責任をとるべきではないかというご意見がございました。これにつきましては、私の段階で、今お答えすることはできませんので、当然ながら、町長さんなり、管理組合とご相談をし、協議をし、決定していきたいと思います。

また、特産物の開発についてもお尋ねがありましたと思いますが、現在、奥阿蘇物産館の加工部会の中で、みさお大豆加工部会が今年から立ち上がっております。みさお大豆、基本的には高森町が原産地でございますし、これを利用しなければ、当然、特産物も成り立ちませんので、加工部会において、現在、豆腐・納豆、いろいろと大豆でできる産品を今計画されております。物産館の中で、要は、物産館の中だけの運営を見てみますと、内容的にはよその品物を持ってきてただ売っていく、それと、食事については、ご承知のとおりの食事の内容でございますので、みさお大豆を利用したそういう食堂の部分の充実を図っていこうという今、計画を持っております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　企画財政課長　村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君）　即時対応分の今後のやり方といいますか、そういったお尋ねだろうと思いますが、実は、平成１２年から湧水トンネル公園、非常な入り込みということで、前年までの約４倍から５倍の入り込みがあっております。そのために、近隣住民の方へのいろんな迷惑の話とか、また、観光として訪れた方に対する安全の関係とか、そういった形で現在までそういった整備の過渡期という意味合いもありまして、即対応できるということで計上させていただいております。

本年度においても、そういう形で計上しておりますけども、そういった部分の整備がほぼ終わりつつありますので、来年度予算等につきましては、今議員おっしゃったような形で、やはり何らかの形で、例えば、維持費でありますとか、維持補修費でありますとか、そういった形で組み替えをしていかなければならないかなというふうな考えを持っております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　６番　野中謙三君。

○６番（野中謙三君）　ありがとうございます。

中心地活性化につきましては、いわゆる今までやってきたいろんな積み上げ、住民の方々と延べ１，０００人とか、前町長おっしゃられておりましたけども、その積み上げをそのまま持続すると、その考えをベースに持続した取り組みをやってい

くというふうにとらえればよろしいのかなというふうにちょっと受け止めた次第でございます。

質問が３回までですので、あと１点だけ、市街地活性化に対して、風と森の計画をどういった形で引き継いで住民との話し合いをされるのかを再度、お伺いしたい点、それともう１つは、助成金の見直し等を今年度予算から大幅にやっていくというふうな形で、昨年度から進んでおりましたけども、具体的にどのような方法でどのような会議を持って、どういった形で助成金の見直しはされたかをわかりやすく説明していただきたいと思います。

１つは、市街地活性化については、もう当然大まかなことですので、町長になるかと思いますし、助成金の見直し等については、わかる方で、財政なりでお答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　風と森の会の、今、議員さんがおっしゃいましたように、千何百人かわかりませんけども、いろんな討論討議なされて、計画書が出されております。もちろん、それが基本になりますけども、再度申し上げますけども、もう少し見方を、全体的な見方と申しますか、無駄にするわけではございませんけども、その提言をもとにした再度見直しをしてみたいと、そのようなことでございます。だから、時間が少しかかる可能性は十分あるということです。

○議長（相馬俊行君）　企画財政課長　村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君）　補助金等の見直しにつきましては、平成１５年度にその見直しを実施することとしております。

まず、やり方といたしましては、それぞれ各課が持っております補助金等の、例えば、中間決算でありますとか、実質的な補助金の使われ方の内容のチェック検討、そういうことをやりますとともに、補助金の見直しのための検討委員会というのを設けまして、その中でご議論いただき、来年度予算に反映させるというようなスケジュールを立てております。

○議長（相馬俊行君）　６番　野中謙三君。

○６番（野中謙三君）　４回目になりますけども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

その助成金の見直し等は、ずっと、町長は今度は新しく変わられましたものですから、１回目ということなんですけども、補助金助成金等の見直しはずっとやるやる言いながら、もうすでに数年経過しておるわけでございますけども、実際は、補

助金見直して、助成金見直して、わずかな実際２，０００万円少々ぐらい、ほかのを入れて、いろんな見方変えれば３，０００万円か４，０００万円ぐらいありますけども、その程度の見直しをするのがどうかこうかという問題が１つと、もう１つは、事業畑の見直し等も当然考えていかなければいけないと、補助金助成金の見直しをすることによって、本来は、次が見えてくるような気がいたしますので、助成金の見直し等の検討会を早くやって、予算に反映していただきたいというのが、私の考えでございました。

したがいまして、また、本年度は、見直しの期間とするということになりますと、反映されるのは１６年度からということになると、また１年遅れると、そうなると、事業畑の方の事業計画等の見直し等までなかなか進んでいかないような気がいたしますので、本来ですと、やはり、足下を見つめることから、進んでいってもらいたいなという考えがございます。

ですので、今、課長がお答えされたように、本年度が補助金助成金等の検討会をつくって、見直していくということであれば、それで了解せざるを得ないと思っております。できれば、やると言ったことは、できればやっていただきたい。そのように考えておりますので、また、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（相馬俊行君）　ほかにありませんか。８番　甲斐廣國君。

○８番（甲斐廣國君）　８番　甲斐です。

私も２、３点だけ質問をいたします。

今、野中議員から物産館については、特と質問がございましたので。

農林振興課に、これは３３ページ、農村環境計画策定委託料、これ５００万円組んでありますが、この中身、これをお願いをいたします。

それと、もう１つ、これも農振課になると思いますが、林道東部線、聞くところによりますと、何か、用地交渉、難航しているやにも聞くわけでございますけれども、だいたいこれはいつごろ、何年までに完工するのか。

併せてもう１つ、企画観光課にか、町長さんに質問いたしますが、湧水トンネルにつきまして、今年から入園料を上げるということでございますが、私もこれはやはり今までのようなボランティア方式ではなくして、上げるのもやむを得ないというふうに思っております。

しかしながら、この湧水トンネルにつきましては、ただ、駐車場はどんどん拡張されておりますけれども、せっかくあれだけの施設や観光資源でもありますので、

もう少し入園料３００円払って、中に入って、見て帰ると１時間ぐらいしかほとんど時間がありません。お客さん来て見て、すっと帰るというような今形になっています。できれば、もっと半日ぐらい来た人が周辺で何か楽しんで帰られるような施設にできないものかという気がしてならないわけであります。

水を使っていろいろな遊び場とか、あるいは、周囲に、さっき質問がありましたけれども、草部の物産館、どうしようも、草部地区の活性のためでございましたので、どうしようもありませんけれども、いったやつが１つの場所であって、そこを見て、そしてあとはものを来られたお客さんが１人当たり１，０００円ずつでもものを買って帰る、そういう場所がほしいなというふうに思っております。ただ１軒だけ地元の方が特産品販売所をありますけれども、あとはただ、飲み物とか、そういうものぐらいでございます。

鹿本の水辺プラザ、本当に大変な売上で、場所的にもあまり見るものはないわけですけれども、せっかく来られて、何も買うものがないかというお客さんが非常に多いわけです。

できれば、一朝ではいかんというふうに思っておりますけれども、もっと高森の特産品あたりを来られた方に買って帰っていただく、それがまた、高森の税金につながっていく、そういう気がしてならんわけでございます。

是非、併せて、よく来られた方が高森の観光地は何かばらばらであっち飛び、こっち飛びでどうにもならんというようなよく話を聞くわけでございますので、入園料を上げる機会にそういうものも検討してほしいなと思っております。

要望しながら、質問にかえたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君）　建設課長　色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君）　恐れ入ります、３３ページ、農地費の農村環境計画の設定委託料、すみません、ちょっと手元の方に資料を持ってきておりませんので、後ほど、回答させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君）　農林振興課長　廣木冨八君。

○農林振興課長（廣木冨八君）　お尋ねになりました広域基幹林道阿蘇東部線、高森工区延長が２，１３０メートルの計画延長を持っておりまして、現在、県より引き渡しが終わっております部分が１，６６０メートル引き渡しを終えております。平成７年度着工いたしまして、現時点の竣工予定年度を平成２１年度となっております。

また、用地交渉につきましては、今回、１００万円予算計上させていただいてお

ります。確かにいろいろありますが、努力していきたいと、そのように考えております。

○議長（相馬俊行君）　商工観光課長　佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君）　お尋ねのトンネル公園の整備でございますけども、提案理由でも説明をいたしましたように、料金改正に伴いまして、駐車場はもとより、施設内の付加価値をつけるようなトンネル内の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、いろんな物産の販売等につきましても、七夕祭りを機会にいろいろ広めてまいりたいというふうに考えております。

よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君）　８番　甲斐廣國君。

○８番（甲斐廣國君）　物産館の問題につきましては、さっきも言いましたように、急々にはできないと思いますけども、じっくりこれは、建設経済あたりで検討されて、いい方向付けをしてほしいなというふうに思っています。

以上で質問を終わります。

○議長（相馬俊行君）　ほかにありませんか。１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　１３番　佐伯でございます。

私は、あまりにも多いものですから、皆さん方がされたあとにと思いまして待っておりましたけれども、若干だぶった点もありましたので、よく執行部の方、聞いておいていただきたいと思います。

まず、ページの方から、ページを話しまして、その後に質問の内容を言わせていただきたいと思いますが、まず、１３ページですね、これ歳入なんですけれども、使用料及び手数料、これは先ほどの湧水トンネルの使用料の件ですから、おわかりだと思いますが、これは、後ほど、また湧水トンネルの条例改正の中でも出てきますが、これは、私は今回の議会に提案されておる議案の順序というものが元々が私は逆なような気がいたしますので、それも併せて、その意味をお聞かせいただきたいと、条例改正で湧水トンネルの入園料がアップしない限りは、この歳入の根拠というものは、私は出てこないんじゃないかなと、もし、この補正予算が全額通ったとしても、後ほどの議案で湧水トンネルの入園料の改正が否決されれば、また補正予算を組まなければならないような状況になってくると、要するに、歳入欠陥を及ぼすということになると思いますから、このような順序になった理由も併せて、お聞きしたいと思います。

まずは、この根拠ですね、今、１００円だから来ている客が３００円だから本当に来るのかという調査をされたのかどうか、お客さんの動向を、変化あたりについて、十分な調査が行われて、こういうふうな歳入面においてのあれが出てくるのかどうかということをお聞きしたいと思いますし、それとですね、湧水トンネルの入園料の領収書は社会福祉協議会から出されております。そうなりますと、会計のあり方というのも若干変わってくるような気がいたしますが、そのあたりについての取り扱いはどのようにされていらっしゃるかということをお聞きしたいと思います。

それと、次、１４ページ、国庫支出金なんですが、国庫補助金、総務費の国庫補助金の中で、移動通信用鉄塔施設整備事業補助金５，２１１万１，０００円、野尻地区移動通信用鉄塔補助金ということなんですが、この事業名をお聞かせいただきたいと思います。

それと、次は、１７ページ、財産収入、財産売り払い収入なんですが、町有林間伐立木代ということで、１９３万円組んでございます。これの場所と何年ぐらい経った木を切られるのかということを併せて、ご質問をいたしたいというふうに思います。

それから、今度は、歳入若干ありますけれども、歳出の方に入らせていただきたいと思います。

２２ページ、先ほど申しました野尻地区の移動通信用鉄塔施設整備調査設計委託から、立木補償までに係る費用ですね、これ、約１億円あるわけですが、野尻地域の、これは後ほど、辺地計画というのが、この議案の中で出てまいります。議案第３５号ですね、辺地に係る公共的施設の整備計画というのが議案第３５号で出てまいりますが、今まではこういうふうに辺地に係る計画を先に立てて、確か、そのあとにこういうふうな事業が上がってきたと私は思っておりますが、これについても、もし、この予算が通っても、辺地に係るこの計画、整備計画が否決されれば、歳入欠陥を及ぼしますので、どういうふうにしてこういうふうな順番になったのかということをまたお聞かせいただきたいと思います。

それと、利用度ですね、ＮＴＴドコモの利用度がどうなのか、また、野尻地域において、ドコモの所有者数がどの程度いらっしゃるのか、それと、今日も私達の手元に届きましたが、野尻地区、津留地区でつくってございます朋遊館との関係ですね、平成１１年に完成してから１４年までの間に、累積４，０００万円の赤字を抱えております。

そして、また、今回、国庫支出金を抜いて、約５，０００万円のお金を投資して、野尻地域に移動通信用の鉄塔を建設をされるということ、これ、野尻地区の人口の推移というものが今後どうなっていくのか、将来、野尻地域を含めてどのような姿を皆さんがた、絵を描いていらっしゃるのか、お聞きしたいし、今回、国庫補助金をもらって、この鉄塔を建てるということであれば、この事業自体がもう町の事業でございますから、所有権、この鉄塔の所有権については、もう町のものであるということになってまいりますが、町のものであるということになると、この維持管理費、将来に係るこの維持管理費というものが、どのような形で支出をされていくのだろうかと、もし、ドコモが建設されたということになりますと、ドコモがドコモ収入に、ドコモの通話料収入とかによって、それぞれ施設の維持管理はされていかれると思いますが、通信料金はこれはドコモに入るわけで、別に経済的なメリットはないような気がいたしますが、この維持管理に係る費用はどこから今後、出されていくのかということをお聞かせいただきたい。

それと、その下、先ほど、野中議員の方からご質問がありました中心市街地活性化拠点施設整備調査費の５０万円、野中議員が言われたとおり、町長は総務委員長の際に、この事業については凍結をされていらっしゃる。その際、住民の声ということで、風と森の会の方達の意見も聞かれている。なのに、結果、凍結をしたことになりました。その際は、なぜ、あの時期にこの中心市街地活性化の案が出てきたかというのは、確か、これは、歳入面において、補助金の根拠があったから、私は出てきたと思います。今回、もし、こういうふうな事業を計画されて、また再度されたとした時に、歳入面において、再度、同じような歳入根拠、補助金の根拠が国から約束されているのかどうか、前回、出てきた時には、国土交通省関係の補助事業の約束がされていたというふうに私は報告を受けておりますが、今回もそのような約束を受けているのか、内諾を得ているのか、お聞かせいただきたい。財源がないのに、ただ、紙に絵を描くような様だったら、する必要は私はないと思っておりますので、歳入の根拠をお聞かせいただきたいと思います。

それから、また、ページはどんどん飛びますが、３１ページ、これは、小さいことなんですが、私は、初日に出てきておりませんので、提案理由を聞いておりませんから、ダブる点があると思いますが、小村部落の水道改修補助金ということで１０万円組んでございます。この内容をお聞かせいただきたいし、これ、環境衛生費になっておりますので、これは、簡易水道じゃなかったんでしょうか。そのあたりをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

それと、３３ページ、畜産振興補助金事業負担金３５９万3，０００円、この内容、これは、畜産振興ということでございますから、全畜産物に係るものであるのかどうか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、３４ページ、5割助成事業負担金５０万円の２０件ということでございますが、対象はどのような形でまたいかれるのか、また、これを２０件をするにおいての基本的な根拠というもの、申込みの順番でいくのか、それとも、緊急性を要するところを優先するのか、その内容をお聞かせをいただきたいと思います。

それと、その下、先ほど、野中議員の方からもご質問がございました物産館管理費ですね、物産館からはこの委託契約をしておりますが、使用料はいただいておりませんし、当然、使用料がもらえる状況ではないと思っておりますが、以前、物産館に赤字が出て際に、補正予算を組みまして、その補填に当たった経緯がございます。その際に、議会では、これが最後であると、今後においては、内部留保または地元の組合の皆さん方の努力によって、改善をしていくようにということで、確か、その際は議決したような気がいたしますが、また、今回、こういうふうに変わってこられたということは、誰の意向であるのかということ、また、根拠をお聞かせをいただきたいと思います。

それと、３７ページ、越敷岳遊歩道整備工事１５０万円、それぞれ今までいろんな観光施設の事業を今まで私達行政としては手がけてきておりますが、越敷岳の年間の登山客数をお聞かせをいただきたい。どの程度の方達が登山されていらっしゃるのか、それによる経済効果というものもお聞かせをいただきたいと思います。

続きまして、３８ページ、これは、甲斐廣國議員、野中議員の方からご質問がございました。湧水公園の件なんですが、湧水公園の駐車場は、現在、借地でございます。その借地をまた整備するということ、もし、何らかの事業で、この借地を返還するような場合において、また、莫大な予算が必要になってくると思いますが、そのあたり、どのような約束ができているのか、また、財政難において、本当にこれでいいのかどうかということをお聞かせいただきたいし、湧水公園の整備工事費ですが、２００万円、この点について、トンネル内の補修工事、安全箇所ということでございますけれども、でしたら、即時対応分じゃなくして、ちゃんともうそういうのがわかっているのであるならば、もう今から事前に事業名をあげて、即時対応分ではなくして、私は予算計上してよかったんじゃないかなというふうに思っておりますが、こんな発生するかしないかわからないような予算の立て方、財政の厳しい折りに、非常に疑問でありますので、お聞かせをいただきたいと思います。

それと、３９ページの土木費ですね、村山～高尾野線ほか測量設計委託工事と書いてございますが、それ、ほかもありますから、いろいろあると思うんですが、この内容、村山～高尾野線ほかの内容をお聞かせをいただきたいし、工事請負費の天神～前原線道路改良工事ほかということで、１億７，９００万円書いてございますが、これについても、何カ所ぐらいの工事をされる予定があるのかどうか、お聞かせをいただきたい、そのように思っております。

それに、そのあと、４０ページ、工事請負費で須坂団地玄関建具改修工事４戸分からずっと村中・山王園団地メーターバルブボックスということで、総額９７８万６，０００円の工事請負費が組んでございますが、それについて、私が今まで修繕とか、取替工事をされた領収書等を見せていただきました時に、だいたい特定の業者に集中しておったような気がいたしますが、今後もそのように特定の業者で施工されていくつもりなのかどうか、お願いをいたしたいと思います。

それと、４１ページの消防施設費、防火水槽新設高尾野１００万円、この事業の内容をお聞かせをいただきたいし、水源については確保できるのかどうか、その点もお聞かせを、ご答弁をよろしくお願いをいたします。

その他、教育委員会関係も多々ございますが、この件については、私は常任委員会の方で十分ご質問をさせていただきたいと思います。

以上、述べました一般会計補正予算について、まず、ひっくるめて、町長の方にあなたは、株式会社高森町というのをつくるということで、公約みたいに、町民の皆様方に話をされてこられたし、財源についても、十分今から探して回るというふうに言われたが、確かに、補助事業等もいくつか持ってきておられるようであるけれども、安易に私はハード面に走りすぎた感があるのではないかなと思っておりますが、それぞれの事業をこういうふうに起こされたことに対する経緯を歳入的根拠というものをどうやっていかれるつもりなのかということをご答弁いただいて、その後、各関係ある担当課長の方からご答弁をお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　議員さんの質問にお答えいたします。

株式会社高森町ということで、選挙を闘ってきたところでございますけども、やはり、私は株式会社と申しましたのは、民間の手法を取り入れたいと、また、株を、株式といったら、株主ということは町民でございますから、税務の金は税金を払っていただくと、そういう意味での株主でございまして、決して、お金がどうの

こうのをやると、民間的な発想をということで、株主になっていただきたいと、すると、自ずから株主になっていただければ、情報公開等も自ら株主さんでございますから、いろんな面に関しましても、当然、情報公開がなされていくと、そのような株主でございましたし、財政面の方もお話がございましたけども、財政面は今言いましたように、湧水館のことを例えて申しますならば、やはり、５０円と１００円でございますけども、１００円と３００円と申しましたのは、やはり、去年のここにデータございますけども、約２，３１１万円ほどの収入がございます。その中で、歳出面の方が１，８５０万円ほど出ております。やはり、これでは次の工事といいますか、１つの、先ほど湧水客を呼ぶということは、付加価値をつけるためには、当然、設備、いろんなものをやっていくわけでございますけども、このお金を拠出するためということでございます。

そしてまた、駐車場１つにいたしましても、今のところ、４日から七夕祭りをするわけでございますけども、今のところ、去年までは小学校のグラウンドを利用させていただきました。やはり、これでは学校は、教育の場をそういう駐車場に使っていいのかという疑問がまず１点でございましたし、私どもの前に駐車場が設備してございますけども、住宅の中に駐車場がございまして、なかなか厳しい地元の住民の方々の厳しい意見等が出ています。私も議員時代に何回か、住民の方々にお話をしたいということで伺った経緯もございます。やはり、大型バスをああいう住宅地の中に駐車させるのはいかがなものかということで、次の整備を考え、今回、公園の入り口の西側の方に整備をいたそうということでございますし、また、その整備をするためには、当然、財政面がいるわけでございますから、その１つの手当として、また、その３００円の高うございますならば、当然、観光課長が申しましたように、付加価値をつける。やはり、一つ例を出すならば、議員時代に大学の先生がおっしゃいましたけども、発電所、発電所といいますか、何かそういうのもできるんじゃないかと、そのようなこともお話を聞きましたし、また、何か一つなかろうかということで、一生懸命付加価値を付けるために、考えを持っているところでございます。

これは、今、少し余裕がありそうに見えますけども、これらはパンフレットもいりますし、いろんな印刷代とか、いろんなものがいるわけでございます。そのために、今の入場料も必要ではなかろうかな。

ただ、今、思いましたのに、議員さん方、１３番の議員さんが注意ありましたけども、やはり３００円が入ってこないことには歳入の方が上がらないとか、それは

なるほどと私は今そういうところに気がついたところで、大変申し訳なく思っているところでございます。

また、中心街も活性の裏付けがあるかということでございましたけども、これは、凍結した意味が何も建物がどうとか、そういうことではございませんで、私が今言いましたのは、大変、今年度申し込めば十分間に合うんじゃないかなという計画のもとでございまして、今年度いっぱいはまだいいということでございましたけども、果たして、その計画にのった時に、紐付きでいろんな建物、こういうものを建てなければいかんとか、そういう補助の対象になる、何か指定があるんじゃなかろうかなと、そのようなことをお聞きしたところでございます。できますものならば、やはり紐付きじゃない自由に発想を持ったあそこの中心街の活性化を時間をかけてでも、今回は整備した方がいいんじゃなかろうかなと、考え方としましては、できる限り、有利な財源活用が一生懸命お願いするところでございますけども、やはり、今回は、今回、コンペをするということでございますけども、そのところは財源とか、よく計算をしておらんのが現状でございます。今から十分有利な財源を精いっぱい活用しながら、当初申しましたように、私も外回りをして、少しでもそういう対策に飛び回りたいと、そのように考えております。

何しろ、今回は、初めての定例議会でございまして、ただただ、どきどきしているのが現状でございます。そこまで知恵が回っておりませんけども、一生懸命そのことに関しましては、財源確保のために、一生懸命になり、また、真に中心街の真に必要なものを見極めて、十分、皆様方とご相談申し上げながらやっていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思いますが、よろしいですか。

［「はい」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　１０分間休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時００分

再開　午前１１時１０分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（相馬俊行君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長　渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君）　今回の提案いたしました予算と条例の関係についてのお尋ねでございましたが、基本的には、地方自治法の２２２条をもとに事務処理をいたしているところでございます。一応予算を伴うものがあれば、条例はあとでという形になっておりますので、そういうふうな事務処理をいたしました。

○議長（相馬俊行君）　企画財政課長　村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君）　総務費国庫補助金の事業名でございますけれども、情報通信格差是正補助金ということになっております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　商工観光課長　佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君）　１点目のトンネルの調査動向につきましてお答えいたします。これは、昨年度、１４年度でございますけども、入場者数が２５万３，６８１人、入園料が２，３１１万３５０円ということになっております。

一応、これは去年の実績でありまして、今回、料金改正することによりまして、お客さんの減が考えられることもありますけども、予想されると思いますけども、先ほど言いましたように、その分だけは付加価値をつけるために、トンネル内の設備を早急に図っていきたいというふうに考えております。

それから、本年度ですけども、町外からの七夕の出品者が８団体ほどございまして、熊大地域支援グループ、それから県立保育大学、それから第２桜ヶ丘保育園、それから宇土小学校等、その他８団体の出品がございまして、そういうグループも今後、拡大をしながら、運営の増客をするような努力をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、社協との契約でございますけども、現在、社会福祉協議会と委託契約を収納事務委託契約を行っているところでございます。この間、社協の方の総会がございまして、実際、収納事務を行っているのは、シルバー人材センターが行っているので、社会福祉協議会との契約がおかしいんじゃないかというようなご意見がございましたので、現在、社会福祉協議会との解約を行いまして、新たにシルバー人材センターと再契約するようなことを行っております。

これは、高森町の財務規則の４７条の規定によりまして、収納事務の委託ということで行っておりまして、委託額が２９７万６，８３８円の契約で行っております。

それから、その次の越敷岳の登山者数のご質問でございますけども、これにつきましては、詳しい調べをしておりませんので、今のところわかっておりませんの

で、お答えいたします。

それから、湧水トンネルの駐車場の件でございますけども、これは、岩下克尚さんとの契約でございまして、平成１８年３月３１日までの契約となっております。５，９０３平米でございまして、７５万５，０００円の借地料ということになっております。

これにつきましては、契約の中で、現状回復ということで、期間満了時に解約をする場合においては、町の負担により、土地の現状回復を行うものとするというようなことになっております。

一応、今回の整備工事につきましては、砂利舗装の整備工事で行うというようなことで、予算を計上しているところでございます。

それから、即時対応の予算でございますけども、今後は、ご指摘のように、修繕費なりに予算を詳しく計上してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（相馬俊行君）　総務課長　渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君）　１７ページの財産収入、町有林間伐立木の収入でございますが、これにつきましては、１４年度事業を実施した分の精算という形で、森林組合の方からきておりますので、その分を計上した分でございます。

○議長（相馬俊行君）　企画財政課長　村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君）　今回の携帯移動通信施設でございますけれども、これは、通常時でもございますが、非常時における通信の確保ということで、情報通信の過疎地域をつくらないということで、自分達は計画を今回させていただきました。その中で、先ほど、議員のご質問で、利用度と所有者数でございますが、これは、今回の事業者がＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩの２社でございますけれども、私、２度ほど電話差し上げましたけれども、携帯電話の所有者数、それと今後、それがどう今回鉄塔整備することによって、展開を、利用者数等の展開ができるのかということについては、会社自体の最高機密に属する事柄になるというような返答でございました。

次に、これは、事業者としましては、町が実施しますので、所有権は町が持つわけでございますが、その間の運用とか、補修、いわゆる維持に関します経費につきましては、全額移動通信サービスの提供事業者であります今の２社が負担することになっております。

次に、中心市街地活性化の部分の財源の根拠ということでございますが、これに

つきましては、現在、経済産業省の方で、保留となっております。今回、予算の方を提出しますまで、保留ということになっておりますが、今後のスケジュール等如何では、ちょっとこの補助金については、見込みが厳しくなるのかなというような状況も確かにございます。その時に、前回は、総事業費４億２，０００万円程度で、１回お願いしたかと思いますが、補助基準に該当するために、実質、住民が要望していないような部分も併せてつくる必要も、またそういうのも出てきますので、今回、一応こういった国の補助等も検討はこのましていきますけれども、スケジュール如何では、他の補助金、防災面での補助金でありますとか、公園整備の補助金、そういった財源を一緒に併せて考えながら、この計画につきましては、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　保健福祉課長　岩下光廣君。

○保健福祉課長（岩下光廣君）　おはようございます。

それでは、３１ページの負担金補助及び交付金、小村部落水道改修補助金についてご説明申し上げます。

この小村部落の水道改修補助金ですが、これ、部落水道のポンプが落雷により破損したために取り替える費用の２分の１を補助するものです。予算計上につきましては、水資源が簡易水道を取り扱うということで、特別会計に繰り入れて実施するためには、ちょっと問題があるということで、一般会計の方で対応したものです。よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君）　農林振興課長　廣木冨八君。

○農林振興課長（廣木冨八君）　ページ、３３ページになりますが、畜産振興事業負担金３５９万３，０００円につきましては、事業主体を南阿蘇畜産農業協同組合が事業主体で、地方全国競馬協会の補助金、それと町の負担金、牧野組合の負担金をとりまして、事業内容としましては、ダニ駆除、並びに牧柵等の設置をやってきております。

なお、３５９万３，０００円の内訳は、町が７４万７，０００円、牧野組合より２８４万５，０００円を負担金として徴収する予定でございます。

次のページ、奥阿蘇物産館管理費について、ご説明申し上げます。今回、１８４万円を主に施設の修理関係を計上させていただいております。ご指摘のありました私が農林振興課長に就く前のことだと思いますが、補填金ではありませんが、年度もちょっと今のところ定かではございませんが、３６０万円出資金として奥阿蘇物

産館の運営に対して出資をなされております。運営に対して出資をなされております。ただ、その折り、確かに、これで最後にしてくれという話は私もうろ覚えながら、違う課でございましたが、聞いたような気もしますが、これは、議事録を確認させていただきます。

今回の施設に対する修繕につきましては、奥阿蘇物産館と管理委託契約を当然やっておりますし、その中で、施設の修繕等については、町と奥阿蘇物産館とで協議するということになっております。

ご指摘のとおり、現在、奥阿蘇物産館管理運営組合の方でその余力はございません。そこで、町として、今回、予算として計上させていただきました。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬俊行君）　建設課長　色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君）　始めに、５割助成の、５割補助の件でございますが、基本的に申込み順を基本としまして、今後、件数等も５０件以上と上がっておりますので、その中でも重要性、それから、緊急性あたりを勘案しながら、決定していかざるを得ない状況にはあるかなというふうな考え方を持っております。

それから、道路改良につきまして、２点目ですけど、道路の舗装が２件、それから、改良舗装が１１件、それから、測量設計等が２件、計１５件程度予算として計上しております。

それから、町営住宅の修繕、また、工事請負費につきましては、今後、業者一覧等を十分参考にしながら、業者の方にはお願いしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　総務課長　渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君）　高森地区の防火水槽の件でございますが、これにつきましては、公的施設補助事業に基づきまして、地元より申請が上がっており、限度額１００万円で補助するものでございます。

建設されましたあとの水あたり、溜められる場合においては、極力使用されない夜間に溜めていただくようにご指導申し上げたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君）　１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　それぞれ皆様方、ご答弁をいただきましたが、町長の方としましては、株式会社の発想については、民間的な発想でということでございます。今、各項目ごとに事業ごとにご質問をいたしましたが、民間的発想でいくというこ

とになれば、将来、この高森町の財政を逼迫するような事業については、やはり十分な検討をし、また、管理委託とか、いろんな面において、無理を生じる事業についてはやっぱりしないんじゃないかなと、そして、町民に対して、利益を配分するようないい事業については、どんどん展開をしていくというような形が私は一番今から先はいいことであると思いますので、民間的な発想というものには賛同いたしておりましたが、今回の予算の中身を見ますと、いくつかは民間の発想というものを逸脱じゃないんですけれども、ちょっと消して、再度、何か、お役所的な事業に移っているんじゃないかなと、甘く見た形でやっておるような気がいたします。

先ほど、担当課長の方からご答弁いただきましたけれども、１３ページの湧水トンネル公園の使用料については、後ほど、使用料条例が出てきますが、総務課長の方で２２２条、予算を伴う条例規則等についての制限ということですね。普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものである時は、必要の予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないということになっております。これがどうして、今回、提案が逆になったのかということが私にはこの文言の解釈というのがわからないわけでございますから、その点についても、担当課長が言われたとおり、上げれば、おそらく集客数が減ってくる恐れがあるわけですし、その点、また、付加価値をつけるために、事業展開をするということでございますが、湧水トンネル内の付加価値というのは、安全施設だけではなくて、やっぱり皆が歓迎をするような、皆が感心をするようなトンネル内でなければならないと思うわけですが、そのような装置は、今回の事業では残念なことで講じていない。ただ、駐車場を整備するだけ。それでは、ただ車を止めるところが広いだけでは、私はお客さんはそうは来ないと思います。それに、後ほど出てくる条例改正でも、この条例改正の日時が平成１５年の９月１日からということです。どんなに七夕様を、皆さん方がそれぞれ七夕さんのあれを下げられても、その数が増えたとしても、７月の七夕様が終わって、１０月いっぱい下げておるんだろうけれども、一番客が来るのは、暑い時期なんですね。やっぱり涼を求めてこの高森のトンネルに入ってこられるわけですが、夏休みを避けて９月１日から行かれるということになってくると、当然、客が右下がりになってくる時期にこのような予算措置を考えられるということは、私はどうもわからない。なぜ、こんなに、要するに、歳入面において、増やすことが可能なのかなと。私については、この根拠が私にはわかりません。ですから、もう一度、これは総務課長、または、関係課長の方にお聞かせを、話を聞かせ

ていただきたいというふうに思います。

それと、同じく総務課長なんですが、これは、１７ページの町有林の間伐立木代が１４年度の実施分で森林組合の方から入ってきたということでございますが、その際の販売方法とか、どのような形で切られて、どのような方法で売られていったのか、それが適切であったのかなかったのかという検査はされていらっしゃるのかどうかも併せて、総務課長さんの方にはお話をお聞きしたいと思いますし、鉄塔、この鉄塔の所有権は町にあるんですが、今、村上課長の方からの答弁では、維持管理については、２社が負担されるということ、ドコモとＫＤＤＩですね、何で私がこれを聞くかというのは、野尻に入り込み客がこれ以上入ってくるという可能性があるのかないのか、当然、野尻地区においては、高齢化率が５０％を超しているところもあるし、概ね５０％であると思います。高齢の方達が携帯電話もそうは持って動かれないと私は思います。そのような中で、採算性について、将来の展開は、各業者の内部機密ということで、発表されないということでありますが、発表されないのは、採算ベースにのらない事業だから、私は企業が発表しないんじゃないかなと、そういうふうに私は思っておりますが、そのあたり、本当に町としてしっかりとした計画を立てていらっしゃるんだろうかなと、朋遊館だって、１１年の１１月にオープンして、１４年度いっぱいで４，０００万円の赤字が出ている。年間約１，０００万円ずつの赤字が出ているんですね。だいたいですと、朋遊館で赤字じゃなくして、黒字が年間１００万円程度出ているから、原資として通信事業のこういうふうな鉄塔建設を図ろうというのであるならば、私はわかるんですが、年間１，０００万円ずつの赤字を出していながら、また、野尻地区に対して、このまま移動通信用の鉄塔を建設されるという基本的な考え、どのようにして、津留地区・野尻地区を開発活性化しようという姿が見えずして、ただ単に、こういうふうに５，２００万円の補助金が来るから、５，０００万円ばかり借金して、借金と一般財源を使って、こういうふうに事業をしていっていくという、その将来においての展望というのが、当然、これなんかは、民間の発想でいくといった町長からすれば、考えられないような、私は事業の展開であると思いますが、そのあたりについて、今後、野尻地区の将来の展望も踏まえて、どのようにいくのか、考えているのか。

それと、その前に、これは福祉課の方でちょっと調べていただきたい。高齢化率が、野尻地区が何％で、将来の人口の推移が１０年、１５年後にはどの程度になるのか、そのあたりの報告も併せてご答弁いただきたい。そのように思います。

それと、その下の中心市街活性化拠点施設整備調査、これについても、先ほどか

ら何度も言うように、財源の根拠がないのに、新たな事業展開しようと思って予算を費やすという、そういうようなことが、私はあっていいのかなと思います。なぜならば、平成１４年度にやっておけばよかったんですね。あの際、総務常任委員会に私も所属しておりましたが、あの事業について、私は、建ぺい率の問題さえクリアすることができれば、この事業については、やっていくことが可能じゃないかというような話をさせていただきました。あそこ、施設をつくることは非常に危険性が伴うが、あそこの土地に対して、やっぱり利用度、また、利用目的等を踏まえて、私は、建ぺい率、どれだけのあの面積の中にどれだけの建物、どれだけの広さの建物を建てるのかという計画がちゃんとできれば、私はあの事業については認めてあげてもいいんじゃないかという話をしておりましたが、当時、町長は、これを保留された。総務常任委員長としてですね。それをあえて、また今回、出していかれる。今回の場合は、特に、あの際は、今言われた企画財政課長が言われたように、経済産業省の歳入面においての補助事業の根拠がしっかりしていたんですよ。今回は、経済産業省の国の事業の方で保留されております。そして、先般、会議、国のいろんなニュースが入ってきておりますが、補助金を４兆円カットするということを報告を受けておるのにも関わらず、４兆円ということはかなりな事業を、おそらくきってこられる。そのような国の財政の中で、あの時やり損なった事業を今回やりますからと言って、国がはい、そうですかといって、やってくれるとは私はそう甘くは考えることができないわけですが、その点についての見込みを再度、ご答弁をいただきたいと思っております。

それから、あと、物産館について、契約の中で、施設の整備とか修繕については、相手方と十分協議して、町が対応するということで、契約の内容に入っておりますので、確かに財政上、非常に運営上厳しいものがあれば、町が面倒見てあげたい、そのようなことはわかるわけでございますが、元々、あの場所に物産館を建設する際に、私は、当時、議員として話をいたしましたけれども、場所はキャンプ場に隣接する形で建設をした方がいいという話をいたしておりましたけれども、当時、草部地区の皆さん方と町の協議において、あそこに用地が決定しておるからということで、あそこありきで最初から建てたわけですね。あそこに山村振興事業を使ってきたわけなんですが、元々私達としては、あの場所につくったということで、経済的なデメリットをからってしまったという後悔感がありました。ですから、つくってしまった以上は、私達町がやっぱり最後まで面倒をみていくというのが、草部地区の皆さん方に対しての責任であるというふうにもとってとられないこ

とはないと思いますが、しかしながら、一番最初のこの事業の起こりというものは、草部地区の活性化ということで、地区住民も大多数入っていただいた中での建設でございます。

ですから、今さら、赤字が出だした、今さら、財政が厳しくなったからということで、町が今からまた、財政支出をして補っていくということがいかがなものかなと思っております。

やはり、私達としては、当時、先ほど言われた３６０万円の出資金をした際に、今後においては、組合で慎重に検討をして、慎重にお客さんが喜んでいただけるような事業展開をしてくれるようにというような条件で、その３６０万円だけは認めたという記憶が私ははっきりございますし、その発言は私が確かしておるというふうに思っております。それについては、皆さん方も認めていらっしゃる。当時の議員さん達は。それが、今回、こういうふうな形で出てきたということ、これについては、いかがなものかなと思いますし、しかしながら、老朽化した施設には、お客さん達は集まってきませんから、その点については、十分将来的な展望、計画というものを話し合われたのか、その点もお聞かせいただきたいと思います。

それと、越敷岳の遊歩道の整備工事については、数年前から工事を継続しておりました。確かに、途中でやめるということは、事業半ばでやめることですから、感心することではないし、あの場所、大変、景色的にも景観的にもいい場所で、野尻地区が脚光をもし浴びるようなことがあった時には、これは、１つのいい観光施設としての観光の場所としての一躍を担うのではないかなという期待はいたしております。

ならば、なぜ、登山客の動向も調べていないような状況であるのかどうか、その事業を展開し始めてからの今までの越敷岳の登山客の動向が調べられなかった理由についてをお聞かせいただきたい、そのように思います。

あと、建設課の方なんですが、主だって私が聞きたいのは、村山～高尾野線ほか測量設計委託工事なんですね、確かに、村山～高尾野線の国道３２５号線からの入り口については、信号にも近いし、入り口も大変狭いという部分がございます。しかし、じゃあ、あそこの道を入り口を７メートル幅に広げて大型車両が行かれるようにしたらどうかということになれば、上の黒岩峠に至る前、要するに、村山の牧野から黒岩峠に上って、それから高尾野に行くまでの間、この道路幅ですね、大型車両が１台行って、向こうから対向車が入ってきた時には、どうにもこうにもならない状況なんです。そのような状況の中で、入り口だけを扱うような事業であるの

か、それとも、中身までひっくるめて考えているのか、当時、私達は、どうせ高尾野に道をつくるんであるならば、３２５号線高森峠の中間からでもいいから、どんと清栄山あたりにトンネルをほいで、道路的、また、通行的な僻地である草部北部の解消を図った方がよっぽどいいんじゃないかという話もしたことがあるんですが、中途半端な設計委託料であるのならば、最初からその程度ぐらいの大きな事業展開を見込んで、私はやるべきではないかというふうに考えておりますが、そのあたり、将来的な展望について、どのように考えていらっしゃるのか、再度、お話をお聞かせいただきたいと思います。

以上、今まで答弁がありました件について、折り返し、ご質問をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　総務課長　渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君）　自治法の２２２条の件でございますが、これに基づき、今回、議案を提出させていただいたわけでございますが、これに判例がございまして、関係予算が議会に提出された時が要するに、予算が措置が的確に講ぜられたというふうになっておりますので、この分で対応させていただきました。

また、ページ、１７ページの１４年度の財産収入でございますが、これにつきましては、委託は森林組合に委託して、森林組合で販売をいたしております。検査につきましては、確認をいたしておりませんので、あとでご報告させていただきます。

○議長（相馬俊行君）　商工観光課長　佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君）　ご指摘の入園料の改正でございますけども、整備が先か、入園料の改正が先かということで、ちょっとご指摘のとおりだと思いますけども、先ほど申しましたように、今、ウォーターパールだけしかトンネル内にございませんので、付加価値をつけるためのトンネル内の整備を早急に図りながら、お客さんに楽しんでいただけるような施設にしたいというふうに考えておるところでございます。

それから、入園料の改正時期でございますけども、ご指摘のとおりだというふうに思います。七夕後にどれだけ客が来るか、あれですけども、確かに、今年度は改正した分だけの数字は上がらないというふうに考えます。

今後、お客様のご意見を聞きながら、検討していきたいというふうに考えております。

それから、越敷岳のことでございますけども、本年度が最終ということでござい

ます。客の動向につきまして、どうして調べていなかったかというような理由は、後日、またご報告したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　企画財政課長　村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君）　まず、携帯電話の方からご説明申し上げます。利用者数と今後の見通しをなぜ教えないかということで、採算が合わないから、会社としてはそういったことを出さないんじゃないかというようなことでございましたが、現在の状況としましては、事業を、例えば、町がやっても、逆にサービス提供事業者の方が乗ってこない場合の方が多いという話も聞いておりますので、その辺からしますと、利用見込みを会社として見込んで、今回、この事業に一緒に乗ってきたものかと思われます。

それと、野尻地域、今後、どういうふうに展望が見えないということでございましたが、これにつきましては、やはり、議員、ご指摘のように、なかなか自分達がやってきたことが力足らずの面が多々あると思いますけども、やはり、森林文化村構想の中でもいろいろなことがありますし、その辺も踏まえまして、もう一度やはりそういった取り組みの方法あたりを考え直す時期かなというふうな考えも持っております。

次に、中心市街地の件でございますけども、財源根拠のないままに、事業を執行しても良いのかというようなご質問でございます。確かに、議員おっしゃるように、現在、国の方の補助金というのは、かなりさっきも言われましたように、公共事業について、かなりなカットがされるということもお聞きしております。そのような中で、現在、経済産業省との間では、町の議会を待ってということで、今年度の補助採択については、保留というような形になっております。

仮に、もしそれが、国の補助がつかないという場合につきましては、この計画期間を延長するか、もしくは、真に必要なものを先に整備するという形で長い目で見て、実際、無理、無駄な施設とならないような形で、他の財源を検討しながら進めていくしかないという考えを持っております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　農林振興課長　廣木冨八君。

○農林振興課長（廣木冨八君）　物産館の今回の補正につきましては、当然ながら、物産館管理組合と十分ご相談をし、実際問題として、物産館の売場の方に雨漏りのため支障をきたしております。早急にやりたいということで、今回、補正をお願いしたわけでございます。

また、将来に向かっての話し合いにつきましては、先ほど、６番議員さんからご質問がありました折り、いろいろとご説明申し上げましたが、今後とも深いお互いの相談を深めていきたいと、そのように考えております。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（相馬俊行君）　建設課長　色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君）　今、ご指摘受けました村山～高尾野線につきましては、地元、それから関係各課、それから関係議員各位の皆様あたりと十分検討しながら、状況で進めていかなければならないかと考えております。

○議長（相馬俊行君）　１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　１３番でございます。

地方自治法の解釈については、それぞれ議会側と執行部側との解釈の差が出てくると思います。当然、執行部側ですから、あなた達は。私達は審議する側ですから、解釈については、やっぱり十分今から先、煮詰めていく必要があるんじゃないかなと思っておりますが、私は、じゃあ、もし、今回、この湧水トンネル公園設置条例の一部を改正の議案が否決されてですね、終わってから、この予算通ったあとに、そしたら、歳入欠陥を生ずるわけですから、事業的には、総額的な見直しをしていかなければならない。

それと、辺地に関わる公共的施設の整備計画についても一緒、もし、否決されれば、財源がないわけですから、補正予算、今回、組んであるけれども、私は、もう一度補正して財源についてどうするのかということを話し合わなければならない。そのようになってくるわけですね。

やはり、私は、本来ですと、いろんな計画を立てて、それに対する財源的な措置の条例改正を今回、６月の議会で提出をし、それから、次の議会までの３カ月間の間に、それに対する根拠と計画というものを皆さんが十分納得するような説明できるような内容というものをこの３カ月間でつくっていただいて、そして、９月の議会で、本来ですと、この予算に絡む案を私は提出していただきたいというふうに思います。

そうでないと、今回、何もかもが一緒に出てきてしまって、後先が何やらかにやら、私としては、非常に奇々怪々でございますから、今回、このような出し方ということに対しては、私はなかなか納得できないものがあります。

それと、企画財政課長の方にお話をいたしますが、あなたは、今までずっと企業誘致連絡協議会の事務局もされていらっしゃった。今回の移動通信の鉄塔建設事業

については、情報通信事業格差是正事業か何かのことを言われた。で、情報通信格差是正ということになれば、今、ちまたでＩＴ革命、ＩＴ産業と言われておる。その際に、企業誘致連絡協議会の中で、話が出たんですね。光ファイバー、または、ブロードバンド通信を徹底充実させていただきたい。そうすることによって、コンピュータ通信が大変スピードアップされて、事業展開もしやすいという要望が上がっておった。で、野尻地区は確かに携帯電話の入りにくいところでありますから、格差是正かもしれない。情報通信格差是正する場所かもしれない。しかし、光ファイバー、ブロードバンド化ということを考えていけば、この高森町の町全体が情報通信の格差の偏見を受けているところなんですよ、ここは。ならば、私は、事業展開を誰を第１に考えるかといけば、この町全体がそういうふうに格差があると思われる情報通信網を整備することが私は第１先決じゃなかったかなと思います。ブロードバンド、光通信の方を先に整備していくことが先じゃないか、私は優先一番だったと思います。

実際、もう下の方まではある程度の光ファイバーというものは通信されている。来ている。高森町が使えないんですよ。これだけコンピュータが役場の中だって、各家庭だって入っているんです。インターネットもやっている方達がかなりいらっしゃるんです。そして、県は、町と一緒に以前、ソフトの村構想をされていた。その時に収得した土地が未だかつて未了のまま残っている。そのような状況の中で、なぜ、ソフトの村構想が頓挫したか。また、今、ＩＴ革命が行われている中で、高森町がそういうふうな事業が新たな事業が入ってこないかというのは、当然、わかることでしょう。光ファイバー通信、ブロードバンド化というのが、こちらの方には入っていないから、高森町にはそういうふうな企業が入ってこないんです。

ならば、野尻地区は携帯電話が使えないから野尻地区にはつくりますけれども、じゃあ、高森町にはこの旧高森地区には色見も含めて、以前、ソフトの村構想まで打ち上げたこの高森地区がなぜ光通信、ブロードバンド化に話が乗せていかないのか、優先順位が違うでしょう、これでは。過疎化が進んでいるところに携帯電話をつくって、非常用というけれども、非常用をするにもそれに対して、対応するにしても、すべて経済、財政が伴わないと、それに対応できない。その財政的に対応できるようにするには、新たな企業を誘致しなければならない。その新たな企業を誘致するために、情報通信において格差を生じておるブロードバンド、光通信というものをやっていかなければならないというのは、高森町は皆知っているはずです。なのに、あえて、何でこういうふうな事業が先に来たのかということ、再度、これ

は、企画財政課長、あなたにお聞きしたい。

これは、十分あなたがその会議にかたっていたから、その現実性、必要性についてはわかっているはずです。ですから、その点について、私は聞きたいと思います。

あと、奥阿蘇物産館について、今から先、廣木課長の方、期待していますが、やっぱり地域の方達も一生懸命努力はされておるのは認めます。一生懸命やられておる。自分達で役員つくって、いろんな話をされていますから、確かに何らかの打開策を開こうと思っていらっしゃるのはわかるんですが、なかなかこれだけの経済情勢の中で、自動車社会の中で、あんなに入りにくい物産館に、特に、田舎だと思っている物産館にああいうふうな建物があると、なかなか皆さんはピンとこないんじゃないかなと。そういうものを建ててしまった高森町は、重大な反省を私は今後していかなければならないと思いますし、一緒になって、この赤字の問題というものも解決をしていかなければならないと思います。

ですから、今後において、物産館あたりについては、十分な協議、しっかりとした根拠のある計画を私は立てていただきたい。そのように思います。

それと、中心市街地活性化の事業なんですが、４兆円の補助金カットというのが、国でうたわれてきた。はっきりですね。そのような中で、また、こういうふうな事業をされている。その中で、答弁の中で、いろんな事業を細々とした事業でもいいから展開しながら、また、他の町内のいろんな観光施設の補助事業等も含ませながら、一緒に併せて中心市街地活性化の事業を進ませていきたいと思いますが、じゃあ、中心市街地活性化を進ませる時に、ほかの補助事業、ほかの事業までも一緒にはまらせるということになってくると、旧高森を取り巻く他の地域の事業あたりはどうなってくるのか。そのあたりについて、私は非常な不安を抱えるわけでございますが、ちゃんと、この中心市街地に対して、補助事業が存在するというのであるならば、ほかの事業には影響がありませんから、私はどんどん進めていただきたい。そのように思いますが、もし、ほかの事業に影響するような形であるならば、私は十分町民の皆さん方とそれに関係する皆さん方達との協議をしていかないと、私は大きな問題を起こすんじゃないかなと、そのように思っております。

ですから、そのあたりについて、当時、私と同じ総務常任委員会の委員長であった、私は総務常任委員でした、で、委員長であった町長さん、あなたが、今後、この事業をすることにおいて、本当に他の事業に対して迷惑を講ずるようなことがないのかどうか、どの程度、あなたがこの点について、真剣に考えていらっしゃるの

かというお話を聞きたいと思います。

それと、建設課の方なんですが、先ほどから話しているとおり、いろんな事業は必要であるからしなければならないと思いますし、事業の内容についての詳細は報告をされていらっしゃいませんから、それについては、どういう意味で報告されないのか、これだけ情報公開が進んでおる中において、ただ、２件、１１件、２件という形だけでいかれるということでありますが、それを道が改良されることによって、新設につくられることによって、影響を受ける地域住民の皆さん方達は、今回、そのところの道路ができる、改良されるということ、どこまでくるか、我が家の家の前までくるのか、それとも、隣までくるのか、そのあたりは十分期待されておるところがあると思います。

ですから、そのあたりのやっぱり詳細な内容についても、できれば、今、入札価格についても公開です。予定価格公開するほどですから、事業の内容は当然言っていいはず。ならば、私は、それについてのご答弁があってもしかるべきではないかというふうに思っておるわけでありますので、その点について、再度、ご答弁をいただきたいと思いますが、あとは議長さんの裁量ですね、１２時ですから。

○議長（相馬俊行君）　企画財政課長　村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君）　議員がおっしゃいましたように、企業誘致連絡協議会におきましては、そういったお話をいただいております。今回の整備につきましては、３年前、１２年だったと思いますけれども、駐在員会等でも出ておりましたし、そういったことを汲みまして、その時から事業者の方とはずっと協議等を行ってきたわけでございますけれども、一番住民に身近なものという形で、今回は計上させていただいております。

確かに、今、議員おっしゃいますように、光ファイバー、ブロードバンド等、情報の大量通信というようなことが言われておりますので、特に、企業団地あたりにつきましては、非常に重要な問題かと思いますので、今後につきましては、今年、総合計画等の見直しもございますし、その辺でも十分、その辺の協議を踏まえて対応してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　農林振興課長　廣木冨八君。

○農林振興課長（廣木冨八君）　最善を尽くします。以上です。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　１３番議員さんのご指摘を受けたところでございますし、凍結

したということでございます。私もそのとおりだと思っておりますけども、ただ、先ほど申しましたように、建ぺい率と、そういうことでございましたけども、私は、あそこに私有地があるということが、一つ難点ありましたし、また、今現在、本当の意味での中央出張所あたりも皆さんと一緒にご相談申し上げなければいかんときにきとるとじゃなかろうかなと、そのようなところでも考えながらやってまいりたい。

また、あの中にはいろんなことがありましたけども、文化村拠点づくりの一環として大きな建物があったりとか、いろんな経過がございましたし、なかなか風と森方と再度、お話を申し上げて、できる限り、有効な、有効と申しますか、国の補助をできる限り、有効な補助を精いっぱい利用させていただきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　建設課長　色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君）　大変失礼しました。私も今度、初めて答弁するような状況の中で、不慣れで大変ご迷惑掛けたかと思いますが、私の方としましては、総合計画に基づいて、事業実施しております関係上、そのあたりでご理解いただけたものというようなことで、ご説明申し上げました。

これにつきましては、必要であれば、一覧でも作成しまして、お手元に配布できるように努力したいと思います。

○議長（相馬俊行君）　１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　それぞれご答弁がありました。

要は、私が話したいのは、財政が逼迫しておるということは、町民各位皆さん方がご存じであります。ですから、町村合併とか、いろんな財政改革とかいう言葉が町内の中で、町民の中で言葉として出てきているわけでございますので、今から先の事業についても、やはり、私は、経済効果とか、今後の高森町の姿をちゃんとした形ではっきりと見せるような事業でないと、私はいけないというふうに考えております。

いろんな事業を今回、出されてきておりますし、それに対して、歳入根拠がつけられているようでございますが、予算査定をする段階で、おそらくある程度の予算修正、要するに、減額というものを各課の方に総務課の方から持っていかれたものだと思いますが、いくつかの事業においては、歳出が先に来て、あとから歳入をくっつけたような感が私には見受けられます。

そのような中で、本当にこのような事業をやっていっていいのかどうか、私としても疑問視をするわけでございますので、十分今後、常任委員会等でも論議があると思いますけれども、話し合いをしていただきたい。

そして、私は、第１番に考えることは、やはり、高森町の光通信ブロードバンド、通信の整備、やっぱり情報通信網の整備というものを第一義に持ってきていただきたい。第一、一度使った国庫補助を再度また使うことが可能であるのかどうかということの疑問点ですね。一度、情報通信の格差是正ということで、事業を展開した。野尻地区で展開をして事業をした。１億円の事業をした。再度、高森町に光ファイバーブロードバンド工事を進めるために、そのような補助事業をくださいと言った時に、４兆円の減額を打ち出しておる国が、再度同じ自治体に対して、そのような補助金を下してくださるのか。私は、おそらく、僕がもし、総理大臣だったらばつですね。やはり、何千とある自治体の中で、一生懸命将来的なビジョンを抱えて事業の補助事業の申込みをしている中で、１つの自治体に対して、同じ事業をやっていくということは、私はよっぽどない。それこそ、通信特区とか、今、特区制度が持ち込まれておりますが、特区制度の中で、特区の中に、もし、高森町が入っておれば別ですよ。だったならば、情報通信の格差是正ということで、どんどんそういうふうな形の事業補助というのは落ちてくるしょう。しかし、現在においては、高森町はそういうふうな特区制度の中にも入ってない。ならば、一度使った補助事業を再度使わせてくれるはずが、私はないと思います。

ならば、過疎化が進んでおる野尻地区は、これは蔑視するわけではございませんが、どんどん使う方が減ってくるであろうといわれるところに対して、このような事業を展開して、今から先、税収のアップをお願いをしていかなければならない高森色見地域の皆さん方に対して、一番の懸案である情報通信網の整備ができないというようなことになった時には、誰が言い訳をするのかですね、雇用の確保とか、そういうことが一番の今から先の財政を改革する上においては、一番なんです。

要するに、源泉所得税とか、事業税あたりをもらって、それが町の財源として生きてくる。そのためには、やはり、何と言っても、高森色見地域がもう少し元気にならなくては、高齢化が進んでいる地域の社会保障なんていうのはできるはずがない。実際、皆さん方、ご存じのとおり、あとから出てきますが、老人保健特別会計だって、歳入欠陥が出ているでしょう。要するに、元々年度当初に予定した歳入歳出の計算よりも歳出の方がオーバーしていて、実際、予算が足りなかったから、１５年度の予算から繰り入れしたような形になったでしょう。先取りしたような形

に。

そんなような状況の中で、そうなれば、当然、一般会計を圧迫するのはわかるわけなんだから。だったら、一般会計に対して、ちゃんとした税収確保ができるような経済的な措置をとっていくのが、私達の役目なんです。ならば、なぜ、高森町色見地区、高森色見地区に対して、そういうふうな情報通信網の整備をしようとしないのか。野尻地区には携帯電話を普及させようと思うかもしれんが、一番経済に影響のある情報通信網、ブロードバンド光通信を何で高森町の中にいっぱい広げようとしないんですか。

私は、この案件については、十分検討をしていただきたい、そのように思っております。

これで、私の質問を終わります。以上です。

○議長（相馬俊行君）　お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２７号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（相馬俊行君）　お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。１時１０分より開会をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後０時１０分

再開　午後１時１０分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（相馬俊行君）　休憩前に引き続きまして、本会議を再開します。

建設課長から８番　甲斐廣國議員の質問に対しまして、追加して答弁したい旨の申し出がありますので、これを許可します。建設課長　色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君）　先ほど、農地費３３ページの委託料、農村環境計画策定委託料の件につきまして、ご質問を受けましたが、資料を持ってきておりませんでしたので、改めて、ご説明申し上げたいと思います。

この計画につきましては、平成１４年４月に、新土地改良法が施行されましたことに伴い、今後の農村整備事業については、この計画書を策定しなければ、事業採択されないというような条項になっております。

こういうことから、本町におきましても、質の高い農政を推進するため、農業農村のあり方等について計画書を策定するものでありまして、今後の進め方としましては、策定実行委員会とか、検討委員会とかを一応つくりまして、進めていきたいというふうにして考えております。

以上です。

○議長（相馬俊行君）　保健福祉課長から、１３番　佐伯金也君の質問に対しまして、追加して答弁したい旨の申し出がありますので、これを許可します。保健福祉課長　岩下光廣君。

○保健福祉課長（岩下光廣君）　それでは、先ほど、ご質問がありました高齢化率ですね、野尻地区の、ちょっと数字的ですが、数字的に申し上げます。津留１が１５年３月末で１６２人、高齢者が８４名ですね、津留２が１２９名中５５名です。野尻１が１０２名、高齢者が４３名ですね、野尻２が５５の３４名です。尾下１が９０の４１名です。２が８９名の３３名です。河原１が１５８名の６５名、２が７３名の２７名となっております。全８５８名のうち高齢者３８２人、高齢化率が４４．５２％になっております。

それから、１０年後、２０年後の質問もありましたが、ちょっとそこを私、調べておりませんが、非常に現在、国勢調査、１５年前ですかね、高森町が８，０６０、その前が７，７００ですかね、そして、前の国勢調査では７，３００ということで、非常に過疎が進んでいると、現在、高齢化もかなり進んでいるというような状況で、今後も新産業等できなければ、かなり人口は減ってくるんじゃなかろうかと、国勢調査ごとにだいたい３００名ずつぐらい人口が減っているというような状況になっております。

－－－－－－－○－－－－－－－

議案第２８号　平成１５年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君）　議案第２８号、平成１５年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２８号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

議案第２９号　平成１５年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君）　議案第２９号、平成１５年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２９号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

議案第３０号　平成１５年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君）　議案第３０号、平成１５年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　１３番でございますが、水道事業の特別会計事業、非常に使用料を原資としてする事業でございますから、大変、厳しいものがあるというふうに思っております。今回、地方債を使われて、事業を新たな事業じゃないんですが、工事をされるわけでございますが、須坂～久原２号線水道本管布設工事ほか４件ということでございますので、私、これ初日出てきておりませんでしたので、説明があっておれば、ダブるような形になりますが、内容等についてご説明をいただきたいと。

それと、祭場水源地の深井戸水中ポンプ１台ということでございますが、この祭場の分は、これは、草部全地域をする今村の分だろうか、それとも、その以前に、

祭場地域が畜産開発公団の農地開発公団の事業で掘られた深井戸の分だろうかということで、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　水資源対策課長　桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君）　今回、補正をお願いしております須坂～久原２号線本管布設でございますが、場所的には、憩いの村から上在地区１２０メートルを接続したいということでございます。

それから、あと３件の工事でございますが、天神～前原線、ここにつきましては、本間さんの宿舎前あたりの１４０メートル間を布設替え工事でございます。

それから、一番金額が多うございます大楢木～社倉線でございますが、これにつきましては、永野原に行く水道本管が一番基本的な水道本管でございまして、ここは毎年、工事を行って、大変漏水等をしておりますので、そこを工事を計画しております。

それから、豆前～豆塚線でございますが、高森幼稚園前から農道の豆塚線でございますが、そこ５００メートルほど計画しております。

それから、備品購入費の１３０万円でございますけども、草部南部にカバーしております水源地の水中ポンプが１台しかございませんので、一応緊急用といたしまして１台購入をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　緊急用ということは、まだ、故障はしていないというふうに解釈していいわけですね。財政的にトータルして何％かそれぞれ調整をしてくださいというふうに財政の方から言われておった割には、こういうふうに見込みでポンプが買える余裕が今の自治体、高森町にあったということで、私は感心をいたしますが、その点、財政の方、どういうふうな形で、査定をされたのか、これ、財政の方じゃいかんですな。助役さんに聞きましょう。初めての仕事でしょうから。助役査定もあるでしょうから、助役さんの方にね。水資源対策課の査定、どのようにされたのか、お聞かせをいただきたいと思いますし、特に、大楢木～社倉線なんですけども、布設、これは、布設工事ですから、布設替えじゃないですね。布設工事ですね。ということは、草部南部地域に住んでいらっしゃる方、今回は三役に２名の方、座っていらっしゃるが、一番わかっていると思うんですが、新しい水源地を求めて、水の流れを大変、スムーズにした関係で、以前、つくっていた老朽化した水道管があちこちで破裂をして、水資源対策課は、２４時間体制でちょくちょく草部

南部の修繕にのぼっておられるという現状の中ですね。新しい管を布設した方がいいのか、それとも、現在ある古い管、昔の今現在では衛生面において許可が下りないような管を使っておると思いますが、そのあたりの管を布設替えした方がいいのか。そのあたり、衛生面も踏まえて、今現在、草部南部地域の中で使っておる本管の中で、今、新たにその管を使用しようとすれば、保健衛生上、許可が下りない管があると思うんですが、そのあたりの調査、また、管があるならばあるという話をはっきりと報告をしていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君）　助役　阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君）　お答え申し上げます。

簡易水道の特別会計につきましては、私は、直接、査定をいたしておりません。

○議長（相馬俊行君）　水資源対策課長　桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君）　水道本管の漏水等につきましては、４７年に５，７００万円をかけまして、整備がなされた経緯がございます。もうすでに３０年経っておりまして、老朽化が進んでおりまして、今回の大楢木～社倉線につきましては、一部を個人の所有地を通っておりまして、道の方に引き回したいということでございます。それにつきましても、一部新しい管になると思います。

水質につきましては、月に１回、水質検査をやっておりまして、今のところ、適合するということでございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　月に１回、簡易水道については、保健所に提出義務があって、一応検査結果を出すようになっておりますから、現在のところ、そういう問題は生じていないと思うんですが、思うんですが、３０年前に布設した管が今は使えないと、要するに、今、そういうような材料のものを使おうとした時には、もう保健所から、要するに、厚生労働省当たりから許可が下りないんじゃないかなというふうな管が、現在、地下に入っているんじゃないですかという今の質問なんですね。水に問題がありませんかじゃなくして、当時は、使えたけども、今は使えないと、要するに、農薬なんかと一緒ですよ。昔の農薬は使えるけども、この農薬はこの作物に使えたけども、今は、要するに、安定基準が安全基準が設置されて、今はこういうような材料は使えないんですよというような材料が今、草部南部地区の本管の中に使われているんじゃないですかという質問です。

簡易水道ですから、管理責任は町にありますから、十分そのあたりは注意されておられると思うんだけども、だから、それがあるんだったらば、現在、あるところを優先して、どんどん布設替えを新たな布設をするんじゃなくして、布設替えを優先すべきじゃないかなと思って質問したんですけれども、再度、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　水資源対策課長　桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君）　漏水箇所につきましては、おそらくもう管が老朽化いたしまして、当然、布設替えをしていかなければならないということでございますので、随時、計画をしまして、本管布設替えを計画したいと思います。

材質につきましては、４７年時点では、鉄管でありましたけれども、ほとんど今、ライニング鋼管、ライニング鋼管と申しますと、鉄管の中にビニールを被覆いたしまして、その水を供給するということでございます。鉄管につきましては、ほとんどもう穴が開いたりしている状況でございますので、これにつきましては、基準に、水道基準に合った水道管でございますので、適宜、それは変えていきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君）　１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　水資源対策課に行くと、そのライニング鋼管というのは置いてありますから、十分わかるわけですね。管の中にちゃんとプラスチックみたいなのが中に入っていて、要するに、管自体の成分が水道の中に流出しないように、浸透していかないように、溶けないようになっている。そういう管が今は使われているということですね。非常に衛生面には気を配った管であるというふうに思います。鉄管なんですね、問題はね。鉄管・鉛管、いろんな管があったと思うんですが、それが、腐食する、または破裂する、またはいろんな形で穴がほげたりする、損傷することによって、鉄管の成分が私は水の中にしみこんできませんかねと、ですから、そういうことで、心配しておったわけですね。で、今、課長は月の１回の水質検査でそういうことは今のところ起きていないから大丈夫と言われた。ですから、昭和４７年に、３０年前、つくった５，７００万円で布設をされた鉄管の改修の方を先にすべきであると、要するに、新たな管布設よりも、今現在も使われている鉄管をすべてライニング鋼管に変えていくような作業を僕は優先すべきではないかなという意見を出したわけですね。

ですから、そのあたりについて、今後、担当常任委員会あたりでも現地なりを見ていただいて、十分、将来についての計画を立てていただきたいと思います。

それと、深井戸水中ポンプ１台の購入については、私は、まだ現在使われておるならば、この予算を執行する必要は何もないと思います。なぜかというと、技術がどんどん進んでいて、平成１５年に何もなくて買った水中ポンプよりも、もし、使わなかったら、１年後にはまだそれよりもすばらしい水中ポンプが出てくる可能性がある。デフレの時代ですから、価格破壊の時代ですから、当然、現在買うより、もしかしたら、賭みたいものですからわかりませんが、来年が安いとは限りませんけれども、ただ、性能的には僕は来年の方がいいのができるんじゃないかな。もし、緊急にどうでも変えなければ、今いけないというのであるならば、予算計上して、緊急性があるですから買わなければならないと思うんですが、もうそういう可能性がないんであったならば、あえてここに予算を乗せる必要は僕はなかったような気がいたします。

今後、委員会の方で審議がなされると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。したがって、議案第３０号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

議案第３１号　高森町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君）　議案第３１号、高森町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。したがって、議案第３１号は、文教厚生

常任委員会に付託することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

議案第３２号　高森湧水トンネル公園設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君）　議案第３２号、高森湧水トンネル公園設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。６番　野中謙三君。

○６番（野中謙三君）　６番　野中でございます。

午前中の方でも予算審議の中で、いろんな論議がされましたので、予算の案についての審議ですけども、言うことがなくなってきているんですけども、如何せん、１００円が３００円に上がると、これも一挙に３倍の値段ということになりますけども、もちろん、自主財源の確保を図るという意味からすれば、当然、考えなくてはいけないことだと、そういうふうには思っております。

ただ、３００円が高いのか安いのか、そういう議論ではなくて、町内の小学生、中学生、あるいは、町内在住の方、たくさんおられますけども、仮に申し上げますならば、例えば、高森の温泉館は町外が４００円で町内が２００円という料金設定で、２００円で入ることになります。その２００円と照らし合わせてみましても、湧水館に３００円で入るということに対して、果たしてこれでいいのかなという部分も考えないわけではございません。

自主財源を図る意味で、例えば、今現在は、温泉館の方からは約１，５００万円程度ですかね、店の売上代金という形で入ってくる部分と、温泉館収入がいくらだったか、ちょっと今、覚えておりませんけども、入ってきていると思います。それを鑑みますと、果たして、これを３００円に上げることによって、本当に思惑どおりの金額が上がるのかどうか、これが１つ疑問に思いますので、その３００円に上げる根拠と合わせて、自主財源を図ることはもちろんですから、その辺のお考えを町長の方に示していただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　３００円になった根拠と言われましても、別に何が何でその３００円になったかと、一般的に、今計算も先ほど申しましたけども、やはり駐車場確保とか、いろんな面、また、さっき言いましたように、付加価値をつけるために、それだけの必要と、また、入場料だけと申しますけども、これは、駐車料含んだ全体的な入場料でございます。駐車賃が無料ということではなく、駐車料を含ん

だ入場料ということです。

当然、トンネルの中でございますから、いろんな設備も限られておりますけども、できる限り、湧水館を観光の目玉とするためには、今回、このような入場料といいますか、駐車料を含んだ入場料ということでございます。どうか、ひとつご理解いただきますようお願いしておきます。

○議長（相馬俊行君）　６番　野中謙三君。

○６番（野中謙三君）　わかりました。もちろん、駐車場整備大事でございます。ただ、一番問題なのは、よそから来るお客さんに関してお金をいただく、これが商売の鉄則でございますので、町長が言う株式会社高森町、これも１つの方策ではなかろうかと思いますけども、町内の方が、３００円果たして払って入られるのかなと、いろんな作品、七夕もございますし、あるいは、親戚の方が見えた時にもご案内しますし、そういった意味において、３００円をその都度、その都度、果たして払われるかなと、賛助金という形であれば、逃げる道はございますけども、入園料という形できちっとうたわれる以上、やはり入り口の時に出さないわけにはいかないということもございますので、町内関係の方に対する考え方を示していただきたいと思いますけど。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　教育関係、学校関係に関しましては、ちゃんとしたルールがございますし、また、それに則って、学校とかいろんな各地域の学校教材になったりとか、勉強する場としての入場料につきましては、ちゃんと前もって届出等があれば、何ら、入場料をとると、そのようなことでは決してございません。

また、町民に少し値段の差をということだと思いますけども、これは、やはり、１つの観光地、せっかく皆様方に同じ平等に観光地、湧水館を宣伝するわけでございますから、町民の方だから５０円安くしてあげようとか、そのような考えはございません。

○議長（相馬俊行君）　６番　野中謙三君。

○６番（野中謙三君）　はい、ありがとうございます。

町長の考えの方としては理解できましたけども、これ、住民感情と申しますか、自分達が昔からある財産を資源化して、そこでお金を生もうとして、高森の方々ががんばっておられる。その湧水トンネルに関しましては、いろんな設備投資等が、やはり、貴重な税金をもとにつくっておられていると、そういった中を考えますと、町内の方が僕はできれば、自由に出入りできるような、そういう湧水トンネル

であればなとつくづくと思っておりました。１００円払う際にも、やはりそういった声が聞こえておりましたし、町内の方が自分達の施設として、本当に利用するためには、もちろん負担も必要ですけども、あえて、お客さんを案内する形からすれば、僕は町内の無料化というのが、必要じゃないかなという気がしないでもありませんので、その辺は、再度、委員会の方でも検討していただくこととは思いますけども、町長の考えがわかっただけでも幸いだと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（相馬俊行君）　１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　１３番　佐伯でございます。

今、町長の答弁で、野中議員の方からご質問がありまして、町長の答弁の中で、駐車場の整備等もしていかなければならない設備の充実もするということで、３００円の中には駐車料金も含むんだよというような解釈、私はとっていいと思うんですが、そういう答弁だったと思いますが、じゃあ、貸切バスで来られた方達は、１人３００円払われて、１台５０名乗っておられたとした時に、３００円掛ける５０名で１万５，０００円、アップ分２００円が駐車料金だとすると、１万円がバス１台の駐車料金という換算になる。そんな高い駐車料はないんですね、そんなには。おそらく中で１時間、２時間程度遊ばれるんだろうけども、それならば、最初から駐車場の駐車場料金というのを設定して、入園料の料金をもう少し考慮する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それに、駐車場料金をとるということになってくると、車で来られる方達はあくまでもメインにしていることになってくると、南阿蘇鉄道高森駅から下町の住宅を通ってつくっていらっしゃる、湧水トンネルに向かう道路整備についても、あまり必要ないような気がする。バイパスからの道路を整備した方がよっぽど、私は、駐車場あたりに車を止める方は増えてくるんじゃないかなと。町営住宅の中を通らせることの方がもし、車を通らせるのであれば、通らせることの方が安全面において、非常な支障を来すような気がいたします。

それと、入園料という形で設定されておりますが、賛助金ですと、税金の課税対象にはならなかったと私は思っておりますが、今回の補正予算に対しても、入園料が二千何百万円も上がるのに対して、税金の税収に対して、どれだけの気が配られていたのかと、要するに、税金、おそらく課税されるんじゃないかなと、入園料に対しては。そういうふうに思いますが、そのあたり、どのようになっておるのかということを合わせてお伺いしたいと思います。

町長の方でよろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　税金の方、私もちょっと理解しておりませんけども、今、入場料の話でございますけども、駐車料を含んだということでございます。駐車場でお金をとるんではなく、駐車しただけで、やっぱり地元の方は朝晩はって入らない人も結構おられますし、駐車場でお金をとるんではなく、入場料として駐車料金を含んだ入場料ということで、あそこで入場していただく時に、徴収をしたいと、そのように思っております。

今、団体の方のことに関しましても、これは、私ども、今団体のバスとか、いろんなことに思っておりませんでしたけども、やはり、当然、団体さんとか、全体的な今バスツアーとか、いろんなツアー組んでいただく、各方面にご協力をお願いしていくところでございますけども、そういう意味に関しましては、今おっしゃったように、いろんな団体割引とか、そのようなことも今後、手当をしていきたいなと、このように思っております。

ちょっと税金の方は私もまだ理解しておりませんから、税務課長の方からご答弁をさせます。

○議長（相馬俊行君）　保健福祉課長　岩下光廣君。

○保健福祉課長（岩下光廣君）　今回の対象と申しますのは、入園料ですので、当然、消費税の課税対象になるかどうかということになります。一般会計ですので、今回、収入は、一般会計の場合は、収入に係る消費税、仕入れに係る消費税が同額ということで、一般会計に収入を入れるとなれば、その分は納税は発生しません。消費税はですね。要するに、消費税というのは、売上に係る消費税ですね、現在、県税も地方消費税がありますが１％、国税が４％、５％ですが、１，０００万円上げた時に、その５％に消費税をかけて納めていただくと１．０５をですね。その収入をまた使っていろいろに使うのが、また、５％掛かっておると、ですから、消費税の納税義務というのは、売上に係る消費税から仕入れに掛かる消費税を引いた残りが納付する消費税になるわけです。ただ、今回の場合、一般会計に入れますものですから、一般会計の場合は、収入に掛かる消費税と仕入れに掛かる消費税が同じということで、ゼロということで、納税義務は発生しないということになります。

特別会計になれば、うちの方であるのが、簡水ですが、この分については、消費税は当然、納付しております。特別会計に持ってくれば、消費税が掛かるということですね。温泉館も当然掛かっております。うちの方から事務的に委託料等を出し

ておりますが、その分について、消費税がかかっております。特別会計とか、任意団体等に収入というのは、消費税か課税対象になるということです。納税義務が発生するということですね。そういうことです。

今回は、一応、消費税は発生しません。納付税はですね。そういうことです。

○議長（相馬俊行君）　１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　佐伯でございますが、消費税は発生しないということで、前税務課長ですから、現在の保健福祉課長さん、直接的な責任は逃れることは可能な状況にいらっしゃいますので、その当時、もし、課税された場合にしても、その当時、税務課長で答弁していないからということで逃げられますから、ご安心ください。

ただ、今は一般会計に繰入はしているんだろうけれども、ただ、事業的に、税務署がどういうふうな解釈をするかが私は問題になってくると思うんですね。委託料を徴収委託料まで出すわけですね。そして、徴収も頼むわけ。そして、事業については、一般財源の方から繰り入れて、一般財源の方で、湧水トンネル内の整備もされるわけですね。ですから、井と言えば井なんでしょうけれども、ただそれを厳格に、正確に見た時に、やはり事業税とみれば、事業をしたというふうに見れば、私は課税対象をもしかしたらされないこともないんじゃないかなと、とろうと思う税務署の方がいらっしゃれば、もしかしたら、何らかの方法でとりにかかってくる可能性は僕は出てくるというふうに思います。それについては、非常に税金の課税に対しては、いろいろと複雑なところがありますから、今後、十分検討していただきたいと思います。

それと、駐車料金を含んでということで、今、町長の方が言われたんですね。ですから、駐車料金も含むんだったら、貸切バスで来た人達はその貸切バスの駐車料金が１万円ぐらいになるんですねという私は質問をしたわけですね。実際、３００円の５０人からとれば、１万５，０００円ですから、１万５，０００円でどれだけの金額をだいたい駐車料金というふうに見ていいのかなと思うんですね。ですから、ちょっと高い駐車料金になるのかなと、それよりも、明らかに駐車料なら駐車料で私はとった方が美しいような気がいたします。特に、環境問題を重視した施設でございますので、駐車料によって、二酸化炭素または排気ガス、いろいろ出てくる。それによる大気汚染の問題等を考慮した上で、やっぱりバスとか、車で来た人達に対して課税しますじゃないんですけれども、駐車料金をとらせていただきますというぐらいのちゃんした目的を持った私は料金に対する条例の一部改正なら問題はな

いと思うんですが、ただ単に、今の町長の答弁では、別に３００円にした根拠というのは、そうはないみたいで、ないというのは、なぜかと言うと、やっぱり事業がまず、歳出面において、事業がどの程度かかるからどのぐらい歳入を上げないといけないかなという形でつくられたのかどうかというのは、定かではございませんが、ただ、やっぱりちゃんとした根拠というものがないといけないし、先ほどから野中議員も言われるように、やはり、１００円を３００円に上げることによって、入園客の減少というのも僕は先ほどから予算の中でも申し上げておるとおり、見込んでいかなければならないと思うんですね。

ですから、今回、こういうような設置条例の一部を改正する条例ということが出てきましたが、私は、今回、これは、出すなら出してよかった、補正には入れてほしくなかったんですね。入園料の補正はしてほしくなかったんです。これを出していただいて、いろんな調査、啓発活動をいろんな観光業者、貸切バスの業者としていただいて、そして手を加える、今言ったように、団体客についてどういうふうにするのかと、高森町内の人達にどういうふうにするのかと、そういうのをこの条例改正という問題提起によって、３カ月間ほど準備期間として、いろいろとヒヤリングなり、啓発なりしてもらう、した中で、修正を加えて、最終的にできあがったもので補正を組んでいただくというような姿の方が僕はより一層住民の方達、また、利用者の方達に対してはわかりやすかったんじゃないかなというふうに思っておりますが、その点、町長さん、最後です、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　先ほど申しましたように、駐車料を含んだということでございます。それとまた、駐車料と言いますと、なかなか結構あそこに地元の方もいっぱい車を止めたり、結構なされておりますものですから、なかなか駐車場をあそこで料金をいただくというのは、ちょっと抵抗といいますか、トンネルの中に入るところで一般的な言う入場料をいただきますと、また、いろんな地元の町民の方に少し低料金にというお話だと思いますけども、温泉館の場合は、ひとつは町民のいろんな福祉型、そういうものを考えた温泉館でございましたし、今回は、湧水館はそういう一つの福祉というより、福祉型と言いますよりも、一つの観光地として、観光の場として、皆様方にご提供申し上げて、いろんな方々にお出でいただこうという計画でございますし、また、いろんな先ほど課長の方からも９月１日の料金のどうのこうのというのがございましたけども、その辺の分も駐車場が完全にできていなかったり、いろんな面でまた、先ほど申しましたけども、グラウンドを使用したり

とか、また、いろいろ歩いてご迷惑をかける、すると、また、いろんなツアーと申しますか、１つのバス会社とか、いろんなものに周知徹底といいますか、少しだけはこっちの方の発することをお願いしなければいかんものですから、そういうことで、９月の方に少しずれ込んだことも事実でございます。

一応、こういうことで出ておりますので、どうか、ひとつご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君）　１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　一生懸命考えられた結果であるというふうに思いますが、みすみすお客さんが減るような形の条例改正というのは、なかなか理解しがたいと、そのように思っておりますし、当時、この湧水トンネルは、なぜ賛助金にしたかという、確か理由があったと思うんですね。トンネルに入られるのを賛助金にした理由というのがね、確か、前町長はこれでお金儲けはしないんだと言われていたんだけれども、そうはいかず、今の町長はやはり株式会社、民間手法というのを取り入れてということで、経済効果が上がるようなところではどんどんそういうに外資を取り入れようというような意向でありますから、それは仕方がないと思いますが、ただその当時、なぜ賛助金という形になったかという理由は、確か、鉄道公団、昔の国鉄の鉄道公団ですね、あちらの方から高森町に無償譲渡された、無償で高森町にくださった時に、確か、経済的な活動じゃないんだけれども、そういうふうな事業は確か差し控えていただきたいというような条件じゃないけども、あったような私は気がいたしますが、その点についての話し合いと、話し合いじゃないんですけども、その当時はそうじゃなかったかと思うんですけれども、そのあたりを再度、誰か知っている、当時のことを知っている方、ご答弁いただきたいし、もし、そうであったならば、そのあたりが話し合いが、もうもらったものですから、どう使おうと勝手なんでしょうけれども、どうなのかということを最後、この件について、よろしくお願いいたしますし、そのあとは、常任委員会の方で十分審議がなされると思いますので、よろしくお願いをしたいと思いますが、まずもって、その当時の話、これ、トンネルが高森町に渡された時の当時の話というものを知っている方、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　農林振興課長　廣木冨八君。

○農林振興課長（廣木冨八君）　時期的にはちょっと宙に覚えておりませんが、私が行政係、管財係におった時代に、前助役さんと北九州の国鉄にあります精算事業団というところがございまして、そこで、事業団の方、それに助役さん、私で今の形の

トンネルになる前の段階でご相談を申し上げました。その中で、基本的に、精算事業団ですので、当然、できれば、お金にしたいというのが本来の姿でありますが、それまで、高森町がずっと管理しておりましたので、基本的には、親水公園という形で町の方に譲渡してもらった経緯がございます。

その中で、使用目的については、親水公園は間違いございませんが、その中で、商売というか、お金をとるとらんの話については、私も定かでは覚えておりませんし、ちょっと契約内容、当然交わしておりますので、そちらの方を調べて、あとでご報告申し上げますが、それでようございますでしょうか。

以上です。

○議長（相馬俊行君）　ほかに質疑はございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。したがって、議案第３２号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

議案第３３号　高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君）　議案第３３号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　１３番です。何か私ばかりしておりますけれども、ご了承いただきたいと思いますが。

国民健康保険税の条例の一部を改正する条例なんですが、これ、だいたい負担割合はほとんど上がるという形でとっていいと思うんですけれども、１００分の８．５、１００分の８．８とか、１００分の８．２を１００分の９．０ということで、総所得に対しての算定基準がそういうふうに上がってきます。

結果的に、健康保険税、かなり高いんですね。もう大変です、これは。子育てを一生懸命されている家計においては、これは大変な問題ですね。社会保障費上がってくるということは。なぜ、健康保険については、そうは医療費の増加というのは

見込めていないんですが、老人保健については、先ほど出たように、１５年度の予算まで食いかけちゃったというような形で、どんどん増加してきておる。

その中で、あえて国民健康保険税の条例を変えるということ、介護保険も入っておりますけれども、上げていくということは、今後の見込みについて、どのようにとらえていらっしゃるのかということを担当課長の方にご質問をいたしたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　税務課長　後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君）　今回の条例改正につきましては、提案説明の時に申し上げましたように、課税の基準が変わるということで、説明申し上げたかと思います。これを基準に、うちで算定いたしましたところ、課税の標準額が約３億１，０００万円減額となりますので、これを満たすために、計算いたしまして、今回のような数字になりました。

○議長（相馬俊行君）　１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　提案当初、内容についてはご説明があっているようでございます。

課税基準が変わるからということで言われました。３億１，０００万円減額になってくるので、その減額になった分の町負担分を要するに、健康保険の徴収金の中の負担分を若干上げなければおそらく足りないから、おそらくそういう形で基準額を上げてこられたんだというふうに思いますが、私は、何年も前から言っておると思うんですが、安藤巌夫君が国民健康保険特別会計のお金を不正にとって、現在、出てきていらっしゃいますけれども、約１億円まだ未納でございまして、健康保険特別会計というものは、要するに、収入と支出のやり方、調整の仕方というのが非常に難しい。確か、１２月にかかった診療費は最終的に３月に支払いぐらいじゃなかったかな。１月にかかった分が４月だったと思うんですね。単年計算でいきますから、見込みである程度の予算を国民健康保険特別会計は留保しておかなければならないという現状がございます。

現在、その留保金というのか、予備準備資金というのが約９，０００万円程度あっておったというふうに思っておりますが、もし、私の記憶違いでありましたら、後ほど訂正をしていただきたいと思うんですが、その中で、もし、この安藤巌夫君が使った１億円というものがこの国民健康保険特別会計に戻されることがあるならば、もし、課税基準が変わっても、ある程度の財政歳入は補えるというふうに私は考えております。少子高齢化、それに社会保障の無効と経済の低迷、これだけあっ

ている。高森町は、若い人達が住まないから、働く場所もないからといって、どんどん外の方に流出をしておる現状の中で、また、こういうふうな形で、健康保険税の課税基準が変わったからいって、こういうふうに上がってくるということ、私は、より一層、高森町に住もうと思う方達が減ってくるんじゃないかなというふうに不安を隠せないわけでございますが、１億円どうなったんでしょうか。

町長、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　安藤巌夫さんのことに関しましての１億円の話でございますけども、今、安藤巌夫さんとも面談をいたしまして、いろいろと縷々検討していっているところでございます。何分にも、私も今回、初めて、その安藤巌夫さんと交渉に入るわけでございまして、お兄さんもすばらしい方がおられますし、ここ最近、総務課長と監査室長と安藤さんの方にもお伺いいたしまして、お話を申し上げているところでございます。

１億円についてということでございますけど、まだ、未だ、何ら対処方法がなくて、大変困っております。議員の方々のお知恵を拝借しながらがんばって回収してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君）　１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　前町長は、町民に迷惑をかけないと、一切迷惑をかけないと言いながら、こういう形でじわりじわりと迷惑がかかってきているわけですね。これは、町民の方はおそらく気づいていらっしゃらないんじゃないかなと思います。安藤巌夫君が使い込んだお金がもし、国民健康保険特別会計にあれば、現在、若干８億円だと思うんですが、程度かかる国民健康保険診療、医療費の負担についても、もう頭打ち、健康保険に関しては、だいたい頭打ちでしょうから、要するに、翌年度支払分、４月から先、支払分の予備資金についても、それほど、準備していなくてもいいんだと私は思います。ですから、そのような段階で、あえて９，０００万円近く残しておきながら、また、増やすということ、財源、歳入が減ってくるから増やすということ、でも、財源はとればあるんですよね。計画が足りればあるんです。ですから、私は、そのあたりを解決せずして、安易に課税基準が変わったからということで、こういうふうに上げるということは、私は、町民にちゃんとご説明をしていただきたいと思いますし、町長に一言お伺いをいたしますが、総務課長と監査室の室長さんを連れて行かれたということでございますが、一応監査室の室長は監査事務局で出向でございますけれども、どなたの許可を得て、監査室の室

長を連れて行かれたのか、そのあたり、また、今後、どなたがこの問題について、対応されていかれるのか、その責任の所在をしっかりとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　一緒に行ったと申しましたけども、うちの総務課長と今室長と一緒に行って、ずっと今まで監査室長さんの方がそういう面に関しましては、いろいろと交渉、先頭に立って交渉していただいておりましたし、また、今回もお願いをするところでございますけれども、あくまでも出向ということでございますので、アドバイザーと、一つのアドバイザーとしていろんなものの引き継ぎをしていただきたいということで、直接安藤巌夫さんの自宅に伺ったということでございます。

また、この件に関しましては、皆さん方に先ほど申しましたけども、ご相談申し上げながら、今回は、助役さんの方がそっちの方で担当していただくと、そういうことにいたしております。

よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　１日ですから、最低譲って認めるとしても、町部局と違うのは、やはり、代表監査委員なり、監査委員の承認を得て、監査事務局の職員を動かすということ、あなたも地方自治体のトップを目指して町長になられたということでございますから、特に、以前は総務常任委員会の委員長までされておったということであるならば、こういうふうな基本的なことについては、助役、または総務課長、十分協議をして進めていただきたい。特に、助役については、そのあたりの助言の必要性は私はあったと、特にあなたの場合は、以前、監査室の事務局長でもあられましたので、ご存じであったというふうに思います。いかにアドバイスをいただくために、１日であろうとも、監査事務局の職員を動かすことについては、やはり、そこの代表監査委員さんなりの承認を得ていただきたいというふうに思います。

当然、議会事務局の職員についてもしかり、教育委員会の職員を動かすことについてもしかりでございます。そこの事務責任者、議会であれば、議会事務局であれば議長、それに教育委員会であれば教育長なり、教育委員長の承認を得て、町長が私がその職員を借りることができるんだというふうに私は思っておりますから、そういうことで、他の事務局に出向させておる職員を再度使うようなことであるなら

ば、最初から町部局に私は置いておくべであったというふうにあなたに助言をしておきたいというふうに思いますし、助役さんに最後、もう長くなりますから、この件については、今後、国民健康保険ですので、総務常任委員会で真剣に話し合いをしていただきたいと思いますが、助役さんに、今後の見通しとあなたの方から最後に、お話をしていただいて、私のこの件についての質問を終わりたいと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　助役　阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君）　ただいま町長の方からご案内ございましたけれども、今後、私は、この関係のトップになって、一生懸命進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　ほかにございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。したがって、議案第３３号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

議案第３４号　高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君）　議案第３４号、高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、本日採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。

質疑を行います。質疑はありませんか。１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　佐伯でございます。また、私が出てまいりましたが、この高森町の重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてなんですけれども、６月２７日今回提出されておりまして、附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後、高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、平成１５年４月１日以降に行われた診療に係る医療費について適用するということ

でございます。

４月１日から実際、かかっておられる方達はこれが可決すれば、一応該当していくるわけですが、なぜ、この議会で出てきたのか、もし、この議会で出すのであるならば、この提案は３４号じゃなくして、できれば、２７号で私は出てくるべきではなかったかなと、冒頭、出てくるべきではなかったかなと思いますが、今回は、この定例議会については、だいぶん議案の出し方については、私は疑問を生じておりますから、この点についても、お答えをいただきたいと、なぜ、こういうふうにあとの方で出てきたんだろうか。お願いをいたします。

○議長（相馬俊行君）　総務課長　渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君）　これにつきましては、大変申し訳ございません。ご指摘のとおり、当初、出すべきでございました。今後、注意して議案提出に当たりたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　佐伯でございます。

大規模な人事異動がございましたから、そのような引き継ぎ事項の中で、引き継ぎ状況の中で遅れてしまったのは仕方ないとしても、ただ、今６月の定例議会に提出する時点で、この提出議案案件をそれぞれ見て、目を通していけば、この議案については、同意の第５号が出たあとに出していただきたかったというふうに思います。

この件については、総務課長の方から言われたとおりでございます。認めていかなければならないと思いますが、こういうことが二度とないように、私達が迷うような議案の出し方、よろしくお願いをいたしたいと思いますし、これについては、私どもも反省する時点がございます。議会運営委員会等でも十分この点について、見ていかなければならなかったということ、そのあたり、私達のミスでもございますが、今後においては、執行部あたりも十分この点について、ミスのないように、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　ほかにございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　討論なしと認めます。

これから、議案第３４号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。よって、議案第３４号、高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

議案第３５号　辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（相馬俊行君）　議案第３５号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。８番　甲斐廣國君。

○８番（甲斐廣國君）　８番　甲斐です。

先ほど、大変議論をされましたので、私は、要望としてお願いをしたいというふうに思っております。これは、総務委員会ということで責任重大でございますので、いろいろ先ほどから佐伯議員さんからもありましたけれども、今、非常に辺地に住んでおる方々がどうもやっぱり見捨てられるんじゃないかというような危機感の中で、三位一体の改革もしかりでございますけれども、非常に皆そういう辺地に住んでいる人達は思っておるんじゃないかというふうに思っております。

今、東中学校、小学校あります。先生達も来ておられます。携帯電話入らないと、これはもう非常に今の時代に、私も辺地に住んでおりまして、家の中、携帯まったく使われません。今度、あれが建ちますけれども、それも可能かどうかよくわからない。そういう状況であります。

いろいろ光ファイバーの話もありましたけれども、今、学校を卒業して、社会に出て、帰ってきますと、うちは携帯電話は使われません、こんなことでは肩身の狭い思いを子供もしなければならないような状況の中で、この地域の方々、一緒になって、何とかしてほしい。切なる思いで、これは役場に陳情されたというふうに私は聞いております。

矢津田・中も部分的には入っておりますけれども、特に、矢津田地区はエリアにはおそらく半分ぐらいしか入らないと思っております。でももう仕方がないですね。そういうことでございますので、やっぱりこういう厳しい時代、合併を含めま

して、合併をされたらなおさら、また辺地は取り残される、合併前にどうしてもやっぱりこれはやっておかないと、おまえ達のところにそぎゃん金をかけてどうするかと言われたら、議員さんも減っておる状況の中で、非常に厳しくなるんじゃないかというような気がいたします。

是非、これはじっくり審議をしなければならないというふうに思っておりますけれども、皆さん方のご協力をお願いをしたいというふうに私は思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　佐伯でございますが、今、甲斐廣國議員の方からこの点について、辺地の皆さん方、辺地というとあんまりなんでしょうけれども、住んでいる地域で非常に不便を感じている人達を見捨てられるような気がするということでございます。

私は、そうではないつもりで私は意見を言ったつもりなんですね。社会福祉が充実、現在しております。で、社会保障をこれまた以上に続けていくためには、税金をとれる可能性のあるところからどんどん税金をいただこうじゃないかということなんですね。ですから、高森色見地域にブロードバンド、光ケーブルを普及させることによって、新たな企業の誘致を発生させ、それによって得た税金でやはり過疎地、辺地と言われる人達に対する社会保障を上げていく方がいいんじゃないかと、現在、５億円あまり高森町は町税がございますが、このような経済状況の中ではおそらく平成１５年度の税金の収入なんていうのもどれだけになってくるかわからないと思います。ですから、そのような中で、やはり、私達はお金の生まれる場所からお金をとって、お金を生むことが大変難しいところに対して、手厚い保護をしようじゃないか、手厚い事業をしていこうじゃないかというつもりで私は高森色見地域の事業展開というものを優先的な問題を提起したわけですね。

現在、過疎地域においては、特に、独居老人については、緊急通報システムの普及がなされておるようでございますが、年間何件かに出されておるようでございますが、そういうものを合わせて、それを進めていきながらやった方が僕はいいような気がいたしますけれども、その点について、私は、野尻地域を見捨てるつもりで何も言ったわけではございませんけれども、ブロードバンドの普及による税収、そのあたり、再度、企画財政課長、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　企画財政課長課長　村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君）　先ほど言われました光ファイバーとブロードバンドで

すけれども、そのことにつきましては、私、大変申し訳ございませんが、まだまだ勉強不足でございますので、また、今後、こういう議員さんのお話を伺いながら、勉強をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君）　１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　何年も前じゃないんでしょうけれども、２年ほど前からそういう話が出ておりましたから、当然、あなたのデスクの上にもノートパソコンが置いてあると思います。ノートパソコンを買い換えられる理由は、何でしょうかね。皆さん方がそれぞれ役場の職員、ノートパソコンを持っていらっしゃる、しかし、新しいものができたら、どんどんそちらの方に、それはなぜか、その更新する理由はなぜかということをもう少し考えていただきたい。それは、要するに、容量が大きくなる、スピードが速くなる、機能が非常に充実してくると、そういうふうな理由からコンピュータの更新、コンピュータ愛用者の方達はコンピュータを変えていらっしゃるんです。何も変わりもしないならば、これだけ不景気な時代にコンピュータを使用している方達はコンピュータの本体自体、ハードウエアを変える必要は何もない。ところが、やはり、どんどん時代が進むにつれて、技術が革新していくにつれて、やはり、より一層早い、より一層大容量のもの、より一層鮮明にディスプレイに映るもの、プリンターもより一層、美しくプリントされるものという形で、まだ上を目指していく、ところが、この高森町においては、そういうふうな形で、機械がどんどん大容量が出るし、プリンターについても、また、ディスプレイについても良くなるんでしょうが、残念なことに、スピードだけはこれは追いつかない。私達のところは過疎地域と言われて、中央から大変離れているんですね。いろんな情報を提供してもらう。インターネットで提供してもらおうと思っていても、スピードが遅い、ならば、スピードを速くすることによって、やはり機能的に効率的にソフトウエア産業が利益を得るような形で進めていけるんじゃないかなというふうに私は思うんですね。

ですから、企画財政課長は私よりもコンピュータの使い方は慣れていらっしゃるから、私はブロードバンドの話が出た時に、当然、それだけで私は話を理解されていらっしゃるというふうに私は思っておりました。ところが、まだまだ勉強不足ということでありますので、電算室か何かにいってもうちょっとコンピュータの勉強をしていただいた方がいいのかなというふうにも思います。

それから、野尻地域の方達が誤解されるといけませんから、これ、日本国憲法が

あるんですが、法の下の平等というのがありまして、いろいろな問題が書いてあるんですが、国民は要するに法の下ですべて平等なんですよと、経済的とか、社会的関係において、差別はされませんよというふうにちゃんと書いてある。私達も議会議員でございますから、そういうことを理解した中で、住む地域によって、人間を差別しようという気持ちは毛頭ございません。より一層その方達に対して、社会福祉、社会保障を進めていくためには、それだけのお金が必要であるから、それだけのお金をとるために、高森色見地域にブロードバンド、光ケーブルの充実を図っていただきたいという要望を私はしておるわけです。

税収がこれ以上上がる予定があるならば、最高ですが、上がる可能性はない、税源移譲と言われておりますが、その税源移譲された税源についても、何らかの紐がついてくると思いますし、先ほどから言うているように、４兆円の補助金を減額すると言われております。どれだけ減額されてくるかわかりません。その中において、しっかりとしたどなたからも束縛されることのない町が自由に使える税源というものを確保するためには、より一層、高森町が皆さんが期待する環境をつくりあげていくということ、そうすることによって、税源はアップさせて、収入を上げて、その上がった収入において、やはり経済的な辺地的な感覚があるところに対して、手厚い事業をやっていくのが筋ではないかと、お金がないのに仕事をしていいのかと言いませんけれども、ただ、収入が見込めるのならば、私は事業をしていいと思うんですが、収入が見込めないならば、私はまず、収入を見込む方を先にすべきであるというふうに思っておりますが、その点については、助役さん、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　助役　阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君）　これも大変難しい問題でございますけれども、１３番議員さんのご意見もごもっともと思います。今後、そうした情報通信関係につきましても、議員さんのお教えを受けながら、私どもも一生懸命勉強して、なるべく意に添うような形で進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　最後です。

この件については、これも常任委員会の方で審議がなされると思います。私は、冒頭から言っておるように、高齢化が進んでいる地域をあえて見捨てるものでもございませんし、そちらの方を後回しにするということでもございません。

ただ現在、いろんな財政改革が進まれておる中において、高森町全体の住民のこ

とを思うのであるならば、まず、税収アップを先に考えた事業の展開をしていただきたい。常任委員会でもそのあたりしっかりと考えて審議をしてもらうように要望して、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君）　１０番　甲斐正一君。

○１０番（甲斐正一君）　１０番　甲斐です。

今日は、本当にすばらしい意見ばかり出まして、私は大変、朝から憤慨したところもございまして、１３番議員さんがかなり言いたいことを言われたのでございますので、私もひとつお願いをしたいということで、立ち上がったわけでございます。

非常に高齢社会、また、大変過疎の進む野尻地区でございます。先ほどから再三、野尻地域、野尻地域という言葉が出て本当に宣伝になったから、うれしく思っているわけでございますが、本当に差別言葉じゃないけれども、あまりにもいやな気もしたわけでございます。

そういう中で、携帯電話等の鉄塔の問題が出ております。非常に大事な時じゃなかろうかというふうに思うわけでございます。学校統合いたしまして、いろんな面で今後は草部南部との合併も小中学校の合併もやっていかなければならない最中に、携帯電話の一本も入らないような地域では、いろんな不祥事が起きたりした時は大変困るんじゃないかというふうに思っておるわけでございます。

そういう中で、また、１３番議員さんは文教委員さんでもございますし、子供のことに対しては、非常に関心の高い議員でもございます。学校も近くにあれば、駆け込み１１０番という言葉もございまして、地域によっては、お年寄りの住んでいる地域ばかりですから、駆け込み１１０番も間に合わないような地域でもございます。そういう面から見ますと、大いにやっていただきたいというふうに思うわけでございます。

どうぞ、皆さん、ご協力いただきまして、幸いに４日の日には何とかやっていただくようお願い申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　今の甲斐正一議員の方から野尻地域が何か差別されたような気もするというようなご発言がございました。私としては、先ほどから何回も言っているように、野尻地域を差別する発言じゃないんですね。野尻地域の社会保障を充実するための意見を述べていたつもりです。

差別的発言に野尻地域という言葉が入るのであるならば、今から先、野尻地域をどう呼んでいいのかわかりませんので、住民生活課長さん、あなたは同和対策室がございますが、今後、どう呼んだらいいでしょうか。

○議長（相馬俊行君）　住民生活課長　瀬井公吉郎君。

○住民生活課長（瀬井公吉郎君）　私は、今度来たばかりで、人権とか、そういう言葉については、自分で考えられて発言していただきたいと思います。以上です。

○議長（相馬俊行君）　１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　自分で考えろじゃないだ。自分で考えろというのはとぼけているよね。野尻地域は野尻地域でしょう。これは。だから、野尻地域が差別的発言ならば、野尻地域はどう呼んだらいいかと聞きよるんですよ、あなたに。来たばかりでわからないてどういうことですか。ちゃんと引き継ぎは受けているはずです。引き継ぎの内容を言いなさい。

○議長（相馬俊行君）　住民生活課長　瀬井公吉郎君。

○住民生活課長（瀬井公吉郎君）　大変失礼しました。差別的言葉ということはないと、そういう野尻地区とか、そういう言葉はないと思います。以上です。また、研修に行って勉強させていただきます。

○議長（相馬俊行君）　ほかにございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。したがって、議案第３５号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（相馬俊行君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

散会　午後２時２１分

７　月　１　日（火）

（第３日）

平成１５年第２回高森町議会定例会（第３号）

平成１５年７月１日
午前１０時００分開議
於　　議　　場

１．議事日程

開議宣告

日程第１　一般質問について

議　席	指　名	事　　項	要　　旨
１　番	宇藤　　敬	１ 小学校の図書室の件について	① 本の冊数及び蔵書について
		２ 役場庁舎内の配置について	① 機構改革に伴う配置について
		３ 現中央出張所旧産交跡地利用について	① 子どもと年寄りが集える公園等の計画は無いか
２　番	白石　博昭	１ 町村合併について	① 今後の進め方はどうするのか？
５　番	甲斐　直三	１ 消防防災対策について	① 災害は忘れた頃に起きるもの、防災管理、危機管理体制は万全であるか ② 起きてからの対応より起きる前の対策、具体的対策のお考え
６　番	野中　謙三	１ 町村合併について	① 町村合併に対する町長自身の考え方について ② 内部検討会の具体策は？
		２ 町長施策について	① 施策の具体策について ② 計画性について ③ 財政根拠について
		３ 町総合計画について	① 計画策定の今後の進め方について

日程第２　休会の件について

２．出席議員は次のとおりである。（１４名）

１番	宇藤　敬君	２番	白石博昭君
３番	山室克尋君	４番	山村將護君
５番	甲斐直三君	６番	野中謙三君
７番	本田生一君	８番	甲斐廣國君
９番	後藤和昭君	１０番	甲斐正一君
１１番	相馬俊行君	１２番	三森義高君
１３番	佐伯金也君	１４番	後藤英範君

３．欠席議員は次のとおりである。（０名）

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（２２名）

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	佐藤昭也君
総務課長	渡辺哲郎君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	佐伯実範君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	岩下光広君	税務課長	後藤秀希君
農林振興課長	広木冨八君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	桐原一紀君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	二子石衛君	野尻出張所長	岩下健治君
収入役室長	岩下昭久君	教育委員会事務局長	岩下生人君
監査事務局長	佐伯秀和君	農業委員会事務局長	村嶋兵志郎君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	甲斐敏文君

５．本会議に職務のため出席した者の職氏名（２名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局係長	佐藤幸一君

開議　午前１０時００分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（相馬俊行君）　おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１　一般質問について

○議長（相馬俊行君）　日程第１　一般質問を行います。

順番に発言を許します。１番　宇藤　敬君。

○１番（宇藤　敬君）　おはようございます。

先の４月２７日に行われました高森町の町議会議員選挙におきまして、町民の負託をいただきまして、１番の議席をいただきました宇藤　敬でございます。

本日は、６月２７日に開会いたしました第２回高森町議会定例会の冒頭に高森町長の施政方針演説、また、補正予算の主旨説明を受けまして、質問をさせていただきます。

その前に、私、選挙期間中に、有権者の方といろいろ手を握り、「お願いします」「あんた、がんばってはいよ」といろいろ言われながら、選挙を闘ったわけでございますが、その中でどうしても未だに耳に残っておる、心にどうしてもひっかかる言葉がありました。「まともな高森町にしてはいよな」って、こういう言葉が非常に多うございました。私も何がまともじゃなかっだろうかと、いろいろ自問自答しながら、そのことをいつも思うと、何か高森町のこれからのあるべき姿、あるいは、これからどうやっていったらいいのかなというのが、少し見えるような気もしましたものですから、そういう視点から、今日は町長さんはじめ、皆さん方に質問いたします。３点ほどお聞きを申し上げますが、何分、初めての議会でございます。不慣れな点、また、議場等において慣れないところもあります。何か不愉快な思いをさせます時には、どうか新人であるということでお許しをいただきながら、質問を進めさせていただきます。

今、町長さんを眺めております。町長さんの横に助役さん、収入役さんがいらっしゃる。今までの議会を傍聴したり、下のテレビのモニターとかで見ておりますと、助役さんの席が空席だったり、あるいは、両方が収入役さんも含めて、助役、収入役さん２人とも空席だったと、そういうのも見ておりました。こういうのも、ある意味では、まともな高森じゃなかったのかなと思えてならないんです。町長に不測の事態があった時にどうするのか、やっぱりきちっとした助役さん、収入役さんはいるというと、私達もそうですけど、一般の町民の皆さんも安心して役場の行政をきちっと見れると、また、大きな視点でチェックができるようなことじゃないかなと思っております。やっぱりこうやって見ると、皆さん、お揃いになって、空席がないという、この姿を見ると、一つ、何かまともな高森町になったんじゃないかなと思っております。これですべてとは申し上げませんけど、そういう意味では、こういう定例会での人事案件じゃなくて、臨時会を開いてまででも、助役、収入役の選任をいただいた藤本町長には、心から敬意を表するものでございます。町民も安心して、そのいろいろ批判はあったとしても、こういう執行部体制を見ると、町民も少しは安心できておるんじゃないかなと思っております。

それでは、第１点目の質問をさせていただきます。

小学校の図書室の件について、私自身は、自分の今からの信念としては、自分の足、自分の目で見たことしか質問しません。ですから、噂とか、こぎゃんごつがありよるばいたとかおっしゃったとしても、私、自分の目で確認しない限りは質問いたしません。そういうことで、高森町には、小学校が３校、中学校が３校あります。その中で、自分が見たのは、高森中央小学校だけでございますが、ほか、行きたくて行きたくてたまらなかったんですけど、どうしても行けなかった。また、それぐらいちょっと自分の行動がきちっと伴っていないわけですから、高森中央小学校に限ってということですが、そこから類推されるかもしれないということで質問をいたします。

私、昨年から読み聞かせのボランティアをやっております。非常に子供達、絵本を読んで聞かせますと、もう真剣にきらきら輝いた目で食い入るように見てくれます。その目が忘れられずに、今年もまた引き続きボランティアをやっております。そして、図書室に行きますと、非常に本の冊数が少ないわけです。子供達に「新しい本を置いてやるたい。借っていって読むたい」と言うと、「おっちゃん、もう俺達は読む本が小学校なかもんね」って、そういう答えが返ってきます。眺めて見ますと、確かに冊数が少ない。本の古い本がある、傷んでおる、そういうのを見てお

りますと、やっぱり子供達の情操教育といいますか、あるいは、読む力、そこからいろんな世界を知るということに対して、ちょっと淋しい気がしたわけでございます。

そういう観点から、これ、たぶんほかの小中学校も一緒じゃないかなと思っております。そういうことで、これは財政厳しい折ではございますが、高森町の図書館の本の充実、これをどのように考えておられますか。ここからご質問したいと思います。これは、町長とは言っておったんですけども、教育長さんの方がお詳しいかとも思いますので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　教育長　佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君）　おはようございます。

議員の皆様には、日ごろから地域に開かれた学校、特色ある学校づくりということで努力をしているところでございます。児童生徒の生きる力を育むため、いろいろと皆様にはご尽力をいただき、厚く御礼を申し上げたいと。また、保護者として、ボランティアとして、ご協力いただいている方もおられますので、改めて、お礼を申し上げたいというふうに思います。

それでは、１番議員さんのお尋ねになりました件について、最近の児童生徒は本を読むということが少なくなってきたと言われているのはご存じのとおりだと思いますし、高森町の教育行政としましても、子供達の読書ということを充実させたいということは、いつも願っていることでございます。今後もいろいろ検討しながらやっていきたいというふうに考えております。

ちなみに、高森中央小学校の本についてお尋ねがありましたけれども、現在、高森中央小学校には６，８７７冊という冊数になっております。これは、色見小学校、上色見小学校が統合しておりますので、整理がまだできていないのもあるかと思いますけれども、もう少しは増えるんじゃないかなというふうに思っております。それから、高森東小学校が１，３５９冊、草部南部小学校が２，２００冊、高森中学校が４，５３５冊、高森東中学校が５，７３５冊、草部中学校が５，３００、合計の２万６，００６冊というふうになっております。

私としましては、本町の児童生徒数からいけば、不足分はあるかもしれませんけれども、十分読む量はあるんじゃないかなと考えております。

お答えいたします。以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　１番　宇藤　敬君。

○１番（宇藤　敬君）　本の冊数は、高森の町立の小中学校全部合わせて２万６，００

０冊あるということでございますが、最近の購入頻度ですね、最近の購入、年度年度でやられると思いますが、この２万６，０００冊の本の中に、本当にこれから子供達に必要な本がどれぐらいあるのか、あるいは、これからどれぐらいの本の購入の予定があられるのか、お聞きをしたいと思いますし、子供達の学力に関して、私は専門家じゃございません。ただ、文部省検定の教科書で、また、それぞれ立派な先生から子供達は習っているわけですが、そう子供の学力について、開きがあるとは私は思いませんけども、こういう本を読むということ、今読まなくなったということをおっしゃったんですが、逆に、読みたい本がないから読まないということも言えるわけでございまして、やっぱり本の中身の充実ということを是非やっていただきたい。そういう意味で、どれぐらい今後、お買いになる予定があるのか、そこら辺もお聞きしながら、これ、何でこういうことを聞くかというと、学力は子供達のそれぞれの個性とかいろいろあるかもしれませんけど、やはり情操教育、豊かな心というのは、やっぱり一朝一夕にできるものではございませんし、やっぱり長い時間をかけて育んでいくもの、それも中学校時代までにきちっと終わっておかんと、それから先は大変だというふうな評論家の方もお話もあるわけでございますから、やっぱりこころら辺のきちっと育てるため、そして、合併問題とか、いろんな問題がこれから議論されると思いますが、これからの将来を担う子供達がやっぱりそういう地域間競争において、負けない豊かな能力をつくってあげるためにも、やっぱり本というものの果たす役割、これ、非常に重要だと思います。そこら辺のお含みおきの上で、今後、どれぐらい予算措置として、６校あります。統合問題、いろいろありましょうけど、それは別として、どれぐらい予算的にやられる予定があるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　教育長　佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君）　本年度予算では、一応、学校ごとに申し上げますと、高森中央小が２６万円、高森東小学校が１９万円、草部南部小学校が２０万円、高森中学校が２６万円、高森東中学校が２０万円、草部中が１８万円というふうに予算を組んでおります。

年次目標が達成するように、子供達の読む嗜好あたりを調査しながら、学校で諮っていきたいと思いますし、本年度より、本年１５年４月１日より１２学級以上の小中学校には、司書教諭を置かなければならないと図書館法で決定いたしておりますので、１２学級以上といいますと、高森中央小学校のみでございますけれども、全学校に司書の免許を持った先生方がおられるようにも今後考えていきたいと思い

ます。今現在、高森中央小には２人の司書の免許を持った先生がおられますけれども、専門的な司書ではございません。兼ねております。そういったことと連絡をとらながら、本町全体の図書館教育というのを充実させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　１番　宇藤　敬君。

○１番（宇藤　敬君）　１２０万円弱の予算でございます。これ、全部１冊１，０００円で買ったとしても、１，２００冊程度だと思います。ですから、この予算を増やして、もっと買ってくださいとかということは言いません。本当にぎりぎりの中でやられておるのも承知しております。そういう意味で、例えば、高森高等学校、地元高森に立派な高等学校の教育機関があります。校長先生とお会いした時に、「先生、あれは、本見られるとですか」と言ったら、「高森高校の図書館は一般に開放しております。蔵書は２万冊あります」と、高森の全部の学校で２万６，０００冊、もう高校の単独校で２万冊あると、一般に開放します。例えば、その中で、長期間は無理かもしれませんけど、短い期間、学期ごとに子供達が読めそうな本があれば、お借りするとか、あるいは、熊本の県立図書館、熊本に蔵書数が１０万冊超える立派な図書館でございますが、ここからボランティア、高森の読書ボランティアの方は読み聞かせ用に数十冊お借りされてきておりましたが、一般の子供にちょっと破損、あるいは紛失の時の責任がとれないから、一応、ボランティアのグループで保管してあるということで、簡単には見れないようにしてあるんですが、例えば、学校単位で、きちっとお借りしてくると、それも１年間お借りできるらしいです。行政同士でのお借りというのですね。ですから、そういう形で本を借りてきて、子供達にこれぐらい、またいろんな本を持ってきたよということで見せることができるんじゃないかなと。

それから、司書教諭、これは、僕も言おうと思っていたんですが、やっぱり司書教諭を１人雇うというと、数百万円という予算措置になるわけでございますから、無理に司書教諭を置かないといけないとか、そういう義務的なことをするわけじゃなくて、県立図書館とか、あるいは熊本の市立図書館、あるいは、ほかの公立図書館にも立派な司書の先生いらっしゃるわけですから、例えば、月に１日でもいいですから、出張といいますか、見に来ていただいて、本の整理とか、あるいは本の置き方とか、司書教諭の専門的な部分から高森のそれぞれの小中学校の例えば、本の配置のやり方とか、こういうのをやっていただけるならば、そんなに大きなお金が

いるわけでもございませんし、子供達にとっても、常に本があればいいというわけでもありませんし、やっぱり新しい本が入れ替わり、入れ替わり来るということも、やっぱり目の前にいろんな変化が出てきて、また、読まないという子供も読んでみようか、自分の興味ある分野の本が出てきて、これ借って読んでみようかというふうになるかもしれません。そういうことで、大きな公立図書館からの利用、また、そういうところからの司書の先生の応援というものを受けながら、やっていくと、無理に予算措置をしてどうこうということではなくて、大きな組織の力を借りながらやっていければ、子供達にとっても、また、いい意味で本の提供というのができるんではないかと思っております。

最後になりますけれども、この点については、最後になりますけど、再度、こういうことが可能なのかどうなのか、そこら辺も含めて、お聞きしたい。

それと、町長が８つの柱をおっしゃった。これ、子供の情操教育、学校教育の勉強のことは言いません。地域の行政として、子供の情操教育にこれからどのように取り組んでいかれようかと、そういう思いをおっしゃっていただければありがたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　教育長　佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君）　申し添えておきますけれども、本町にも中央公民館に一応図書館を設けております。１３年度までは移動図書として、県の図書館から借りてきまして、８箇所ぐらい回って貸出をしておりましたけれども、１４年度よりは高森の中央出張所と草部出張所にも入れて、２箇所１４年度からは県から図書を借りたものを置いております。だいたいその中で、１４年度貸し出した総数が、移動図書ですけれども、８６５冊というふうになっておりますし、中央出張所、それから中央公民館で７４５冊、草部出張所で１２０冊というふうな貸出も行われております。だいたい４カ月に１回ぐらい交換をいたしております。

中央公民館にちなみに蔵書ですけれども４，７４１冊、中央出張所に今のところ、県より借りてきたものが２００冊、草部出張所に中央公民館の図書と県から借りてきた図書を合わせて２００冊というのを置いております。これも大変効果を上げております。保護者も借りておりますし、地域の借りておられますし、児童がその中で９０冊ぐらいは借りているということで、町の図書館も活躍しております。

また、これは私の考えですけれども、中央公民館をどうしたらいいかということも今後の課題じゃないかなというふうに考えております。

それから、県の司書、専門家ですね、これを何か、町内でもお呼びして、いろい

ろ指導していただいたらということ、これは、可能だというふうに思いますし、まず、私としましては、町内に数人の司書の免許を持った方がおられますので、まず、その方々に各学校を一応見ていただいて、また、話を、意見交換をしながら、それでも不十分であるということであれば、議員さんがおっしゃったように、県の方からもお呼びしていろいろ指導を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　１番議員さんの質問にお答えいたします。

子供を地域の社会の中で情操教育について、十分地域の方、また、教育委員会等にご相談申し上げながら、そういう仕事に取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君）　１番　宇藤　敬君。

○１番（宇藤　敬君）　それでは、次の質問に移らせていただきます。

６月１日に、高森町の職員の皆さんの人事異動がございました。この人事異動に関しまして、私は、これも町長の専決事項でございますから、口を挟むものではございません。口を挟むのではございませんけども、この役場の庁舎内の課の配置ですね、これは、今のままでよろしいんでしょうか。というのも、これ、議会の今議場があります。横に議会事務局がありますし、２階の一番奥に、商工観光課というのが置いてあるわけでございますが、本当に町長さんがおっしゃっておった商工業、あるいは観光業に力を入れますと、そういうことであるならば、やっぱり町民が一番利用しやすい場所、入ってきやすい場所、逆に言いますと、町外の人ですよね、町外の人達もきちっとやっぱり観光情報とかほしい時に入ってきやすい場所、こういうところに課の配置というのもあってよろしいんじゃないかなと思っております。一番奥の階段上がったところに、高森周辺、根子岳周辺、あるいは、町中心部周辺とか、そういういろんなパンフレットがケースに入れてありますけど、果たして、どれだけの人があそこまで入っていけるのか、やっぱり行政の中、庁舎の中というのは、意外と行きやすい場所と行きにくい場所があろうかと思います。そういう意味で、少し開かれた町の窓口というわけではございませんけど、町長の意気込みですね、どういうふうにされるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　おはようございます。私も先ほど、１番議員さんと一緒で、何分にも１年生でございまして、皆様方からどういうご質問があろうかと思ってどき

どきして、どうやって返事をしようかと思って、一生懸命考えているところでございます。何とか、皆様方のお力、ご助力におすがりしながら、何とかこの一般質問を切り抜けなければいかんなと、最近一生懸命、足が震えているところでございますので、お許しを願いながら、この一般質問を終わらせていただきたいと思います。

今、１番議員さんの方からご質問がございましたそのとおりだと私も感じているところでございます。私自身も商工業ということで、大変商工観光ということで、今回も課を増設したということの経緯もございますし、本来で言うならば、もっと早くそういう体制をとるべきであったかとご指摘のとおりでございます。

本来でありますと、機構改革、また、課の配置は速やかに行うべきであったかと思いますけども、本定例会前にご提案申し上げましたように、補正予算の電算入力障害を来すことなどがいろんなことで予想されまして、本会議が終了後に対応することにしております。また、商工観光課につきましては、町外からの観光客からもいろんな問い合わせがございますものですから、下の１階に配置するように指示をいたしております。どうかご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君）　１番　宇藤　敬君。

○１番（宇藤　敬君）　下に置きたいというようなお話でございますが、今までのいろんな仕事の流れ、そういうのを中断するような、あるいは職員の皆さんが仕事に支障が出るようなことを、私、言っているわけではございません。ただ、町民の目線から見れば、やっぱり利用しやすいようにやっていただきたいと。

例えば、中央出張所ありますよね、２人の職員の皆さんがいらっしゃると。私、商工会員でもございますし、そういう目線からお話をさせていただきますと、例えば、中央出張所に商工観光課の課そのものが出てきたらいかがなものかと、一番この景気の悪い時期に、一番苦労をしていらっしゃる商工業者の生の声を行政の人が聞く、あるいは、行政サイドで持っていらっしゃる最新の情報、あるいは、いろんなアイデア等を直接、町民に伝える場所と、そういう形がとれると、案外、行政と一般の人達の距離が縮まる、また、いろんな情報の伝達がスムーズにいくような気もするわけでございます。ただ、私がこういうふうにお尋ねをするわけでございまして、そのことを絶対やってくださいというわけではございません。ただ、こういうふうにやっていくと、案外、さっき言いましたまともな高森と、「俺どんがいったっちゃ、何も話は聞いてもらえん」とか、そういう話を聞くこともあります。

「いや、そういうことはないですよ。やっぱり皆ちゃんと話は聞いとんなっとですよ。ただ、仕事のいろんな多岐にわたる仕事をされているわけでございますから、皆が皆、１００％耳に届いて、それを１００％やられるということはないと思います。優先順位があるわけですから」というふうには言っておったんですけど、例えば、商工観光に関して、そういうプロフェッショナル、職員としてはプロフェッショナルになるわけですから、その課におられる間はですね、そういうことで、商工業者が安心して相談に行ける、あるいは、行政の方からもきちきちっとタイムリーに情報が出せると、そういうことができるんじゃないかなと思います。

例えば、中央出張所をそういう課の窓口にする、よそから観光に来られた方、南阿蘇鉄道の高森駅で降りられた方が「どこか案内所なかですか」と言うと、「観光課が出張所のところにあります。歩いて５分も行けばあります」とか、そういうことで、また、いい意味での情報発信もできるんじゃないかなとは思っています。

そういうお考えがあるのかどうか、町長さん、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　今、１番議員さんがおっしゃいましたように、いろいろな面から考えますと、利便性のみから考えれば、そういうことも早急に必要なことかと思いますけども、今のところ、中央出張所におきましても、いろいろとまだ計画等もございますし、商工観光課でございますから、今のところは庁舎内に置くべきものだと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　１番　宇藤　敬君。

○１番（宇藤　敬君）　その点についてはわかりました。ただ、やっぱり町民がきちっと役場を利用できると、こういうことを考えますと、やっぱり課の配置、利用頻度の高いところから課を窓口の前に持ってくるとか、そういうことをきちっとやっていただけるとありがたいと思います。中央出張所も、私、大変利用させていただきます。非常に便利です。やっぱり本町まで行くと、やっぱり車で行かなん、いろいろ大変だと思います。特に、お年寄りなんかは、自分の交通手段を持たれない時には、やっぱり近くにあるということが非常にいいわけでございますから、逆にそういう各課の情報もその中央出張所、あるいは、野尻、草部もそうですけど、そういうところからでもきちっと住民票とか、印鑑証明とか、そういう身近なことじゃなくて、やっぱり大きな役場の仕事の情報というのも何とかとれるように、インターネットという、今、ＩＴというすばらしい技術もあるわけでございますから、コピ

一等も簡単にとれるわけですし、そういうのもひとつお考えいただけるならば、やっぱり開かれた行政、行政自らが情報公開、情報公開とよく言いますけど、出さないんじゃなくて、出せる体制をつくっておけば、町民も「これをちょっと見せてください」ときちっと言えるようになると思います。そういう意味で、課の配置、私は、職員の皆さんの仕事の流れを変えるような、そういう課の配置をしてくださいというのではなく、町民が利用しやすい、そしてなおかつ役場の職員の皆さんも仕事がしやすいような課の配置にしていただけるならばなという思いで質問をいたしました。

最後に、商工業、町長、大変力を入れるということでございますので、その何がこういう計画があるよと、中身を具体的におっしゃってくださいということは言いません。町長の頭の中に、あるいは心の中に、こういう１つのすばらしいビジョンを持っていると、そういうのがお話いただけるならば、役場職員の仕事の意識にも関わります。また、町民のこれからの高森町で生きていく上においてのやっぱり心の糧になるようなものになると思います。どうか、そういうお話いただけるならば、お話をいただけるようにお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　今、１番議員さんの方からおっしゃいましたように、中央出張所の利便性からいろいろとお話があったかのように思っております。中央出張所といいますか、旧産交バス跡地関係のことかと思いますけども、やはりあそこは平成１３年度よりひとつワーキング方式によりまして、住民の方々を主体とした討論を行い、また、中心市街地活性化が計画をなされているのも現状でございますし、当然、上の保育園跡地も含んだ土地利用についても盛り込まれておるところでございます。やはり計画で申しますならば、森と緑を主体とした中で、施設整備が立ち上げておりますし、活性化グループの意見交換の際にもございましたけども、町の中心の活性化の際に、どうしても最有力地として使うべきじゃなかろうかということももちろんでございますし、防災上にもこういう空間があっていいんじゃなかろうかとか、いろんな子供さんやお年寄りが集えるような公園化をしたらどうかとか、いろんなお話があっているのも現状でございます。このことも早急に各議員さん方ともお話しながら、先般の昨日の予算等にも上げておりましたように、早急に皆様方と打ち合わせをしながら、旧産交バス跡地問題につきましては、待ったナシの活性化をしてまいりたいと、今のところ、いろんな提言もなされておられます。その提言を基本にしたやり方を皆様と一緒にお話を申し上げて、早急に実行に移してま

いりたいと、そのように思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　１番　宇藤　敬君。

○１番（宇藤　敬君）　昨日の質疑の中で、辺地という言葉が出てきました。高森に辺地があるのかという思い、何をもって辺地とするかということは私はわかりませんけど、やっぱり高森町、これは野尻、草部、両色見、また、この旧高森町、これが１つの一体化の中で、きちっと動いていけば、辺地というのはないわけですから、地域間格差をどうのこうのというのではなくて、やっぱりそういうのがなくなるようにやっていくのが行政の力でありましょうし、携帯電話が入らないから入るようにする、そういうことで、地域格差をなくす、そういうことも１つはまともな高森に少しずつ近づいていっているものと思っております。町長さんの今のお話を聞きましたように、また、高森町の中心街に新しい顔をつくって、何とか、またこの活性化をやってみたいという思いを今お聞きしました。こういうことをやっぱり町民にきちきちっとお話をされて、やっぱり行政の皆さんの仕事のやる気、また、町民の行政に対する参加する目、そういうのがきちっと変わってきて、本当に車の町民と執行部の議会じゃなくて、町民と役場執行部のきちっとした歯車が合っていけば、また、すばらしい高森になっていくんではないかなと思っております。

最後の質問に移ります。

これ、ちょっと手前味噌でお恥ずかしいんですが、私の子供が熊日新聞の子供特配員というのになっておりまして、６月の最初のころの日曜日の新聞だったと思うんですが、私の選挙のことを書いておりまして、「お父さん、議員になったら、年寄りと子供が集える公園をつくってくれ」というようなことを書いていました。「お父さんはね、町長になるわけじゃなかけん、あんた達にそういう約束はできん。ただ、議員としてこういうことを役場の方にお話はできる」ということを子供と話したわけでございますが、これからの高森町を担う子供達、そして、今日まで高森町をきちっと背負ってこられたご高齢の皆さん、そして、今、一生懸命この高森を背負って立っていらっしゃる現役世代、この３世代がきちっと遊べるといいますか、空き地、○○公園というのはいっぱいあるわけですけども、何かきちっとしたものがないと、お母さんが子供の手を引いて遊びに行く、あるいは、じいちゃん、ばあちゃんが孫の手を引いて遊びに行ける、そして、そこでいろんな人が集まって、四方山話をしながら、お話をできるような、そういう公園とは言いませんけど、そういう場所を何とかつくっていただけないだろうかと。熊本市に行きますと、江津湖の公園、八景水谷の公園、あるいは、八景水谷の奥には水の博物館もあ

りまして、非常に行くと、浅い池がつくってありまして、私も子供を連れて行ったことがあるんですけども、見た途端に「お父さん、靴下脱いで入ってよかね」って、もうあとから裸でした。そういうほのぼのしたもの、やっぱりいつもぎちぎちぎち理詰めで物事をやっている今日でございますから、何か、心の中にゆとりがとれるような、そういう場所をつくっていただけないか。これは、個人では簡単にできるものはございません。やっぱり森がある、これが一番心の和みというのを呼ぶらしいです。マイナスイオンとか、いろんな科学的なことで言うとそういうことだそうでございますけど、何かいつもぎくしゃくぎくしゃくしているような世の中でございますけど、何か、家族とのつながり、こういうところを癒せるような場所を何かつくっていただけないだろうか、あるいは、そういう構想があられるか、町長、お聞きいたします。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　町の方にも点々と住宅、町営住宅、いろんな住宅地がございますし、公園の方も公園というほどまでもありませんで、本当に何かしたいと、そのような狭うございますし、まだ十分町の中にも公園等は整備されておりませんけども、できる限り、徐々にいろんな面、財政ともいろいろと考えながら、検討してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君）　１番　宇藤　敬君。

○１番（宇藤　敬君）　例えば、新たな予算措置をして、何か箱物をつくってくださいとか、そういうことを軽々しく言えるものではございません。これだけ厳しくなってきますと、やっぱり「ああ、わかりました。はい、つくってあげます」と町長にもそう簡単には言えないものだろうと思います。そういうことで、例えば、山村広場がございますね。あそこはサッカーもできる、ソフトボールもできる、あるいは、横に町民体育館もあると、それだけではどうしても皆が使いづらいようなところがあるわけでございますから、ああいう場所でもいいですから、もうちょっとした公園化といいますか、子供達も安心して、例えば、蘇陽町あるそよかぜパークにあるアスレチック、木の枠組みでちょっとつくってある、ああいうのもうちの子供を連れて行きますと、２時間ぐらい平気で遊んでおります。おにぎりでも握って、家族でちょっと遊びに行くと、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に行くとかというと、結構、子供達というのは、遊ぶと思います。親としてもそういうのを眺めておるのも子供の姿、あるいは、お年寄りからすると孫の姿を見ているのも、これまた一種の心の癒しといいますか、ゆとりといいますか、こういうものが生まれるん

じゃないかと思います。例えば、そういうところに新たな予算措置じゃありませんけど、そんなにお金がかかるものではございません。例えば、砂場をつくるとか、浅い温泉館のお湯を入れて、あったかい浅い水たまりみたいなものをつくっていただけると、また、いろんな箱物をつくって、何とか博物館とか、何とか、公園の何とか会館とかじゃなくて、そういう青空の下で遊べる、そして、大きな木があって、そこに日陰ができるというような感じで描くとほのぼのとした情景が浮かぶわけでございますが、そういうのをつくってくださいとは言いませんけど、そういうことならば、少しは可能な部分があるんじゃないかなと思いますが、町長さん、どうお考えでございましょうか。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　大変いい意見を拝聴いたしまして、できる限りの公園化もそういう子供さん方のお集まりになって、リラックスできるような場所も大いに求めていきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君）　１番　宇藤　敬君。

○１番（宇藤　敬君）　これで質問を終わらせていただきますけども、やっぱり貴重なご意見をお伺いしましたということで終わらずに、こういうのをきちっと活かしていただいて、すべてやってくださいということではございませんけど、こういうお話もどこかで少しは活かしていただけるように、町長の方にはご努力いただくようにお願いいたしたいと思います。

最後になりますけど、人間というのは、生まれる時に自分で選択できないものがあるそうでございます。これは、何かといいますと、生まれてくる場所を選ぶことができない。両親を選ぶことができない。自分の名前も自分で選ぶことができない。僕は芸能人みたいな名前がほしかったと思ったとしても、それは自分ではどうしても選択できない。あるいは、男女に生まれてくることも自分では選択ができないと、こういう１つの人間生まれてくる時に自分で選択できないものがあるわけでございますが、これもそれからの両親、あるいは、地域社会、そういうもの、あるいは学校教育というものの中で、きちきちっと自助努力をしながら、人間というのはたくましくなっていくんだろうと思っています。その中で、行政というのが非常に大きな力を果たしていくものではないかなと思っております。戸籍にしてもやっぱり役場に来れば、きちっと自分の出生がわかる。住民票をとれば、どこどこに住んでおると、そういうのもきちっとわかるわけでございますから、やっぱり行政の力というのは、大きなものがあろうと思います。

私は、オンブズマンじゃございません。一々何か取り上げて、重箱の隅をつつくようなことをしようとも思いません。ただ、これから、冒頭に申し上げましたように、何とか、町民の方が手を握りながらおっしゃった「まともな高森にしてはいよ」と、その思いをこの４年間テーマとしてもっていきたいと思っております。どうか、職員の皆さんにおかれましても、私にいろんなことを耳打ちする人がおります。「特定の人間の誰々のために働きよっとぞ。どこどこのためにしよっとぞ」と、そういうことを言う人も耳打ちする人もおりましたけど、私が自分の目で見たわけではございませんし、そういうことをされておるとは思いません。ですから、さっき言いましたように、オンブズマンとか、あるいは、いろんな誹謗中傷とか、そういうのに臆することなく、精いっぱい皆さん方の情熱をこの役場の行政にぶつけていただきたいと思います。私もいろんなことをこれからお聞きするかもしれませんけど、どうか、高森町を良くしたい、これが人の、さっき言いました、生まれも育ちも皆違う、顔形も違う、しかし、高森町を良くしたい、この住んでいる地域の社会の浮揚を上げていきたい、力をつけたいというのは、皆さん、ここにいらっしゃる議員各位、また、執行部の各位、また後ろに傍聴されている町民方、皆、思いは同じだと思います。ただ、そのやり方、考え方が違うということではあったとしても、どうか、力の限り、皆さん方、一生懸命、この行政の力に自分達の情熱を注ぎ込んでいただきたいと思います。この前もちょっと議員有志で飲んだ時に、「どうも役場職員が元気がにゃあごたある」と、「明るくない」と、「私が二十歳代のころの役場の職員の皆さんは非常に大らかでございました。ですから、そのころのバイタリティーをもう一度、思い起こされて、これからの高森町発展、合併とか、いろいろ大きな問題抱えております。どうか、皆さん方のお力を私は信じます。ですから、ここにこれから、何とか、私が１人で言っているのかもしれませんけど、何とかまともな高森、町民誰が見ても、よその人が誰が見ても、「おお、高森って立派な町になったな」と、そう思えるような町に、皆さん方と一緒にこれからがんばっていきたいと思います。

拙い質問をいたしましたけど、本当に皆さん方から熱意あるご答弁いただきました。本当にありがとうございました。質問、終わります。

○議長（相馬俊行君）　１番　宇藤　敬君の一般質問を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（相馬俊行君）　２番　白石博昭君。

○２番（白石博昭君）　皆さん、おはようございます。２番の白石でございます。宇藤

議員同様、新人でございまして、このたびの選挙で皆さんのご支持をいただきまして、この場に出てくることができました。このことを重く受け止め、この町政の中にあって、少しでも町民の皆さんの役に立つように努力をしてまいりたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

私は、通告に従いまして、町村合併の問題について、今後の進め方と申しますか、そのことについて質問させていただきたいというふうに思います。

今現在、高森町民の皆さんが行政に対しまして、一番の関心を持っておられます、おられるというか、逆に言えば、不安を持っておられるというか、そういうことを考えますと、やっぱりこれは何と言っても町村合併に対することではなかろうかというふうに考えます。なぜ、高森は南阿蘇の合併の枠組から外れなければならなかったのか、また、この先、高森はどうなっていくのか、そして、今の蘇陽町との合併を求める住民発議が提出されておりまして、現在、蘇陽町長に意見の照会が行われているわけでございますが、この結果がどうなるのかというふうな問題がございます。まさに町民の皆様の不安は尽きないのではないかというふうに考えるわけでございます。

町村合併につきましては、皆さんもご承知のように、毎日のように新聞に取り上げられております。いろんなところで合併の話があっておるとか、法定協議会が崩れたとか、本当にたくさんの話があっておるわけでございますけれども、私達高森町を取り巻く合併に対する話し合いと申しますのは、私、調べましたところによりますと、平成１３年の５月１７日に阿蘇郡の１２カ町村の町村長、議会議長がお集まりになって、最初の話し合いが行われたというふうに聞いております。その後、平成１３年８月２０日に、阿蘇地域町村合併検討会が設置され、それから、いろんな会議が行われて、現在に至っているというふうにお聞きしております。

南阿蘇におきましては、平成１４年の２月に、南阿蘇地域合併検討会が設置され、ここでは６町村による合併を基本として検討していくということになっておりました。しかし、その後、昨年の６月１０日でございますけれども、その検討会におきまして、西原村が離脱を表明し、また、白水村からは３村合併の提案がなされております。そして、昨年の８月９日の南阿蘇合併検討会におきまして、白水・久木野村・長陽村の３村が３村での合併を主張し、５町村による合併を目指していた高森町、そして蘇陽町の間で話し合いがつかず、その結果、白水村・久木野村・長陽村は３村合併を検討することになり、高森町と蘇陽町は各々で今後の対策を検討していくことになりました。

このことは、私、昨年の１１月に町内各地で行われました町政座談会の１箇所に参加させていただいたわけでございますけれども、これまでの経過の報告及び説明ということでなされております。今後の方針として、高森町としては、単独でいかざるを得ない状況であり、その裏付けとして、平成２４年度までの財政見通しの説明も一緒に行われております。

そこで、質問でございますが、合併特例法の期限は、ご承知のように、平成１７年の３月まででございます。この間、まだ少し時間があるわけでございますけれども、まだまだ紆余曲折が考えられると思います。高森町としても、この間、単独でいくにしろ、また、合併模索していくにしろ、いろんなことが考えられるわけでございますけれども、そのいろんなことに対して検討、対策、計画等を考えていかなければならないんじゃないんだろうかというふうに思いますけれども、このことについて、第１点として質問いたします。

また、この町村合併問題は、高森町にとりまして、大変に重要な案件であろうかというふうに思います。議会、そしてまた、行政、議会はもちろん、やっぱりこういう問題は、町民の皆さんの考え方も大変重要になるんではなかろうかというふうに思います。今までアンケート、それから広報誌、いろんなことで周知はなされてきたわけでございますけれども、なかなか町民の皆さんにはそこがご理解できていないところもあるんではなかろうかと、どうなのかということもお聞きするわけでございます。こういうことに関する周知と申しますか、説明と申しますか、これをどのようにやっていくのかをお聞きいたしたいというふうに思います。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　２番議員さんのご質問に対してお答えを申し上げます。

もう合併、合併と朝晩、毎日耳にたこができるほど聞いているところでございますし、今回、合併分も直接の背景となっておりますのは、１９９８年ごろからだと思いますし、目をくらむほどの矢次に点々とか、話が変わってきます。政府機関の答申、また、閣議決定、制度改革のその他いろんな改革、支援制度も措置がなされておりますけども、そのたびにまだまだ変わっていく部分が大変ございますし、総務省におきましても、文字通りのアメとムチというような感じで、合併支援策はなされているのも現状でございます。毎日毎日、合併については、新聞等にもメディア等にもそのご案内のとおりでございます。

私どもも、今、２番議員さんがおっしゃいましたように、これまでの合併問題に関する経過から申し上げますと、５町村、やはり高森町・蘇陽町・白水村・久木野

村・長陽村、５カ町村の合併を基本として、合併を進めてまいりましたけども、ご存じのように、昨年、白水村・久木野村・長陽村の３村が協議会を立ち上げ、また、蘇陽町にあっては、清和村・矢部町協議が進んでおるのも現状でございます。

今日の新聞等にも下３村のお話がありましたように、新しい村の名前を募集していると、そのような新聞等も今日は見受けたところでございますし、今現在、高森町が現状に立っておりますのは、これからの合併の枠組みに外れた型となっているのもご案内のとおりでございます。

そして、今、議員さんがおっしゃいましたように、６月の２３日の日に、蘇陽町を合併対象とした住民請求が提出されまして、６月の２７日の日に意見書を蘇陽町に提出照会をいたしたところでございます。今後は、蘇陽町さんの方から検討されまして、９０日以内に議会に付議されるか否かの返答を本町にいただくことになっております。本町といたしましても、この結果を踏まえ、議員の皆様方とよくご相談を申し上げ、判断をしてまいりたいと、そのように思っております。

また、町の方といたしましても、今、今日、合併する賛否両論は今日は差し控えたいとそのように思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君）　２番　白石博昭君。

○２番（白石博昭君）　２番　白石でございます。自席から失礼させていただきます。

今、町長さんは、いろいろ難しい問題で、いろんなことについては差し控えさせていただきますというようなことでございました。これはまた、相手もあることでございますし、いろいろな難しいこともあるかというふうに思います。私もこの問題を取り上げました時に、いろいろ勉強すればするほど、なかなか難しい問題だなというふうに思っております。

しかしながら、この合併問題というのは、避けて通れないというふうに考えるわけでございます。で、町民の皆さんに対する説明というのも去年からの流れ、まだ、はっきりなされていないのではないかというふうに私は感じております。こんなこと申し上げていいのかどうかわかりませんけれども、やっぱり本当に町の皆さんの思っていることに関して、疑問に思っていることに関しては、何らかの回答をしていくべきではなかろうかというふうに思います。このことにつきまして、よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　議員さんがおっしゃいましたように、昨年、そういう町民説明会といいますか、前町長さんのもとで各地域におきまして、説明会がなされており

ます。その時は、やはり単独と申しますか、そのような方向でという説明であったのではなかろうかなと思っております。私どもも、今、蘇陽町の方に照会しておりますけども、やはり、私達自身、議会の方とも我々一緒になって、町といたしましても、さらに具体的な高森町の姿を描き出す作業を早急に始めなくてはならないなと、そのようにも考えておりますし、高森町の特殊性、いろんな面から考えましても、各地域の新しいビジョンづくりも必要になってくるんではなかろうかなと、また、周知、住民の方々に徹底でございますけども、やはり、各地域でそういう座談会と申しますか、そういう説明会をやっぱり催してまいりたい、また、他のことにおきましては、広報誌あたりでも皆様方に周知徹底するようにしていきたいと、そのように考えております。

○議長（相馬俊行君）　２番　白石博昭君。

○２番（白石博昭君）　２番　白石でございます。

先ほども私も申し上げましたように、合併問題については、確かに難しい問題だというふうに思いますし、合併するのがいいのか、どちらがいいのかというのはまだ検討する余地が多分にあるのではないかというふうに思います。実際に、福島県におきましては、合併をしない宣言をした町もございます。しっかりとした考えがあれば、そういうこともまたできるのではないかと、これは、町も議会も町民の皆さんが一緒に努力していけばできないことではないかもしれないというふうに思います。

しかしながら、高森町の今後の１０年先、あるいは、２０年先といった長期見通しに立って考えた場合、やっぱり少子高齢化問題、過疎化と申しますか、こういう問題も進んでいくわけでございます。やっぱりこの問題は、避けて通れない問題ではなかろうかと、もう少しやっぱり議論をしていく必要があるのではなかろうかというふうに考えます。

高森町の今後のさらなる発展を考える時、行政、議会、そして、町民の皆さん、３者が共に考え、共に力を合わせて努力をしていかなければならない、そういう大事な時期にあると、現在思っております。

この町村合併問題以外にも学校の統合の問題とか、道路の建設に関する用地交渉の問題、中心市街地活性化問題など、町民の皆様のご理解とご協力なしには、解決できない問題もまだまだたくさんございます。

私も議員として、２カ月を迎えましたわけでございます。本当にたった２カ月ではございますけれども、これは本当に大変な役なんだなということを今痛感をし

ております。まさに、身の引き締まる思いでここに立たせていただいておるわけでもございますが、微々たる力ながら、私も今後、町の発展のために、地域住民のために、少しでも役に立つようにかんばってまいりたいというふうに思います。大変拙い質問でご迷惑をかけましたが、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（相馬俊行君）　２番　白石博昭君の一般質問を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（相馬俊行君）　お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。しばらく休憩します。１０分間休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時００分

再開　午前１１時１０分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（相馬俊行君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

５番　甲斐直三君。

○５番（甲斐直三君）　皆さん、こんにちは。５番　甲斐直三でございます。私もこのたびの執行されました高森町議会議員選挙におきまして、議員の栄誉をいただきました。その仕事に当たりますことは、身に余る光栄でありますとともに、町民の代表として、重大な職責を改めて痛感をしておるところでございます。非才ながら、職務を誠心誠意、是非の立場で遂行いたす所存でございますので、町民各位はもとより、議員の皆様、職員の皆様のご指導とご鞭撻のほどをよろしくお願いを申し上げます。また、一般質問の機会を与えていただきましたことに対し、敬意を表したいと思います。

私は、本町における消防及び防災対策について、質問をさせていただきます。

昭和２３年、地域住民の日常生活に密着した自治消防として発足した我が国の消防は、制度や政策等において、格段の充実強化が図られました。火災の予警防はもとより、地震・台風・水害など、また、本町は阿蘇山活火山を持っておりますので、噴火には火山灰の害、雪の被害から救急救助の問題に至るまで、その対策対応は実に広範囲にわたっております。町民生活の安全の確保に貢献しております。

昭和２８年６月２６日、通称６・２６水害が阿蘇の大洪水により白川水系の氾濫で、熊本市内までその水害の爪痕は悲惨なものでありました。今年がちょうど５０年の節目の年でもあります。

また、昭和６３年５月３日の昼から４日の早朝にかけまして、高森町町内の一円に住民を脅かす水害が発生しました。主な幹線道路、町道、山腹の破壊、家屋の倒壊、流失など、川走川の氾濫で節句のため帰省中の幼い子供も犠牲になりました。農林業等にも多大な被害が出ました。本町に激甚災害対策本部を設置いたし、多額の復旧費が費やされました。

災害は忘れたころに起きるもの、そこで、過去のことは忘れてではなく、起きてからの対応よりも起きる前の対策として、本町の防災管理体制は十分であるか、これを具体的な対策をまず、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　５番議員さんの質問にお答えをいたします。

防災につきましては、本町におきましても、毎年、消防団関係機関合同によります防災会議を開き、防災計画について、説明を行っているところでございます。

防災計画は、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画からなっておりまして、防災管理、危機管理についても、記載してございます。

防災管理につきましては、地域の危険箇所、消防団幹部に周知徹底し、日ごろより注意していただきますようお願いをいたしております。

また、阿蘇地域振興局土木部で危険箇所についても、本年度、危険箇所マップを作成する計画があるとのことでございます。本町全世帯に配布できる部数を確保するとともに、振興局と協議を重ねてまいっております。

危機管理体制についてでございますけれども、県が整備しております土砂災害情報システム、県各地域に設置してあります雨量観測局の雨量データをもとに土砂災害発生の可能性を伝達するシステムでございます。本町は、雨量計が高森峠と前原谷に設置してございます。このシステムを活用いたしまして、土砂災害、土石流、地滑り、崖崩れ等の危険箇所の情報等があった場合には、防災無線による周知徹底と、地元消防団による広報活動をお願いしておりますとともに、住民に対しまして、速やかに情報を提供し、警戒、自主避難、避難勧告、その時などの対応に努めてまいりたいと、そのように思っておりますし、何分にも人的被害が出ないように対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君）　５番　甲斐直三君。

○５番（甲斐直三君）　大変、防災、消防というのは、範囲が本当に私が先ほど申しましたように、広うございます。官公署関係機関の連携といいますか、これは、今、町長さんも言われましたように、万全であるかということを私は聞きながら、今後の質問に移らせていただきます。

　不幸にして、過去のような災害が起きましたならば、まず、自衛隊に要請がどういうふうな権限で要請ができるかを伺いしたいと思います。自衛隊の要請でございます。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　自衛隊の要請ということでございますけども、私どもが今のところ、計画しておりますのは、総合計画に基づきまして、災害が発生をいたしますならば、官公署機関にまずは連携を求めますということでございます。また、近くでは、阿蘇郡内の町村災害総合応援体制という協定が結ばれております。また、大分県荻町と宮崎県高千穂町との消防応援協定による相互応援体制を整えて、お互いに協力をしてまいっているところでもございます。

　今回、いろいろと心配いたしますのも、こういう梅雨時に、今日も長雨でございますけども、そういう時は災害に応じた、十分その時にはまた官公機関とのご相談申し上げながら、県ともご相談申し上げながら、自衛隊と指定されれば、今のところ、そういう対応を私自身が経験してございませんものですから、早急にどのような手続きをして、自衛隊の派遣といいますか、そういうことができるものかどうかは勉強してまいりたいと、そのように思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　総務課長　渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君）　自衛隊派遣につきましても、防災計画の中にうたってございます。災害派遣の仕組みといたしましては、災害派遣の種類で、要請による派遣、自主派遣といった形で規定がしてございまして、防災計画の中においては、町長が必要だという時には、知事を通して、要請をかけるようになっております。もし、知事あたりと連絡がとれない場合、直接、請求してもいいというふうになっておりますので、一応防災計画の中にうたってございます。

　以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　甲斐直三君。

○５番（甲斐直三君）　災害発生伝達で大変に団員の方々の高齢化と深刻な中に消防車の一刻１秒発動が可能か、現在においてですね。対応をお聞かせいただきますとと

もに、山間部の草部南部地区では、年末から年始にかけて、最悪な幕開けとなった年でもありました。この簡易水道本管老化の破裂とか、漏水、時間断水、これが毎日でありました。緊急を要した場合、寒冷地であり、消火栓はもののこと、水道管の凍結等であの時は生活圏まで奪われそうになりました。当時の水資源対策課への苦情は相当な厳しい苦情があったのではないかと思います。このような事態に対する町の対処は、どうなっているのか、併せてお聞かせいただきます。

○議長（相馬俊行君）　総務課長　渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君）　今の件につきましては、道路整備につきましては、総合計画に基づきまして、随時、整備をいたしておりますし、今後におきましても、総合計画に基づいて、整備を行っていきたいというふうに考えています。

また、草部地区の水道につきましては、今後の復旧の計画を立てていかなければならないということで、当初予算の方に調査費という形で１００万円計上してあると思います。これによりまして、早急に調査を行い、そういった布設替えの計画を立てていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　甲斐直三君。

○５番（甲斐直三君）　この問題は、大変に短い時間でということはとても無理でございます。今後の課題といたしまして、私もこれは、勉強しながら、皆さんと一緒にがんばってまいりたいと思います。

地域住民の大切な生命と財産を守るために、予防消防に日常活動にがんばっておられます消防団長さんはじめ、消防団の方々に敬意を表して、今後の対応を町長に２点ほど、質問をさせていただきます。

先だっての町長の所信表明の説明の中に、社会構造の変化を反映し、女性の社会進出の雇用促進を支援することと発表されております。私も賛成でございます。過疎化と少子高齢化に伴う生活環境保全対策の一つとして、また、福祉向上のために女性の非常勤消防団を結成されてはいかがでしょうか。

一人暮らしの高齢者宅などの訪問、あるいは、巡回指導に加え、福祉の相談にも応じる消防団は２人で１組として、年に３ないし４回ぐらい、ホームヘルパー資格もとっていただきながら、こうした取り組みは希望にも関わらず、実行できるものと思っております。

２点目は、高齢者などの一人暮らしとか、老夫婦などの生活状況確認をする意味からも、今、郵政局と業務委託計画を結んでいただき、郵便配達は毎日、これはほ

ぼ決まった時間に回っておられますので、異常を感じられたならば、通報していただくと、こういう契約でございます。このような特性を活かし、前向きな協力関係で、本来の業務の支障のない範囲で、安心して暮らせる地域密着性がもうそこまで来ているのではないかと、このような観点から、この２点を町長のご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　第１点の女性消防団の結成についてということだと思いますけども、もちろん、各関係団体さんとも協議をいたしました。可能であれば、前向きに取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

第２点の現在の高齢者の家庭訪問、そのようなことかと思いますけども、現在、高齢者の１人世帯、２人世帯に対しましては、一部のシルバーボランティアの皆様方にお願いいたしまして、訪問活動を行っていただいているところでございます。この活動を十分にするとともに、充実した活動体制ができるように応援をしてまいりたいと、そのようにも思っております。

また、阿蘇郡の社会福祉協議会の取り組みについて、やまびこネットワーク事業で、地元の小学生の方にお願いをいたし、高齢者の一人暮らし、二人暮らしの世帯に対し、月に１回、ハガキを書いていただきまして、それを配達していただくことにより、郵便局の方と申しますか、その方に生活の状況を把握をしていただいているところでもございます。この取り組みにつきましては、社協に活動の充実をお願いをしたいと思っております。

内容につきまして、郵政局との委託契約ということでございますけども、この質問にいたしましては、郵政公社との業務委託につきまして、２つの今後の取り組みの状況を見ていきながら、必要であれば、検討してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君）　５番　甲斐直三君。

○５番（甲斐直三君）　すみませんが、水資源対策の方からも一言お聞かせいただければと思っております。

○議長（相馬俊行君）　水資源対策課長　桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君）　お尋ねの草部簡易水道の件でございますけども、全体的から考えまして、管路が約、延長が２１キロほどございます。今現在、残っているのが、あと１５キロで、３割程度の布設替えしかありません。ですから、今回、今後の取り組みといたしまして、予備水源の確保、昨日の質疑の中で出ました

水中ポンプの購入、それから、配水管の布設替え全体計画の樹立ということで、整備箇所の順位、優先順位でございますが、年度別計画の策定、これに伴いますどれぐらいの費用がかかるかということで、費用の把握等を含めまして、当初予算で調査費１００万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　５番　甲斐直三君。

○５番（甲斐直三君）　申しましたように、この対策対応は、大変広うございます。私も新人ながら、これからこの点を考え勉強していくということでお願いをするわけでございます。対策本部、もしこういうような災害が、激甚災害が起きました時の対策本部、これをどこに設置をされますのか、その時の本部を設けられまして、おそらくその時は電気も何も、これは消えてしまうものだろうと思います。台風関係もしかり、そのような見解をお聞きしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　５番　甲斐直三君の質問を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（相馬俊行君）　６番　野中謙三君。

○６番（野中謙三君）　６番　野中でございます。

今日から７月、早いもので、今年も残すところ、あと半年となってまいりました。ちなみに、今日は７月１日は、先ほど、５番議員さんからもございましたけども、今日は、国民安全の日だそうでございます。今日から１週間が全国安全週間となります。職場の安全に気をつけるとともに、職場を離れた日常生活でも生活環境の安全を図ることを目的として設けられた日だそうでございます。

便利この上ないほど、私達の生活は機械化、合理化されましたが、それに伴い、交通事故や新たな事故、あるいは災害に日夜脅かされていると言っても過言ではございません。どんなに性能のいい車でも扱う人によっては、凶器にもなり、棺桶にもなります。つまり、便利さの一方では、危険性が伴っているということを忘れてはいけないものだと思っております。我々自身が文明の利器を制御するすべを身につけなければならない、これが今後の課題ではないでしょうか。

今回、藤本町長に対する第１回目の一般質問として、この便利さと危険性を念頭において、町村合併、町長所信表明、さらに、町総合計画の３点について、お伺いをしたいと思います。

まず第１点、町村合併についてでございますけども、私達は、よくよくあとになってよく反省することが多々あります。ああしておけばよかった、ああ手を打って

おけばと後悔先に立たずですが、その時には、最善策はなかなか考えつかないものです。また、その時には、それが一番良いと思っている場合もあります。例えば、「熊に立ち向かった男」というお話がございます。ある男が車で山道を走っていたら熊に出会い、彼は車から降りて、素手で熊に立ち向かった。男は熊に噛まれて重傷を負いました。のちほど、友人がその男に「何であんな無茶をしたのか」と聞いたら、男は「その時はそれが一番いいと思ったのだ」とそう答えたそうです。つまり、いざという時に、正しい判断を下すほど難しいことはありません。後悔しない正しい判断をするためにも、日ごろの訓練の積み重ねが必要であると考えます。

避けては通れない町村合併問題、避けて通れない、ややもすると、高森は避けて通ろうとしているのかもしれない。今回の統一選挙において、藤本町長は、単独町村を公約にご当選されました。つい数カ月前までは総務常任委員長であり、合併検討特別委員会の副委員長でもあられたのですから、私なんかよりもずっと合併問題には深く携わってこられているのだと思います。ですから、町長当選後の初定例会のこの本会議場内で、町村合併に対する町長自身の考え方について、ご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　６番議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほど、すばらしい昔からの熊に立ち向かった話ですね、すばらしいいい勉強になりました。私もそういうことはなかなか諺は、いっちょんわかりませんものですから、どうぞひとつこらえていただかにゃしょうがなかですばってんですな。私も今、藤本町長は単独だというお話のようにお聞きいたしましたけども、決して単独を希望してやっているわけでもございませんし、たまたま今、申しましたように、今日、１３番議員さんおられますけども、委員長のもとで私も副として、参加させていただきました。その中で、いろんな会合にも出席させていただきましたし、また、そういう場面にも遭遇したのも事実でございます。その中で、本当に高森を愛すればこそ、何とか、合併にこぎつけたいと、そのようなことで、久木野の役場にも行ったのも事実でございます。その中で、大変憤慨いたしましたのは、ここに佐伯監査員がおられますけども、大変憤慨いたしまして、「何ということをするか」と、「おまえどん、うちは高森をばかにしとるとじゃなかかい」と、そのような久木野村での会合でございました。ただただ、私も思いましたのは、５つで、５町村で一緒になろうと、南阿蘇は１つよということでございました。行くが行くまで、前町長さんから「今日は、皆仲良うする。そういうことですよ」ということでござ

いましたから、私どももそのことは納得して伺ったところでございましたけども、結果的には、５町村の１つのシナリオといいますか、ちゃんとした県からの出してある書類がございました。その下に３村というのがまたございましたものですから、あまりにも我々を無視をしているのではないですかということもございましたし、それと、県の方からも振興局の方からもいかがでしょうかと、オブザーバーで参加したらいかがですかと言われたものですから、あまりにも人が飯ば食よっとば、こっちが眺めておるようなことではないですかということで、蘇陽町の方も一緒だと思いますけども、憤慨いたしまして、昼食もとらないで帰った経緯がございます。

また、その帰った際に、早急に各議員さんも一緒に林業センターで、執行部の方々とお話をし、そういう説明をするべきじゃないかということをして、各地域の方々にその合併の是非といいますか、こういうことであるから、今回は無理のごたると、そういう単独方向的な説明をして回った経緯もあります。それも確かでございます。

ただ、単独でやりますということ、避けては通れない、本当にそれは避けては通れない、上向いてつば吐くような話ですから、しなっせしなっせって、私がここ１０日ぐらい前にも潮谷知事さんにお会いいたしました時も、「高森町の藤本でございます」と名刺を差し出したところ、「町長さん、おめでとうございます」と、次言われたことは「合併をよろしくお願いします」と、それから先は、何も一言も言われなかったです。それが現実でございます。

やはり本当に県の方も自主的自主的と、大変、県も国もそういうお話をなさる場合には、先ほど、２番議員さんにも申しましたように、アメとムチの使い分けがかなりあります。だから、そういう意味でも、避けては通れないんでしょうねと、方法がないのではなかろうかなと、そのようなことも考えておるのも事実ですし、決して単独、単独と、そのようなことを私は申し上げているのでは決してございませんし、当然、皆様方とご相談を申し上げながら、必ずやるべきことはやるわけでございます。ただ、私が、いろいろとお話申し上げておりますのは、高森町は、地域性が特殊な地域ですよと、久木野・白水・長陽ならよかですよ。ここはまだ失礼ですけども、野尻・草部と、そういう地域も抱えております。それは、ほんなごつ、かなり高森町から車で行っても４０分も５０分もかかる地域でございます。それにもっておまけに高齢者社会でございます。これ、本当にさっとええばいと言って合併して、地域的にしたなら、この特殊な中間山間部を持っております高森町といた

しましては、そのあたりをよく新しい野尻地区はこうなりますよとか、草部地区はこうなりますよとか、少しぐらいは新しいビジョンをつくって、そして、合併しても遅くはないと、ただ、私が思いますのは、平成１７年の３月に間に合うか、それがまだわかりませんものですから、それが間に合うかどうかが、避けては通れない、間に合いませんよということを今、一生懸命説明不足でございますけども、そういうことを私は話したつもりでございます。決して、合併が反対とか、そういうことに賛同して、皆様方にお話をしたつもりはございませんし、選挙の期間中、いろいろと話がございましたように、誰かが賛成と反対と分かれないと、選挙になりませんから、そのあたりのこともあったんじゃなかろうかなと、そのようなことも少しは思っているのも事実でございます。

今までの経緯を話しましたけども、単独と、そういう話でございますがということでございましたけども、決して単独という意味ではございません。それと、先ほど２番議員さんにも申しましたように、今、蘇陽町さんの方にそういうことで照会してございますから、今ここで左右したらこうなります、しなかったらこうなりますよというのは、今回はちょっと返事に、私自身も答弁に困っておりますから、お許しを願いたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　６番　野中謙三君。

○６番（野中謙三君）　自席から失礼いたします。

町長のお考え等は一応、今のところはわかりました。つい先日までは同じ席を並べておりましたものですから、だいたい考えておられることはわかります。ただ、今回は、もう立場が違います。町長でございますので、再度、また重ねて質問したいと思います。

先ほど、２番議員さんからの方からも町村合併について、いろんなご質問がございましたけども、その中で、１つだけはっきりしていただきたい点がございます。やはり、賛否は避けたい、今議会での答弁に関しては、ちょっと避けたいという御返事でしたけども、先ほどの臨時議会にございました折りには、町長自らおっしゃった言葉、あれはむしろ力強く感じた次第でございますけども、平成１７年の合併にはもう間に合わないから、その合併には間に合わないということで、その後の合併を目指すというふうな形で答弁されました。

しかしながら、今回、本議会の先ほどの答弁では、賛否についてはちょっと避けたいと、答えがちょっと鈍ったような気がせんでもないわけですけども、再度、そ

の辺のところを町長自身のお考えを示していただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　ただいま申しましたように、今、住民発議とか、いろいろとございまして、今、蘇陽町さんの方にそういう照会をしている現在でございますので、そういうことに関しまして、賛否を避けたいということでございます。

また、私どももその準備をするために、合併、この庁舎内、議員さんの方には、特別委員会ができておりますから、私どもの方も今回は、この前申しましたように、町村合併事務検討委員会等を設置いたしまして、そういう各種合併に対する各種の事務とまた資料収集などに向かってまいりたいと、そのようにも思っております。

私自身も今言いましたように、１７年に間に合わないということが１つの言い方としては、単独方向になったのではなかろうかなと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君）　６番　野中謙三君。

○６番（野中謙三君）　わかったようで、ちょっとわからない点もございますけども、期日は決まっているわけですね。平成１７年の３月いっぱい。それまでに、一応こういった協議会、あるいは、法定協議会、そういったので合併しますよという方向が定まっておれば、１年の延長は今のところ認められるという、今の段階では国の施策はそうなっております。しかしながら、今、住民発議の件に関しまして、蘇陽町に意見照会として出しておる。９０日間猶予があると、そういうのを待ってどうこうという部分とは別に、高森町自体がどうしたいのかという部分、あくまで人任せでことを進めるんではなくて、高森町という１つの大きな船がどっちの方向に進むかという舵取りをするのが、１つは町長の役割でもあるし、エンジン部分の議会でもあるし、住民の皆様の支援だと思います。ですから、やはり町長としては、自分としては、平成１７年３月までにどうしたいという部分を明確に出してもらわないことには、やはり合併検討の内部検討会、こういったのを確かに必要ですけども、じゃあ、内部検討会だけで、どういうことを進めていくのか、どういう目標に向かっていくのか、この辺がやはりなかなか見えてこないような気がいたします。１７年までにやるのかやらないのか、再度、町長自身の考え、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　今、６番議員さんからの方強く求められておりますけども、何回も申しますとおかしゅうございますばってん、私が思うのは、平成１７年の３月

には間に合いませんということです。私が言うのはそういうことでございます。やるやらんを今、私に今日、言いなさいと言われても、ちょっと私は返答に困っておりますということでございます。また、そのやるやらん、蘇陽町さんから上がってくるとはもちろん新聞等を見れば、早い機会かと思いますけども、まだまだ国の一つの施策、方向性も見極める部分もまだまだあるんじゃなかろうかなと、そのように思っておりますし、今日の新聞等にも何町村もいくつも住民発議、何とか発議といっぱい、球磨・錦においても、法定協議会が解散したとか、何かいろいろ、そういうよそのを見れば、そういうことがあまりにも多すぎるから、今、今日、私が「はい、蘇陽町と明日合併しますよ」と返事をするのには困っておりますということでございます。どうぞご理解いただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　６番　野中謙三君。

○６番（野中謙三君）　実際、わかって質問している部分もあります。お許し願いたいと思いますけども、ただ、間に合わないという根拠が実際わからないわけですね。１７年の３月までには間に合わないという根拠、実際、前町長、前の町長ですけども、前町長は、３月の定例会では、この質問をした時には、「単独でいきます」と断言されたわけですね。その時点で間に合わないと思われたのか、前町長は。もしかしたら、投げられたのかもしれないけども、今回に限っては、間に合わないという表現に関しては、今一、理解できない点がございます。その辺を町長はそうお考え、では、町の執行部側として、助役さん、たまには発言していただきたいと思います。助役さんの方のお考えなりをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　助役　阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君）　町長のご自身のお考えを聞くということで、私どもは心の準備はいたしておりませんでしたが、町長が申しましたように、今までの経過、また、今現在、蘇陽町と意見照会をしておりますので、それを待って、判断をされるものと思っておりますので、私からのコメントは差し控えさせていただきます。

○議長（相馬俊行君）　６番　野中謙三君。

○６番（野中謙三君）　一応、質問は１つについて３回までですので、間に合わないという根拠自体が本当はわからないものですから、間に合わせる努力をするという部分も十分必要だと思います。町長にあっても、もちろん執行部にあっても、議会側もそうですけども、とりあえずは、同じテーブルについてから、いろんな議論をしたい。これがやはり本音ではなかろうかと思います。よその家のことであだこうだと推測するよりも、我が家の船がどう動くか、それを十分煮詰めて、そして同じ

テーブルにつく、そして、次の方向を定めると、私はやはりとりあえずは、同じテーブルについていただきたい。その同じテーブルにつく手段として、早急にいろんな事柄を進めてもらいたいと、そういうふうに思っております。

第２点、次は、町長施策についてでございますけども、本会議の冒頭、所信表明という形で町長がなされました。今日は、せっかく、傍聴者の方も多数お見えでございますので、私も聞き逃している点がいくつかございます。大変失礼かとは思いますけども、その所信表明の中身について、だいたい概略的に３つの目標なり８つの重点施策、そういったことについて、町長の所信表明についてを重ねてお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　６番議員さんの施策についてのお話だったと思いますけども、先日、２７日の所信表明ということで、皆様方にお話を申し上げたところでございます。今、せっかく６番議員さんから傍聴者の方がいっぱい来ておられるので、ちょっと言うてやったらいいばいと言われますから、かっこよく言わせてもらいますばってんが、なら、８つだけお話を申し上げたいと思っております。

１つは、農業・林業・畜産を中心にした山間部との事業推進、後進の育成に努め、さらに、地産地消の開発を総合的に進めて、活性化を図りたいと、そのように申しました。

また、２番目は、男女共同参画社会、少子高齢化社会といった社会構築の中の変化に反映し、女性の社会進出や若者の雇用の促進の場を支援、求めていきたいと、そのようなことでございました。

３番目には、少子化対策に伴う生活環境保全対策として、子育て支援や教育支援、生涯教育に対応した新たな試みを進めてまいりたい。

４番目には、核家族や過疎化など、地域に配慮した福祉行政で、子供やお年寄り、障害者にやさしい環境づくりに努めてまいりたいと、そのように申しました。

５番目には、湧水トンネル公園をはじめ、千本桜、温泉館等、また朋遊館、物産館といった数々の既存の施設がございます。それを機軸にした俵山やら、グリーンロード、観光ルートの開通によります観光客の誘致を図りたいと、また、阿蘇特有の自然環境が大変たくさんございますものですから、環境資源の保全に努めながら、観光整備を行ってまいりたいと、そのように申しました。

また、６番目には、奥阿蘇に伝わる伝統文化の継承と、町民の声を反映した商店街づくり、町の活性化を図り、経済基盤構造による発展と繁栄を図りたい。

それから、７番目には、地方行政における町政の位置づけを町民のご理解をいただくよう、開けた町政をスローガンに情報公開を積極的に推進し、町民の視点と地域密着を最優先にしたい。

それから、８番目に、国際情報化に対応した情報通信や交通体制の整備を進め、安全・安心・快適な地域に努めたい。

そのようなことを８つで申しましたところでございます。

○議長（相馬俊行君）　６番　野中謙三君。

○６番（野中謙三君）　どうも重ねてありがとうございました。

町長の所信表明ということで、非常に聞き惚れとったわけでございますけども、注文をつけますとするならば、今回の大きな柱、メインは何だという部分、その点をお聞きしたいと思います。

特に、本来ですと、合併論議がどうこうという部分に関しまして、予算的な配慮もやはりその部分から本年度の予算から本当は考慮されていくべきではないかと思っておりましたけども、今のところ、合併が見えないままの予算計上ということで、本年度の取り組み、あるいは、本年度以降の町長の取り組みの姿勢としては、よくわかりますけども、とりあえず、本年から何をメインに持っていくのか、はたまた、どういったことを展開されようと思われているのか。その辺について、再度、お伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　今、合併の方にそういう予算かと、実際はそういうことだったかと思いますけども、今、合併の方は、住民の発議がまだ選挙期間中にはそういう合併の住民発議が出るとか、そのようなことを考えておりませんでしたし、終わってから、住民の発議でございます。まだ、６月の２３日の日に私は受けたばかりでございます。そこは合併のあれには入っていなかったかと思います。

何を主にするかということでございますけども、やはり、何回も昨日から言われておりますように、自主財源の確保に努めなさいということでございましたし、私自身も収入役さん、助役さんを置くということでございます。何のために置くかと言われた時に、ちゃんと申しましたように、私が外回り、飛び回って、一応金を稼ぎたいと、そういうことに一生懸命私がやりたいと、いろんなできるか、稼ぐとの言い方は悪うございますけども、できる限りのそういう有利な補助とか、いろんな助成をいただくようなことで一生懸命回ってまいりたいということでございました。

まずは、何と言いましても、農林業はもちろんでございますけども、今、これだけの停滞している中でやっていくには、やはり、観光が一番メインになるんじゃないかろうかと、その観光を起こすことによって、商店街の活性化もなにがしかできるということでございます。

今、その財政、自主財源を紐付きでない自主財源を確保するためには、手っ取り早くその観光の方がいいんじゃなかろうかなというふうな考え方が私が甘いかどうかは別にしても、そのような考え方をもとにして、今回の条例の改正と、入場料と申しますけども、１００円が３００円になったと、そういう経緯も少しはあるのも事実でございます。ただただ、今、せっかく南阿蘇は見直されておりますので、そこを精いっぱい利用する、または、今度、開通できます俵山トンネルを精いっぱい開通する、そして、今、我々の近くでございますけども、県道２８号線一つにいたしましても、今やっと青写真ができて、やっと計画段階に今乗っているところでございます。もう少し用地交渉にはかかろうかなと思うところでございますけども、そういう意味に関しましても、一生懸命観光ルート開発、そして、いかに滞在型の観光客を呼び寄せるかと、そのようなことに一生懸命、メインにしているところでございます。

主としてやるならば、自主財源確保を紐付きじゃない部分を一生懸命稼ぎたいなと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君）　６番　野中謙三君。

○６番（野中謙三君）　自主財源確保、本当は一番これが難しいですね。観光事業を展開されていく、さらには、その財源となる部分が紐付きでない財源としてのとらえ方となりますと、紐付きでないやつとなりますと、やはり一番手っ取り早いのが過疎債じゃないかなというふうに考えておりますけども、過疎債の場合には、高森町過疎地域自立促進計画、これに乗っていないことにはなかなかそれも使えないし、これは、１６年度までででございます。１２年度から１６年度まで、この中にありますのが、前町長も一生懸命うたっておられました産交跡地の問題等もこの中にうたってございます。

地域文化振興施設整備事業、こういったのでだいたい５億円程度、１５年度に５億円、１６年度にさらに５億円と、そういった計画がされておりますし、これは、議会も通っておりますので、この辺を使われるのかなという気がいたします。その点に関しまして、財源的確保をそのほかに何か、考えておられるのか、その辺を再度、お伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　今、私が紐付きと申しましたのは、決して今の観光で収入を得るということでございますと、今、おっしゃる過疎債ですか、過疎債にいたしましても、過疎債約７０％の補助として持ってくるそうでございますけども、やはり、それはそれでいろんな面で使う道がまだあるんじゃなかろうかなと、そのように思っております。それは、当然、組み入れて精いっぱい利用ができるものは精いっぱい利用させていただきます。

それと、何と言いましても、やはり、昨日から言われます、議員さんの方から言われますように、やはり何とかして、無駄を省くような、そのようなより一層そのような政策をしていかなければいかんなと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君）　６番　野中謙三君。

○６番（野中謙三君）　町の予算が４４億円、今回補正で４４億円余りになっておりますけども、最終的には、３月終わるごろには５０億円程度ぐらいにはなるんじゃないかなというふうに、私個人では思いますけども、その中にあって、削減する、節約する部分に関しては節約せにゃいかん。特に、一番高森町で予算見て一番びっくりするのは、やはり人件費の１０億円、今の予算の４４億円の中で１０億円の人件費が払われているという、この部分に関しては、当然、義務的経費として処理する部分がありますし、そうなると、投資的経費部分がなかなか圧迫されて、少なくなていく、その部分に関しては、やはり自主財源の確保というのは、やはり町長に課せられた大きな１つの責任であると、そういうふうにも思っております。節約するべきところを節約しながら、その財政的な根拠については、今後とも町長とまたいろんなこういう機会を通してまして、ご質問をさせていただきたいと思います。

次に、３番目の町総合計画について質問させていただきます。

今現在の計画が平成１１年度より平成１５年度までの５カ年となっておりまして、いよいよ本年において、向こう５カ年の計画を策定する時期がまいっております。私事ではございますけども、私が農業に従事した昭和５３年、その時に初めて、当時の振興計画というのを見させていただきました。最初見た時は非常にびっくりいたしました。全く知らないど素人でしたので、町にはこういう教育、あるいは福祉、あるいは議会、道路、こういったことに関しまして、特に農業、こういったことに関しまして、実によく計画されておるなと、１回目見た時は、非常に驚きがありました。そして、その後、数年経った後、新たな振興計画書ができましたよというお知らせがございましたので、再度見に行きまして、２回目にまたびっくり

いたしました。前の計画書とどこが違うとと、これが第一声でございました。違ったのは数字、非常に失礼ではございますけども、誰による、誰の誰による、誰のための計画書が全く２回目の点で私、わからなくなりました。

その当時、私もまだ２０代ということもありまして、この計画書は、役場職員の机による住民の計画書かなと、そう思ってしまったのは、２０代の若い頃の自分自身でございました。

そこにないのは何か。住民がいないんです。住民の参画がない。一生懸命その当時、農業をやっている中で、そういった町の計画の中で、農業がどういうふうに展開されていくのか、そういうのが全くわからないまま、わからない場所でつくられて、それが振興計画として、歩き出していく。これは農業に限らず、その他の分野においても、高森町に住んでいる私達住民の意見がそういった重要な当時の振興計画には反映されていなかった。私はそういうふうに感じておりました。

そして、今現在、名称は前回からですかね、総合計画という形でうたわれることになりまして、いよいよ本年がその作成を新たにまたする年、この総合計画の策定に当たっては、やはり人づくり、地域づくりを前任期期間中、強く私は訴えておりましたけども、一番大事な住民参画があっての総合計画、私はそう考えておりますので、この計画策定の今後の進め方について、お伺いをしたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　町長　藤本正一君。

○町長（藤本正一君）　今、６番議員さんからの方のご意見十分私もそのように実際、感じたところが現実でございます。感じたと申しますのは、６番議員さんがおっしゃいましたように、計画書を見て、そのような感じたのも事実でございます。

今回は、私が今思いますには、平成１１年の３月に１０年間の基本構想ができております。それは５年間見直すということでございますから、今年度で終わるわけでございます。今年度に平成１６年度予算に反映されるそれ以降の政策といいますか、策定が必要になってきたかと思っております。

今回、今、民間の手法と、いろいろとお話ありましたけども、私どもも今、考えておりますところは、今、森と風とか、いろんなグループができてボランティアの方が大変一生懸命町の行政に対してもアドバイスをなさっていらしております。そういう方々のお知恵も拝借いたしますとともに、我々のところにおきましても、進み方と申しますか、進む形としては、今、８つの方針といいますか、そういう視点を申しましたように、今、住民の方に何が必要なのか、また、住民の方が今何を望んでおられるのかということを大事にしながら、住民の意向を十分組み入れまし

て、前向きに検討し、計画を策定していきたいと、そのように思っております。

また、職員が計画を理解することも大変重要でございますものですから、計画づくりの段階においても、係内といいますか、係の方、課内でも十分議論を積み上げながら、この５カ年計画の作成に全員の方、職員の方も携わっていただきたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君）　６番　野中謙三君。

○６番（野中謙三君）　今度、執行部の方にもお聞きしたいんですけども、今後の総合計画の策定の進め方というよりも、いわゆるタイムスケジュールですね、すぐできるものではございませんし、いろんな住民の方々のご意見を取り入れたりとか、あるいは、いろんな各関係機関にお伺いを立てたりとか、そういった機関もございますので、そういったタイムスケジュール的なところまで具体的にお話いただければ幸いだと思いますので、これ、執行部の方でお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　企画財政課長　村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君）　今後のタイムスケジュールということでございますけれども、早速議会終わりましたら、今、部内では検討しておりますけれども、スケジュールの確定、私の考えておりますのは、だいたい７月から９月まで、そういった意見の集約、そういうのをやりまして、１０月頭に策定審議会の方を設置いたしまして、２カ月間の間に、最終的な調整を図って、１２月後半か、だいたいそのころになろうかと思いますけれども、予算編成方針等の中で、そういうやつを出していって、来年の予算につなげていきたいと、そういうふうに考えております。

併せて、先日もございましたけれども、補助金等の見直しもやはりそういった計画の中でも当然、議論していくことになろうと思います。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　６番　野中謙三君。

○６番（野中謙三君）　その中に、１つは住民参加の方法をとれないものかということが非常に私の昔からの願いでもございますし、これは僕だけではなくて、やはりそれぞれの分野でがんばっておられる方々の望みではなかろうかと思います。将来の高森町、自分達の分野がどうなっていく、どうしたいという部分の意見、こういったことに関して、どういった手法でそういった参画を促進されていくのかを再度お聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　企画財政課長　村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君）　ただいまのご質問は、どういった手法で参画をさせる

のか、していただくのかということで、今考えておりますのは、意見の聴取等も考えられますし、あるいは、そういった審議会の方にそういった方をお入れするのかと、そういったいろんな方法があると思いますので、これにつきましては、早急に結論を出して、先ほどのタイムスケジュールの中で十分組み入れができるような形で進めていきたいと思います。

○議長（相馬俊行君）　６番　野中謙三君。

○６番（野中謙三君）　住民参画というのが、やはり特色ある自治体づくりといいますか、地方自治においては、一番大事な点ではなかろうかと思っております。これまた、余談ではございますけども、念頭に申しました便利さと危険性、さらには、私は日本料理で言うと和え物というものがございますけれども、和え物が非常に大好きです。豆腐、わかめ、ウド、ネギ、さらに、それに味噌、酢、砂糖、酒、ごまなどでかき混ぜ合わせる料理ですけども、小さい器の中で、これらが混ぜ合わさって、１つの風味を醸し出す。チームワークという理想を例えるなら、この和え物が最も代表しているものではないかと、チームワークというのは、いつでもメンバー全員がルールを守り、相互理解を図りながら、共通の目標を達成していく。山の幸、海の幸、それぞれが自分の味を主張しながら、得も言われぬおいしい味をつくり出す和え物のような役場、議会、そういう町に皆さんとともにしていきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（相馬俊行君）　６番　野中謙三君の質問を終ります。

これで、一般質問は終了しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２　休会の件について

○議長（相馬俊行君）　日程第２　休会の件を議題とします。

２日と３日は、休会となっています。なお、両日が各委員会となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（相馬俊行君）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

－－－－－－－○－－－－－－－

散会　午後０時１１分

７　月　４　日（金）

（第４日）

平成１５年第２回高森町議会定例会（第４号）

平成１５年７月４日
午前１０時５８分開議
於　　議　　場

１．議事日程

開議宣告

日程第１　付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第２　議員派遣の件について

日程第３　特別委員長報告について

２．出席議員は次のとおりである。（１４名）

１番	宇藤　敬君	２番	白石博昭君
３番	山室克尋君	４番	山村將護君
５番	甲斐直三君	６番	野中謙三君
７番	本田生一君	８番	甲斐廣國君
９番	後藤和昭君	１０番	甲斐正一君
１１番	相馬俊行君	１２番	三森義高君
１３番	佐伯金也君	１４番	後藤英範君

３．欠席議員は次のとおりである。（０名）

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（２２名）

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	佐藤昭也君
総務課長	渡辺哲郎君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	佐伯実範君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	岩下光広君	税務課長	後藤秀希君
農林振興課長	広木冨八君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	桐原一紀君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	二子石　衛君	野尻出張所長	岩下健治君

収入役室長	岩下昭久君	教育委員会事務局長	岩下生人君
監査事務局長	佐伯秀和君	農業委員会事務局長	村嶋兵志郎君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	甲斐敏文君

５．本会議に職務のため出席した者の職氏名（２名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局係長	佐藤幸一君

開議　午前１０時５８分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（相馬俊行君）　おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

１番　宇藤　敬君からの発言の申し出があっておりますので、これを許します。

１番　宇藤　敬君。

○１番（宇藤　敬君）　おはようございます。１番　宇藤　敬でございます。

議長、よろしゅうございますか。

７月１日の本会議一般質問の発言の中で、不適切な発言がありましたので、高森町議会会議規則第６４条の規定により訂正をしていただきますようお願いを申し上げます。

訂正をお願いする部分は、「生まれる時に３つくらいのハンディがある」の部分を「生まれる時に自分で選択できないものがある」に、及び「自分の足を持たれない時に」の部分を「自分の交通手段を持たれない時」に訂正していただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（相馬俊行君）　ただいまの１番　宇藤　敬君からの申し出がありました、７月１日の本会議における発言の中の不適切な発言部分の訂正については、申し出のとおり、議長において許可します。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１　付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（相馬俊行君）　日程第１　付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

議案第２７号　平成１５年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君）　議案第２７号、平成１５年度高森町一般会計補正予算について

は、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。初めに、総務常任委員長　甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君）　８番　甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第２７号、平成１５年度高森町一般会計補正予算について、審議の結果を報告いたします。

７月２日午前１０時より午後３時まで、及び７月３日午前１０時より正午まで、第３・第４委員会室おいて、渡辺総務課長ほか古澤行政、甲斐地籍、岩下電算、安方消防、田上管財、各係、村上企画財政課長、甲斐課長補佐、岩下、石田各係、それに後藤税務課長、佐藤、岩下、馬原各係、各出張所長、岩下野尻出張所長、草部二子石、田上中央出張所長の出席を求めまして、委員全員出席のもと、詳細にわたりまして慎重に審議を行った結果、議案中の目１３地域づくり対策事業費委託料、中心市街地活性化拠点施設整備調査設計コンペ料につきましては、次のような意見をつけることといたしました。委員会といたしましては、今回、計上されている設計コンペについては、実施せず、実質的に整備を進めるための準備的予算として執行することで全員異議なく可とすることにいたしました。

その結果、平成１６年度から年次計画により、風と森計画を、これは前に一応計画が上がっておったものでございますが、それを踏まえ、真に活性化の拠点となる整備を行うよう、要望を添え、全員一致で可とすることに決しました。

もう１つ、同じく、議案２７号中、目の１２企画費、この項目につきましても、次のような意見をつけて可とすることにいたしております。企画費における移動通信鉄塔施設整備事業につきまして、当地域には学校・保育園・役場など、公共施設、または農協、商店等が集積している地域であります。このような地域において、通常時はもとより、非常時における通信手段の確保は重要な意味を持つものだと考えます。当委員会としましては、今回の施設整備に異を唱えるものではありませんが、町内すべての地域において、不通地域が解消されるわけではありません。他の携帯電話不通地域から要望があった場合、補助採択及び通信事業者の参加も現状では難しい状況であるとのことですので、事業実施に当たり、今後、町としてそのような状況にあることを説明し、駐在嘱託員を通じて理解を求めることを要望し、全員一致で可とすることに決しました。

なお、事業実施の際の施工業者につきましては、通信施設整備といった特殊な施設整備であるため、通信事業者の指定及び認定した施工業者が担当することの説明を受け、他町村における事業の際も同様なことであったことなどから、審議の結

果、了承いたしました。

また、地域ネットワークの整備、つまり、ブロードバンド構想と今回計上の地域情報格差是正事業との関連につきましては、地域情報通信振興関連事業として、広域的につながっておりますが、今回の事業への取り組みによる将来の事業への影響、つまり、事業採択が難しくなる恐れは直接的にはないであろうとの説明を受けました。先に指摘のありましたブロードバンド構想については、今後の国の施策等に十分留意し、将来の情報通信の中心的に位置づけを目指し、高度なサービスを提供し、ひいては、企業誘致等による自主財源の増大につなげる取り組みを進めるよう要望を添え、全員一致で可とすることに決しました。

以上、第２７号議案については、報告終わります。

○議長（相馬俊行君）　文教厚生常任委員長　野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君）　６番　野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第２７号、平成１５年度高森町一般会計補正予算について、審議の経過及び結果について報告いたします。

平成１５年７月２日午前１０時より教育委員会、午後１時より住民生活課、保健福祉課、それぞれを第１委員会室において全委員出席のもと、教育長、各関係課長、各担当職員に出席を求め、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

また、７月３日午前１０時より午後５時まで、全委員５名と教育委員会、阿部施設管理係長及び保健福祉課緒方主事、計７名により、管内すべての小中学校及び跡地１１箇所、保育園５箇所、視察を行いました。

主な審議内容について、説明いたします。

教育委員会関係では、スクールバスの運行の土日に関しまして、学校行事については、教育委員会及び学校間での十分な日程調整を行い、児童生徒の負担軽減を図る必要性が出されております。

また、高森高校通学生助成については、山間部の生徒が対象となっておりますけども、この制度自体の見直しの必要性とさらに、少子化対策の１つして、町の奨学金制度についても、現在の貸付枠が少ないこともあり、枠の拡大を図り、さらに、償還期間の延長についても検討する必要があることから、来年度からの実施が強く望まれることとなりました。

また、各種団体への補助金、助成金のあり方については、本年度を最後とする考え方に基づいて、全体的な見直しを推進することとなりました。

さらに、多目的スペースとして一般開放している高森中学校の図書室に関して、図書司書を独自に配置し、各学校間の各団体との連携を深めるよう検討する意見が出されております。

保健福祉課関係におきましては、将来的な保育園統合を目指すためにも、草部、草部北部、河原、野尻保育園５箇所を８月、９月を試行的に園外保育を実施することにより、将来的な保育園統合を目指す保護者の理解を得るよう努力してもらうこととなっております。

次に、管内施設視察の内容としまして、各地域に学校統合による跡地問題等が懸案事項として残されておりますが、昭和６１年より始まった学校統合の跡地、あるいは、建物については、売却を含めて検討し、投資的経費を抑える努力を望む声が強く出されております。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君）　建設経済常任委員長　後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君）　９番、建設経済常任委員会に付託されました報告をいたします、後藤でございます。

議案第２７号、平成１５年度高森町一般会計補正予算について、７月２日午前１０時から、庁議室におきまして、全員出席のもと、農林振興課、農業委員会、商工観光課、建設課、水資源対策課の各課長並びに課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、また、翌３日には事業を実施箇所の現地確認等を行い、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君）　各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　１３番　佐伯でございます。

各常任委員会に付託されました案件について、それぞれの委員会の報告を受けました。

それで、予算案については、各委員会皆様のご理解で可ということの報告でございましたが、この歳入の中身におきまして、湧水トンネルの入館料のアップの問題によります商工費の使用料が増額になっておりますし、また、移動通信用鉄塔施設整備事業者に対する事業に対する分担金または国庫支出金なり、また、地方債の金額が上がってきております。鉄塔建設につきましては、いろいろとブロードバンドの問題等についての条件が出されておりますけれども、私といたしましては、今後

において、その事業等について、または必要性、または今後、高森色見地区におけるブロードバンド化、光ケーブルの整備等についての国庫支出金、国庫補助の可能性というものがかなり薄れてくるんじゃないかなと、この事業によって、思っております。

よりまして、私といたしましては、この補正予算案について、修正の動議を準備いたしております。よりまして、この動議が皆さん方のご理解が得られるか、得られないかという問題について、皆さん方でご論議をいただきたいと思っておりますが、この件につきまして、読み上げをさせていただきますが、地方自治法第１１５条の２の規定によりまして、日程第４　議案２７号、平成１５年度高森町一般会計補正予算について、修正の動議を提出いたしたいと思っております。

その内容は、款１０の分担金及び負担金２，０３３万５，０００円から、項１の分担金１，７３７万円を減額し、補正額を２９６万５，０００円に、また、款１１の使用料及び手数料２，４９５万２，０００円の項１使用料を２，４８５万円減額し、補正額１０万２，０００円に、また、款１２国庫支出金の項２の国庫補助金５，５０３万１，０００円を５，２１１万１，０００円減額し、補正額２９２万円に、款１９町債の項１町債を２億２，７３０万円から２，３６０万円減額し、補正額２億３７０万円に、今回の歳入補正総額を４億１，２７９万６，０００円にし、また、歳出では、款２総務費の項１総務管理費の今回の補正額１億１，９４８万５，０００円から目１２企画費にある野尻地区移動通信用鉄塔施設整備に係る費用１億４２２万３，０００円を減額し、また、目１３地域づくり対策事業費にある市街地活性化拠点施設整備調査費５０万円を減額し、１，４７６万２，０００円にし、そして、款６商工費の項１商工費の今回の補正額３，５７１万２，０００円から目６湧水館管理費にある工事請負費を１，４５０万円減額し、２，１２１万２，０００円に、最後に、款１３予備費の項１予備費のマイナス２７万４，０００円を１２９万２，０００円に増額し１，０１８万円に、そして、今回の歳出補正総額を４億１，２７９万６，０００円にし、補正後の補正予算総額を歳入歳出それぞれ４３億３，５７９万６，０００円にしたいというような私は動議を提出いたしたいと思っております。

それについて、動議の必要性についての取り計らい、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　ただいま、１３番　佐伯議員から修正動議がありましたが、これに賛同者はおられますか。

賛同者がおられませんので、動議は成立いたしませんでした。

○議長（相馬俊行君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。はい、１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　ただいま、修正の動議については、動議としての取り扱いがなされないということになりました。で、私といたしましては、この件について、十分な内容等についても、各常任委員長から報告がなされておりますけれども、こういう財政厳しい状況の折り、やはり確固とした歳入基本というものができた事業を率先して行うべきであり、また、経済効果というものを十分考慮した上での事業を計画が私としては一番町民の幸せにつながってくると思っておりますので、以上の先ほど申し上げました歳出部分についての予算が計上されておる補正予算については反対いたします。

以上です。

○議長（相馬俊行君）　ほかに討論ありませんか。賛成討論ありませんか。はい、１２番　三森義高君。

○１２番（三森義高君）　１２番　三森でございます。

今、１３番議員さんの方から反対的な討論が行われたわけでございます。中身について、詳細に修正動議も出されたような事実もございますが、大変厳しい時期ではございます。これは、もうはっきりわかっておることでございます。しかしながら、本予算において、各委員長、各委員の皆さん方のご審議をいただいた中での決定がなされております。それにつきましては、私においては、賛成ということでいきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　これで討論を終わります。

これから、議案第２７号について、採決をいたします。

本案については、起立採決によって行います。

議案第２７号については、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

［賛成者起立］

○議長（相馬俊行君）　起立多数です。よって、議案第２７号、平成１５年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

議案第２８号　平成１５年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君）　議案第２８号、平成１５年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務委員長　甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君）　議案第２８号、平成１５年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、審議の結果をご報告申し上げます。

７月３日、税務課長岩下、それに佐藤、馬原各係長出席のもと、また委員全員出席し、詳細にわたり説明を受け、慎重審議いたしました結果、全員一致可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君）　委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。よって、議案第２８号、平成１５年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

議案第２９号　平成１５年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君）　議案第２９号、平成１５年度高森町老人保健特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長　甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君）　議案第２９号、平成１５年度高森町老人保健特別会計補正予算について、７月３日、税務課長、それに各係長出席のもと、各係ですね、出席のもと、詳細に説明を受け、委員全員出席のもと、慎重に審議を重ねた結

果、全員一致で可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君）　委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。よって、議案第２９号、平成１５年度高森町老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

議案第３０号　平成１５年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君）　議案第３０号、平成１５年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長　後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君）　建設経済常任委員会に付託されました議案第３０号、平成１５年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、７月２日午後１時半から庁議室におきまして、全委員出席のもと、水資源対策課長の出席を求め、内容について詳細に説明を受け、また、翌３日には、質疑のありました事業実施箇所のポンプ等の確認等も行い、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君）　委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。よって、議案第３０号、平成１５年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

議案第３１号　高森町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君）　議案第３１号、高森町手数料条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長　野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君）　６番　野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第３１号、高森町手数料条例の一部を改正する条例について、審議の結果及び内容について報告いたします。

平成１５年７月２日午後１時より第１委員会室において、全委員出席のもと、住民生活課課長及び各担当職員に出席を求め、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君）　委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。よって、議案第３１号、高森町手数料条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

議案第３２号　高森湧水トンネル公園設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君）　議案第３２号、高森湧水トンネル公園設置条例の一部を改正する条例については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長　後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君）　建設経済常任委員会に付託されました議案第３２号、高森湧水トンネル公園設置条例の一部を改正する条例については、７月２日午前１０時から庁議室におきまして、全委員出席のもと、商工観光課長並びに課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、また、翌３日には、事業実施箇所の現地確認等も行い、慎重に審議した結果、町民に対しては割引券または優待券などの対応を検討するよう意見が出され、全員原案のとおり可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君）　委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。はい、１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　１３番　佐伯でございます。

高森湧水トンネル公園設置条例の一部を改正する条例でございますが、今回の条例の中身にいたしましては、中学生以上の入園料１００円から３００円、小学生のところを５０円から１００円に改めるということでございます。

先般、質疑付託の際に、町長の方からのご答弁がございましたが、その中に駐車料金も含むというような話もございました。答弁もございました。７月１日からＪＴがたばこ料金に２０円上げたことによりまして、２００億円の減額と、減収見込みということでございます。ということで、私といたしましては、１００円を３００円に上げる、また、５０円を１００円に上げるということが即、湧水トンネル公園の使用料のアップにつながるとは私は到底考えることもできませんし、トンネル内の整備についてもまだ不十分であると、そのような中で、こういうふうに単に、安に料金を上げるという行為については賛成しかねるものがございますから、この

改正する条例については反対をいたします。

以上です。

○議長（相馬俊行君）　ほかに討論ありませんか。賛成討論ありませんか。はい、１２番　三森義高君。

○１２番（三森義高君）　今、反対討論で出ました。実は、私も実は反対の方の討論をいたしたいと思います。と申しますのが、このトンネル公園の設置条例と申しますと、まだ条例をつくりまして、日が浅いということが１つの意見でございます。まして、これが１００円から３００円に上げると、３倍になるということが本当にプラスになるのか。せっかく、入り込み客が増えておる中にただ単なる３００円に上げて、収入が維持できるという考えのもとはいいかもしれませんけれども、入り込み客がそれに伴って減れば、周辺の本当の活性化がそれに伴って反映できるのか、そこらあたりが大変不安な面がございます。

そういうことを踏まえますと、本当に３００円、３倍に上がった時点で、これが正当な設置条例なのか、そこらあたりが大変不安視いたします。また、中の施設においても、この設置条例、今々決めたこの１００円を３００円にするだけの施設の中の整備というものが全然できておりません。それを考えます時に、３００円に上げる口実というものがどうも伴わないというのが、私の意見でございます。

あくまでも駐車場を絡めますと、大変おかしな観光施設になりはしないか、そこらあたりを踏まえまして、私も反対ということで意見を述べさせていただきました。

○議長（相馬俊行君）　ほかに討論ありませんか。賛成討論ありませんか。はい。

○４番（山村將護君）　私は本案に対し賛成をいたします。提案理由にありますとおり、維持管理及び施設の充実を図るためであるとともに、今まで高森町が打ち込んでまいりました金に対する応分の負担を観光客に求める、そういう条例ではなかろうかと思いますので、賛成いたします。

○議長（相馬俊行君）　これで討論を終わります。

これから、議案第３２号について、採決をいたします。

本案については、起立採決によって行います。

議案第３２号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

［賛成者起立］

○議長（相馬俊行君）　起立多数です。よって、議案第３２号、高森湧水トンネル公園

設置条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

議案第３３号　高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君）　議案第３３号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長　甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君）　総務委員会に付託されました議案第３３号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、７月３日、税務課長ほか係全員、それに委員全員出席のもと、慎重に審議を重ねたところでございますが、本日、午前９時より１１時まで、委員全員ではとても結論を出せないということで、全員協議会を開いていただきまして、慎重に審議を重ねた結果、町執行部、町長さんを含めてですね、執行部に対し、これは、私も何年度かははっきりいたしませんが、特別会計についての不祥事、この問題が完全に解決しておらない中で、簡単にこの可とすることはどうかというふうな意見でございました。そういうことで全員協議会を開いていただいたわけでございます。税務課長の詳細なる説明の中で、これは国・県の条例改正に伴うものであって、どうしても時期的にも今回、継続審議にしてもらうのは非常に厳しいというようなご意見もございました。そういうことで、皆さんにお諮りして、慎重審議をし、また、執行部にもお願いをして、この問題と不祥事の問題を切り離して考えていこうというようなことになったわけでございます。

そういうことで、答えといたしましては、執行部と議員一体となりまして、全面的な、全面的になるかどうかわりませんけれども、不祥事の解決については、早急に対応を図っていきたいということをお約束をいただいた上で、全員一致で可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君）　委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　１３番　佐伯でございます。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の審議が総務常任委員会において開かれました。委員長の報告のとおり、総務常任委員会として一番大きな問題でございます健康保険の使い込みの問題、これをどうするかというような問題も踏まえまし

て、私達にも参考的に意見を聞きたいということで、意見聴取の場を設けていただきました。

その際に、出ましたことは、やはり、平成１０年にこの問題が発覚し、それからもう５年間、いろいろと前町長、また、元の収入役、様々な担当課の職員、課長、管理職の方達が日夜努力をされていらっしゃったということは、私達も議会議員活動の中で見てはおりました。しかしながら、依然として結果が出ない。そういうふうな中で、やはりこういうふうに税条例を上げるということが大変私達としては、町民に対して負担を負わせるような結果になるんじゃないかということで、十分考えをいたしましたので、参考的に委員会、総務常任委員会の中での話の内容を再度確認をいたしますが、意見の中に参考意見を聞かれた中において、今後、法的措置、要するに、訴訟を踏まえて前向きにやっていってくれんことには簡単にこの問題を切り離すなんていうこともなかなかできないような意見が出たと思いますが、この件について、執行部の話し合いの結果というものを再度、委員長の方から報告をお願いをいたしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君）　総務常任委員長　甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君）　訴訟につきまして、執行部と協議をした結果、全員協議会でもご報告申し上げましたけれども、非常に相手があることであるし、また、訴訟を起こして勝つという決定づけは非常に難しい。これもやっぱり訴訟を起こす上においては、町費を使わなければならないということでございますし、相手につきましても、まだ、なかなか絞り込めない部分もあるし、ここで即答ということは非常に難しいと、町にもちゃんとした顧問弁護士もおられますので、その人とご相談をし、そしてまた、議会ともご相談をし、早急にこの問題については、前の町長の責任問題、その他含まれると思いますけれども、解決に向かって、精いっぱい努力したいというのが町長さんの報告であったと思います。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　訴訟についての要求が議員の中からも上がりまして、それについての話し合いも総務常任委員会であっておったというふうな報告でございますが、今から検討してやっていくということでございますけれども、私どもの経験からいたしますと、平成１０年からこの問題発覚し、当時の担当者それぞれ一生懸命この問題について協議を議会も併せて執行部とやってまいりましたが、その今日までの間に、前の助役、それに収入役、税務課長、それに会計室室長それぞれ退職を

されておるという現状でございます。どんどん担当者が減っていく中において、これ以上、この問題について、私は延ばしていくことが本当に町民に対する負担をなくしていくということにつながるのか、それは私としては疑問をするわけでございます。

問題は、町民に対して、この問題は本当にどうにもならない問題である。要するに、訴訟しても白黒がつかないと、または、訴訟をしても、弁済的な損害賠償を負わすことができないという、そういうふうな決断というものをはっきりつける時期が僕はもう来ていると思っております。

ですから、常任委員長がお話がありましたが、訴訟について、前向きであったのか、前向きでなかったのか、その件についても報告を再度、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君）　総務常任委員長　甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君）　再度、お答えをいたします。

訴訟につきまして、今さっきご報告申し上げましたとおり、顧問弁護士とよく相談して起こすべきか、または、ほかの方法でやるべきかは、早急にご相談を申し上げ、回答をしたいということでございました。

○議長（相馬俊行君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。よって、議案第３３号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

議案第３５号　辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（相馬俊行君）　議案第３５号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、

総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長　甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君）　総務委員会に付託されました議案第３５号、辺地に係る公共的施設の整備計画について、７月２日、企画財政の課長、課長補佐出席のもと、委員全員出席の中で、慎重に審議をいたしました結果、先にご報告を申し上げました一般会計補正予算の中の２７号の中でも申し上げましたような意見をつけて、全員一致で可とすることに決しましたので、ご報告終わります。

○議長（相馬俊行君）　委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。１３番　佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君）　議案第３５号の辺地に係る公共的施設の整備計画についてということで、総務常任委員会から先にいろいろと報告書をつけてという、指摘をつけてということでございますが、ここにうたわれております公共的施設の整備を必要とする事情ということがございますが、この内容で、やはり、緊急、災害、いろいろな非常時の場合の情報的な手段ということで書かれておりますけれども、現在、町の事業におきまして、独居老人の世帯につきましては、緊急通報システムの整備が年間計画で行われております。そういう中において、やはりそういうふうに災害発生時、非常時の場合の手段として、やはり私といたしましては、現在の緊急情報システムが一番お年寄りあたりにも使いやすいと、そのように自覚をいたしております。

それに合わせまして、非常時の情報の手段といたしましては、高森町といたしまして、以前、防災無線等の配置の件で議会の中でいろいろと議論もなされておりますが、外で仕事をされる方達が多いということで、電話よりも防災無線、スピーカーによる啓発であるということで、建設が進められた経緯もございます。

そういうふうな中におきまして、やはり、この事業においては、できれば、防災行政無線の整備、または、緊急情報システムの整備充実を図る方が私は一番この地域における災害発生時においての情報伝達の方法であると思いますので、私といたしましては、反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（相馬俊行君）　ほかに討論ありませんか。１０番　甲斐正一君。

○１０番（甲斐正一君）　１０番　甲斐でございます。

今、本案に対して、私は賛成の立場で答えたいというふうにお願いしたいというふうに思っております。

住民の福祉の向上、私達の住民の福祉の向上の現状、また、生活を維持をしていくために、野尻地域をより過疎の方向にしないために、このようなシステムをお願いするわけでございます。どうか、このことを踏まえていただき、そして、賢明なる議員各位の切なるご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（相馬俊行君）　これで討論を終わります。

これから、議案第３５号について、採決をいたします。

本案については、起立採決によって行います。

議案第３５号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

［賛成者起立］

○議長（相馬俊行君）　起立多数です。よって、議案第３５号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、委員長の報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２　議員派遣の件について

○議長（相馬俊行君）　日程第２　議員派遣の件について、議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布してあります内容で派遣したいと思います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。よって、議員派遣については決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第３　特別委員長報告について

○議長（相馬俊行君）　日程第３　特別委員長報告についてを議題といたします。

交通総合対策特別委員長の報告を求めます。交通総合対策特別委員長　佐伯金也君。

○交通総合対策特別委員長（佐伯金也君）　それでは、ただいまから、交通総合対策特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

協議内容につきまして、平成１５年７月１日午後１時３０分から、第３・４委員会室におきまして、委員６人、それに総務課長、総務課長補佐、建設課長、企画財政課長、企画財政課課長補佐、及び企画担当者の出席のもとに委員会を開催をいたしました。

まず、現在、運行中の路線バス、福祉バス、スクールバスにつきましては、１０月１日より一本化して町民バスとして運行することを本年３月に確認をいたしておりました。学校の登下校時間及び行事等を考慮した結果、町民バスの定期運行を考えたダイヤ編成ができないことから、一本化できないということを確認をいたしました。

したがいまして、スクールバスを除き、路線バスと福祉バスとを一本化し、極力１０月１日をめどに、町民バスとして運行することを再確認するとともに、関係機関と十分検討協議を行い、スムーズな移行が図られるよう事務局に要望をいたしました。

また、なお、高森を発着とする広域的な路線バス、熊北産交、宮崎交通、竹田交通につきましては、現状のとおり運行を維持することとなっておりますが、津留～竹田線につきましては、町民バスの運行に伴い、廃止の方向でバス会社や関係者と十分協議するよう事務局に依頼をいたしました。

続いて、町民バス運行計画の路線や運行回数、料金設定案についての説明を受けました。これは、現在、運行中である福祉バスの利用状況や利用者の声、バスに設置された募金箱への募金状況などを取りまとめた結果、事務局から出された案でございます。

路線と運行回数につきましては、高森色見地区で運行する通称色見環状線が１日５便で、毎日運行、高森地区の南在～津留線と山東部の草部南部線、草部北部線、それに津留～野尻線、河原線、尾下線が週２回で１日２便の運行計画案が出されております。

全部で７路線の運行で料金設定につきましては、全路線一律１００円と２００円にする案について協議をいたしました。その結果、乗車距離は短いながらも毎日５便運行する色見環状線、通称色見環状線、乗車距離が長くなる山東部については、週２回で１日２便の運行ということ、高森地区の南在～津留線につきましては、料金の一本化を図るという観点及び温泉館利用等の利便性向上から、ご理解をいただくこととし、立地条件、及び運行に係る経費等を勘案した結果、一律２００円に設定することに決定をいたしました。

また、町民バスの子供料金につきましては、小学生未満が無料、小学生が１００円、中学生以上は大人料金と同じ２００円で決定をいたしました。

また、山東部の町立保育園、野尻保育園、草部保育園、草部北部保育園、河原僻地保育園につきましては、今後、統合を目指して、現在、集合保育も計画されております。併せて、今年度試行期間として、送迎バスを運行されるようでありますが、町民バスやスクールバスとの関連、さらには、保護者とも十分協議をするよう事務局に依頼をいたしました。

町民バスの移行は、高齢者や子供などの交通弱者への対応を強化することにより、地域住民の福祉の向上、さらに、財政状況の改善に資することを目的とするものでございます。

今回の計画に基づき、関係機関との十分なる協議、道路調整を行い、充実した運行が図られることを期待いたしまして、報告といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（相馬俊行君）　議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長本田生一君。

○議会広報特別委員長（本田生一君）　７番　本田生一でございます。

今回の広報委員会の中で、私、広報委員長というようなことでございますけれども、新議員さん方全員と先輩の三森議員がおられますけれども、何ら私どもも初めてでございまして、これからどうやって、この広報誌をつくっていったらいいかというようなことで、私どもは心配をいたしておりましたけれども、わかりませんので、先輩の野中議員、また、議会事務局長をお呼びいたしまして、７月１日の日に委員会室で委員会を行いまして、今後におきましては、各常任委員会の委員長さん方の助けをいただきまして、ご指導なりいただきまして、私もそれをまとめてこれから広報誌をつくっていかなくてはならないと思っております。今から先輩の議員さん方のご指導なりをいただきまして、これからいい広報誌をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。お世話なります。

以上です。

○議長（相馬俊行君）　町村合併検討特別委員長の報告を求めます。町村合併検討特別委員長　三森義高君。

○町村合併検討特別委員長（三森義高君）　１２番　三森でございます。

町村合併検討特別委員会の報告をいたしたいと思います。

町村合併特別委員会を平成１５年の６月の２５日１３時から１５時まで、第３・

第４委員会室において、全委員出席、また、統一地方選後、初めての町村合併特別委員会でございます。また、県の振興局を講師として招いております関係上、新１年議員さんの自主参加ということで、オブザーバーで呼びかけをし、本田生一議員、甲斐直三議員２名出席されております。また、説明と申しますか、執行部の方から町長、総務課長、総務課長補佐出席をいただいております。

それでは、審議の経過及び結果を申し上げたいと思います。

町村合併に関する今後の取り組みについて、県阿蘇地域振興局、振興調整草野室長、及び西野主幹、市町村担当でございますが、主幹を講師に招き、１番目に、三位一体の改革、市町村合併に関する国の動き、また２番目に、経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００３年と、また３番目に、国庫補助負担金整理合理化方針、また４番目に、今後の地方自治制度のあり方についての中間報告、また、５番目に地方財政計画、平成３年度と平成１５年度の比較、６番目に、財政シミュレーション、矢部・清和・蘇陽合併協議会作成の資料、また、総務省作成全国の合併の動き、８番目に、県内各地域における市町村合併に向けた動き等について、別紙資料に基づき、研修会を行ったところでございます。

この中で、財政的にも行政的にも非常に厳しくなってきているが、負担と受益の関係、住民と町との関係が今後、重要な課題であり、住民に住民の意見を最も重要視することが肝要であると述べられております。

また、意見交換の中では、県の指導体制や今後の展開などについて、質問があったところでございます。

また、６月２４日の県知事答弁では、各地区での方向性が決定したら、県が支援するとの見解を出されている。また、このほか、合併できなかった場合は、強制的な合併はあり得ないが、町村の財政、行政的に無理がある場合等においては、勧告などの指導がありますと、法的ルールからすると、交付税の５割カットもあり得るが、段階的であるし、１７年度以降においては、投資的経費、人件費の削減など、１０年ぐらいの計画で行う必要がある。いずれにせよ、小さな町村をつぶすようなことはないものと思われるという振興局室長の言葉でございます。

また、今後、特別委員会といたしましては、蘇陽町を合併対象とする協議会設置請求の住民発議がなされております。機会を見て、県の指導を受けながら、勉強会などを頻繁に行い、住民に情報提供をしていくことなどを確認し、また、県は、町と連携を進めていくという見解をいただいております。

このようなことを踏まえまして、本委員会の結果報告をいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君）　以上で、特別委員長の報告を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（相馬俊行君）　これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次期議会の運営につきましては議会運営委員会に、交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、町村合併問題につきましては町村合併検討特別委員会に、それぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（相馬俊行君）　異議なしと認めます。よって、議会運営委員会・交通総合対策特別委員会・議会広報特別委員会・町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託することに決定をいたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（相馬俊行君）　大変お疲れでございました。執行部にとりましても、議会にとりましても、新しい体制での初めての定例議会でございました。私自身、大変不慣れでございまして、皆さん方に大変ご迷惑をかけたことをお詫びを申し上げます。

議会は言論の府でございます。賛否両論意見を闘わせ、これからますます町民福祉のため、また、町発展のために、より良い議会になることをお願いを申し上げます。

会議を閉じます。

平成１５年第２回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会　午前１１時５６分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高 森 町 議 会 会 議 録
平成15年第２回定例会

平成15年６月発行

発行人　高森町議会議長　相　馬　俊　行
編集人　高森町議会事務局長　長　尾　和　博
作　成　株式会社アクセス
電 話（096）372-1041

高 森 町 議 会 事 務 局

〒869-1600　阿蘇郡高森町大字高森2168
電 話（09676）2-1111